

久慈市中心市街地活性化基本計画

平成19年 5月

岩手県久慈市

平成19年 5月28日 認定

平成20年 3月31日 変更

平成21年 12月 7日 変更

平成22年 7月 8日 変更

久慈市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 -----	1
(1) 久慈市の概況 -----	1
(2) 中心市街地の成り立ちと変遷 -----	2
(3) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況 -----	2
(4) 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握 -----	3
①人口・世帯 -----	4
②商業 -----	7
③交通 -----	13
④観光 -----	18
⑤都市計画 -----	20
⑥住宅 -----	21
⑦公共公益施設 -----	23
⑧市民活動 -----	24
(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析 -----	25
①久慈中心市街地街づくりアンケート調査 -----	25
②来街者アンケート -----	27
③転勤者アンケート -----	28
④市民満足度アンケート -----	29
(6) 旧法に基づく中心市街地活性化基本計画等の取り組み状況 -----	31
(7) 中心市街地活性化に向けた課題の整理 -----	36
(8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 -----	39
2. 中心市街地の位置及び区域 -----	41
3. 中心市街地の活性化の目標 -----	45
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 -----	56
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 -----	61
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 -----	64
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 -----	67
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 -----	81
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 -----	86
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 -----	96
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 -----	101
12. 認定基準に適合していることの説明 -----	104

様式第4 [基本計画標準様式]

○ 基本計画の名称：久慈市中心市街地活性化基本計画

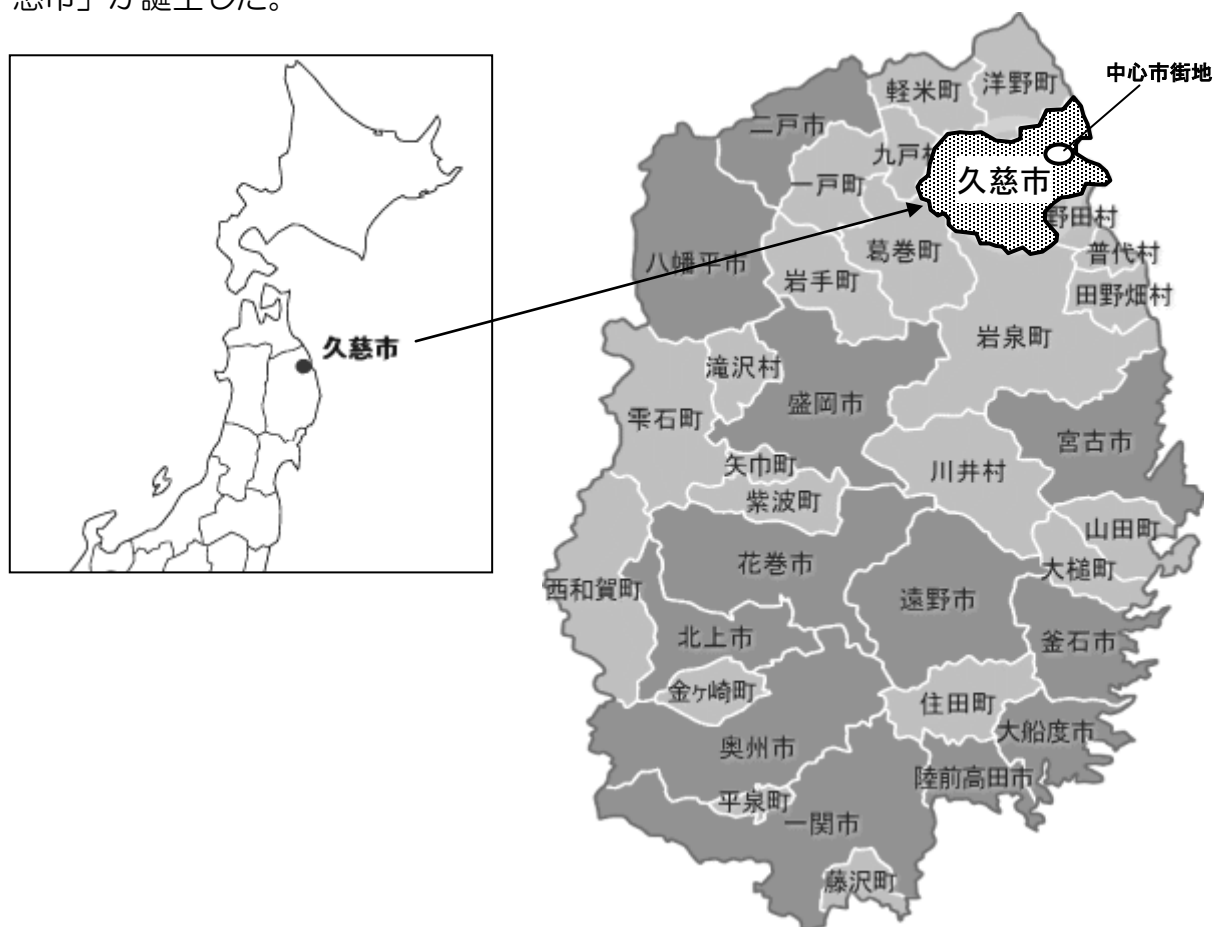
○ 作成主体：岩手県久慈市

○ 計画期間：平成19年5月から平成24年3月まで（4年11月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

（1）久慈市の概況

- ・本市は、岩手県の沿岸北部に位置し、東部は太平洋に面し、西部は北上高地が南北に走り、沿岸部には海岸段丘が広がっている。平地は極めて少ない地形であり、内陸部は白樺林や溪流が、海岸線は陸中海岸国立公園に指定されているなど、雄大な自然景観が見られる。
- ・三陸鉄道北リアス線とJR八戸線が接続する県北沿岸の拠点都市となっている本市は、「海女とやきものと琥珀のまち」として知られており、観光とともに、農業、漁業、製鉄業などの産業を基盤として発展してきた都市である。
- ・平成18年3月6日に、旧久慈市と九戸郡山形村が合併し、人口約4万人の新たな「久慈市」が誕生した。



（２）中心市街地の成り立ちと変遷

- ・ 1189 年（文治5年）南部光行が糠部5郡を賜り、1220 年（承久2年）にその子南部朝清が大川目に館を築き、久慈氏を名乗ったと伝えられ、その頃から町づくりが始まった。
- ・ 本市の市街地は、古くから市の立った大川目町の三日町、盛岡藩の代官所が置かれた宇部町中心地区などで最初に開けた。これらの地区では比較的古い商家や民家がみられる。
- ・ 昭和 5 年に鉄道（八戸線）が延伸され、当時の町外れに久慈駅ができたことから、市街地は大川目町方面から久慈川の下流にかけて線状に広がりを見せ、駅前は次第に賑やかな中心地となっていた。
- ・ 昭和 20 年の久慈大火を契機として昭和 32 年からの土地区画整理事業による国道 281 号、県道久慈駅停車場線などの整備、さらには昭和 59 年の三陸鉄道の開業により、現在に至る交通基盤が整備され、駅西側の市街地は多くの市民、来訪者によって賑わい、商店街が形成されてきた。
- ・ 中心市街地は、商店街の形成とともに市役所や県地方振興局、県立病院、税務署などの公共公益施設が立地し、多様な機能が集積した市民の生活に欠かせない場所、いわば「久慈の顔」ともいうべき場所であった。
- ・ 昭和 42 年に駅東側の川崎製鉄久慈工場が閉鎖しその広大な跡地に、それまで中心市街地外にあった市役所や、久慈高校長内分校、久慈警察署、久慈税務署などの公共公益施設が整備された。
- ・ 近年、レクリエーション・市民ニーズの多様化やモータリゼーションの進行による生活圏の拡大にともなう商店街離れ、県立病院の移転、中心市街地内大型店（ダイエー）の撤退などにより、次第に商店数の減少と人通りの減少が相まって、現在の商店街の活力の低迷につながってきていると考えられる。
- ・ しかし現在でも、多様な都市機能が集積し、多くの市民が生活しているとともに、600 年余の歴史を有する「久慈秋まつり」が開催されるなど伝統文化が息づいている中心市街地は、本市のアイデンティティを形成している場所であり、市民生活の拠り所であることには変わりがなく、今後も「久慈の顔」として都市機能の維持や活力の再生、伝統文化の継承などが必要となっている。

（３）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況

①歴史的・文化的資源

- ・ 砂鉄の産地でもある本市は、江戸時代においては有数の鉄産業のまちであった。中心市街地の東側に隣接する現在の市役所が設置されている周辺には、かつて川崎製鉄所があり、本市の発展を支える産業として栄えていた。

- ・本市は国内最大・世界有数の琥珀の産地であり、国内においてその歴史は、奈良方面の古墳から出土する琥珀が久慈産であるなど古代に遡る。
- ・600年余の歴史を有する「久慈秋まつり」が9月に開催され、豪華けんらんな風流山車や勇壮なみこしが中心市街地内を練り歩く。また、約360年の歴史を誇る市日が現在も開催されており、多くの人々で賑わっている。
- ・上記の歴史的・文化的資源は、本市の中心市街地を特徴づけるものであり、地域住民のコミュニティやアイデンティティを構成する重要な要素となっていることから、商業活性化、まちづくりに積極的に活用していく。
- ・地元の有志によるレトロなグッズを展示する取り組みを行っており、中心市街地の観光資源の1つとなっている。

②景観資源

- ・琥珀を活かしたまちづくりとして、中心市街地の商店街では、琥珀色の照明の街灯や、琥珀色のオーニングの設置など、琥珀色による景観づくりに取り組んでおり、今後においても、琥珀のイメージを景観づくりに取り入れていく。
- ・中心市街地の南側には地域のランドマークとなっている三角山や長内川、北側には久慈川などの豊かな自然景観が広がっており、これらを中心市街地の資源と連携し、一体的な活用を図る。

③社会資本・産業資源

- ・本市の中心市街地は、土地区画整理事業による基盤整備とともに、道路、上水道、公共下水道などのインフラが充実し、県振興局、郵便局、医院などの公共公益施設、商店の集積が見られることから、これら既存ストックの有効活用の視点からも積極的な定住人口の誘導を図る。
- ・久慈市沖一帯は良好な漁場であり、古くから漁業が栄え、県内有数の水産都市となっているが、中心市街地内にそれらをイメージさせる要素は少ないことから、今後のまちづくりに積極的に取り入れていく。

(4) 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握

- ・本市における中心市街地区域は、旧法に基づく中心市街地活性化基本計画と同じ区域（東側は長内川、西側は荒町の境界、南側は商業地域の用途界、北側は久慈川に囲まれる範囲72.2ha（以下、「旧計画区域」））が中心市街地要件を満たしていると考えられるが、本計画における中心市街地については、各種事業を集中的かつ効果的に取り組む区域を中心市街地区域と定めることとし、旧計画区域のうち、久慈駅西側の41.4haの区域を中心市街地と定義する。
そのため、データの把握・分析については、中心市街地41.4haについて行うこととし、参考として、旧計画区域についても記載することとする。

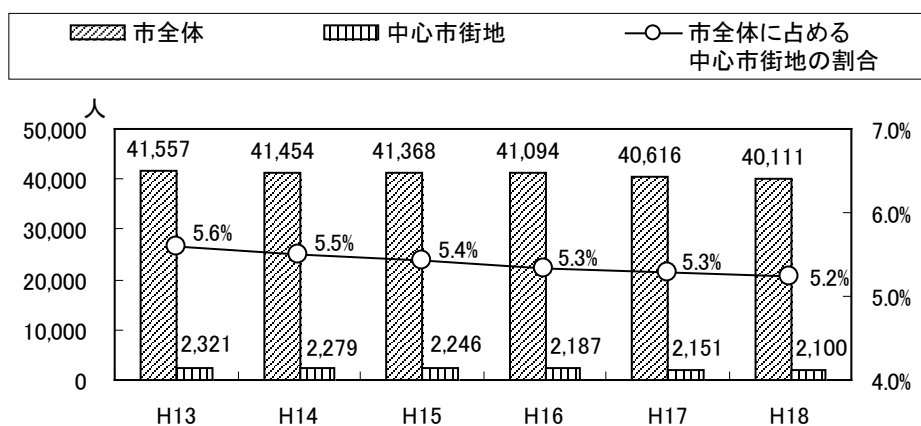
①人口・世帯

人口

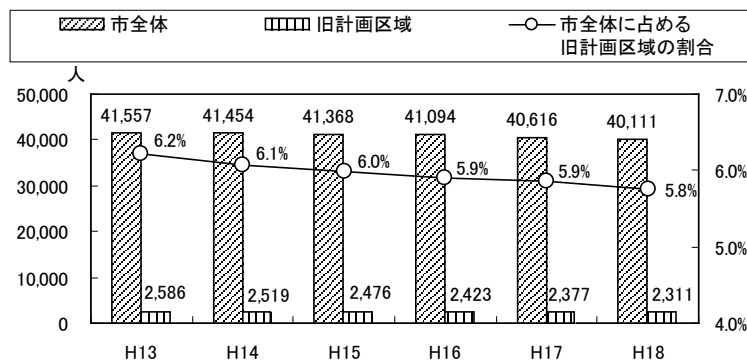
- ・住民基本台帳による平成 18 年の人口は、市全体が 40,111 人、中心市街地が 2,100 人となっている。
- ・平成 13 年から平成 18 年までの5年間の人口の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が 3.5%の減少に対し中心市街地は 9.5%の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっている。
- ・市全体人口に占める中心市街地人口の割合は、平成 13 年の 5.6%から平成 18 年の 5.2%と、5年間で 0.4 ポイント減少している。
- ・概ね中心市街地は、人口集中地区（人口密度が 1k m²あたり約 4,000 人の地区が集合し、合計人口が 5,000 人以上の地域）に含まれている。
- ・中心市街地の人口、世帯数ともに減少傾向にあることから、地域コミュニティやまつりを支える組織（まつり組）の維持に影響を及ぼしており、“結い”の衰退が進んでいる。

“結い”とは、もともと日本にある隣近所や親戚同士が農作業などの労力をお互いに交換し助け合うことを指すが、当市においても古くから地域住民同士の交流や助け合いを通じた生活（コミュニティ）が営まれており、そういった人の繋がりを“結い”と表現している。

<市全体と中心市街地の人口推移>



〔参考〕市全体と旧計画区域の人口推移

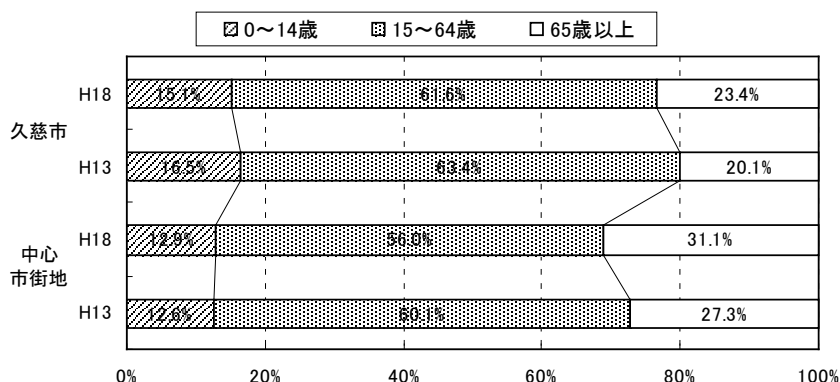


資料：住民基本台帳

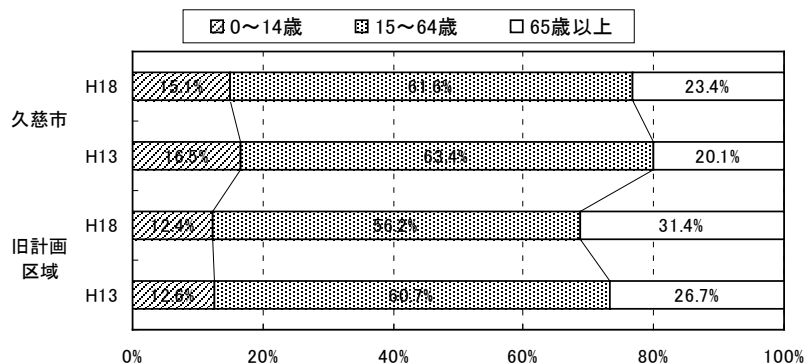
年齢層別人口

- ・住民基本台帳による平成 13 年から 18 年にかけての年齢別（大分類）の構成比をみると、市全体、中心市街地ともに少子高齢化の傾向にある。
- ・平成 18 年の 65 歳以上の占める割合（高齢化率）は、市全体が 23.4%に対し中心市街地が 31.1%と、中心市街地の高齢化の進展が顕著である。
- ・5歳区分の年齢別人口の推移をみると、市全体、中心市街地ともに 15 歳～24 歳の人口が大きく減少しており、進学や就職などで市外へ流出する傾向が見られる。

＜市全体と中心市街地の年齢別人口（大分類）の推移＞



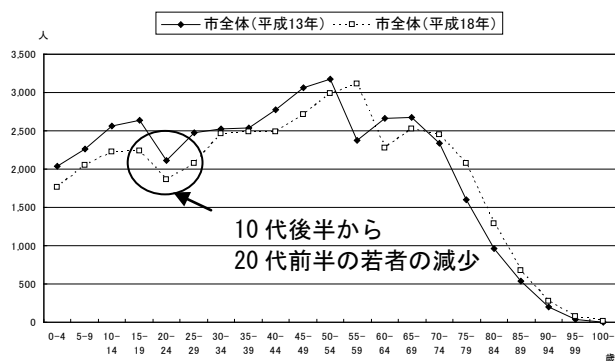
〔参考〕市全体と旧計画区域の年齢別人口（大分類）の推移



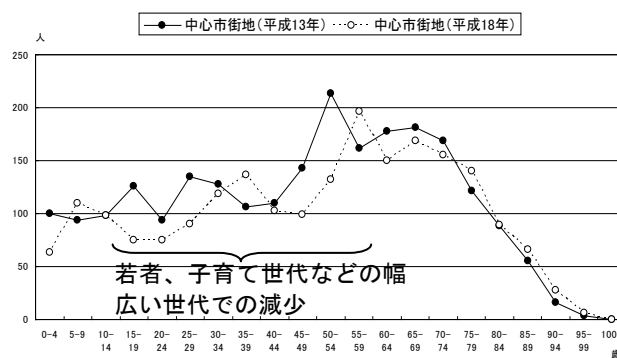
資料：住民基本台帳

＜5歳区分年齢別人口の推移＞

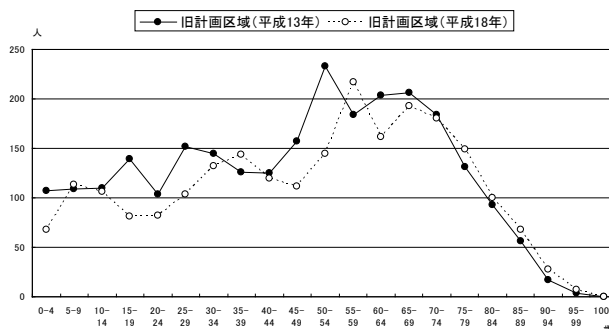
市全体



中心市街地



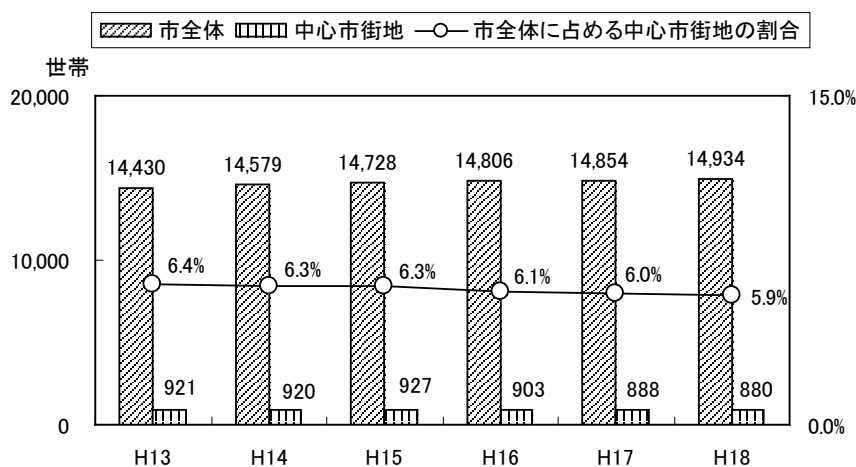
〔参考〕旧計画区域の5歳
区分年齢別人口の推移



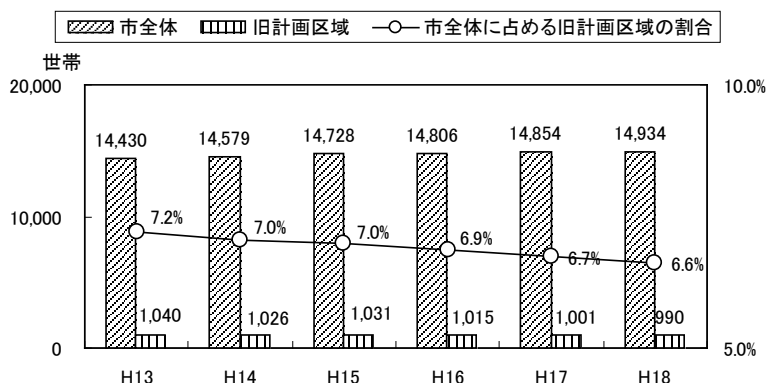
世帯数

- ・住民基本台帳による平成18年の世帯数は、市全体が14,934世帯、中心市街地が880世帯となっている。
- ・平成13年から平成18年までの5年間の世帯数の推移をみると、市全体では増加傾向にあるが（3.5%増）、中心市街地では減少傾向にある（4.5%減）。
- ・市全体の世帯数に占める中心市街地の世帯数の割合は、平成13年の6.4%から平成18年の5.9%と、5年間で0.5ポイント減少している。

＜市全体と中心市街地の世帯数の推移＞



〔参考〕市全体と旧計画
区域の世帯数の推移

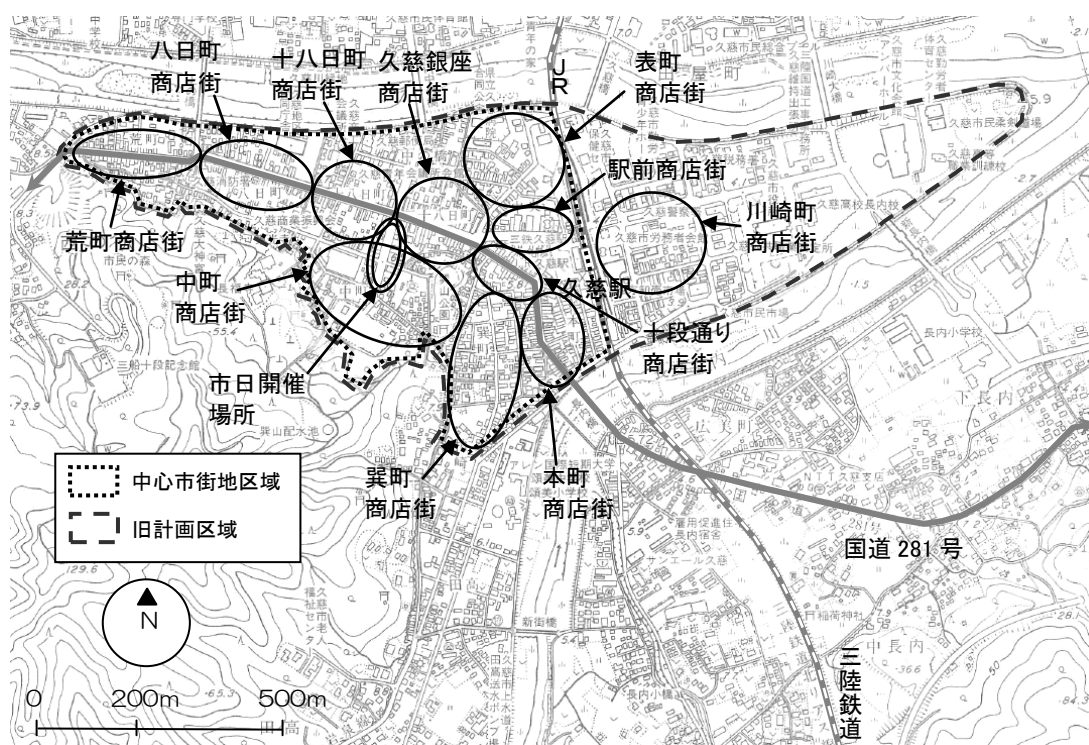


資料：住民基本台帳

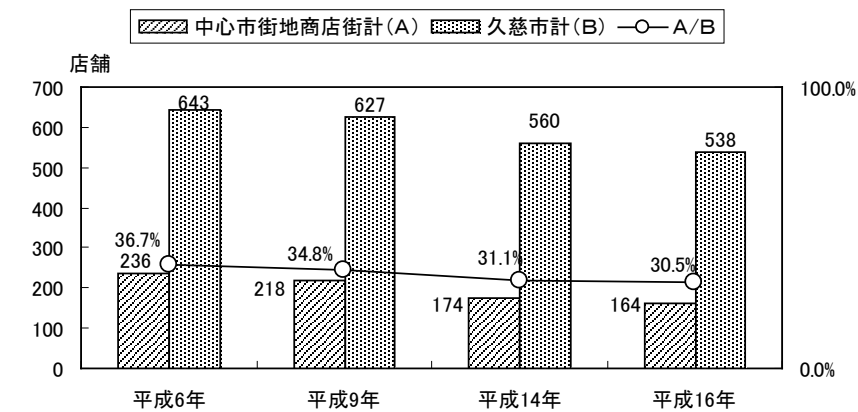
②商業

店舗数、売り場面積

- ・旧基本計画を策定した平成 12 年前後の、平成 9 年から平成 16 年にかけての中心市街地の店舗数は、218 店舗から 164 店舗と 24.8%減少している。
- ・久慈市全体の店舗数に占める中心市街地の店舗数の割合は、平成 9 年の 34.8%から平成 16 年の 30.5%と減少傾向にあり、店舗立地の中心性が弱まっている。
- ・商業統計調査による平成 9 年から平成 16 年にかけての中心市街地の売り場面積は、20,591 m²から 11,295 m²と約 10,000 m²減少している(減少率は 45.1%)。
- ・久慈市全体の売り場面積に占める中心市街地の売り場面積の割合は、平成 9 年の 40.2%から平成 16 年の 18.3%と大幅に減少している。
- ・中心市街地の店舗数、売り場面積とともに平成 9 年以降の減少幅が大きい。これは、平成 5 年から立地し始めた郊外の大規模店とともに、平成 10 年の県立病院の移転、平成 14 年のダイエー撤退の影響が大きいと考えられる。



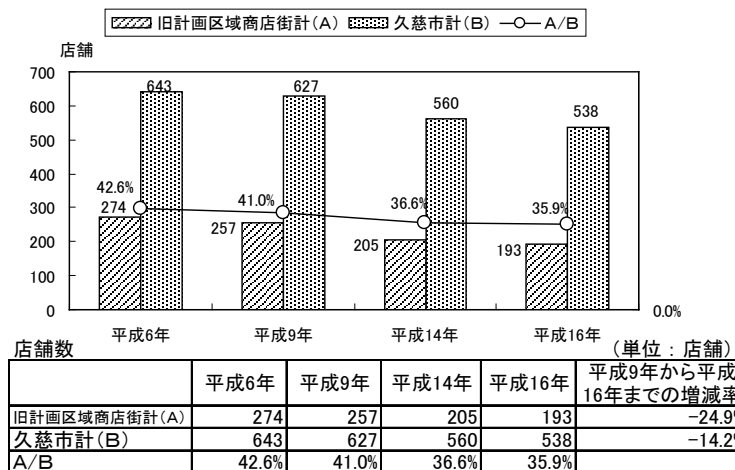
＜中心市街地と市全体の店舗数の推移＞



店舗数 (単位：店舗)

	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
中心市街地商店街計(A)	236	218	174	164	-24.8%
久慈市計(B)	643	627	560	538	-14.2%
A/B	36.7%	34.8%	31.1%	30.5%	

〔参考〕旧計画区域と市全体の店舗数の推移



資料：商業統計調査

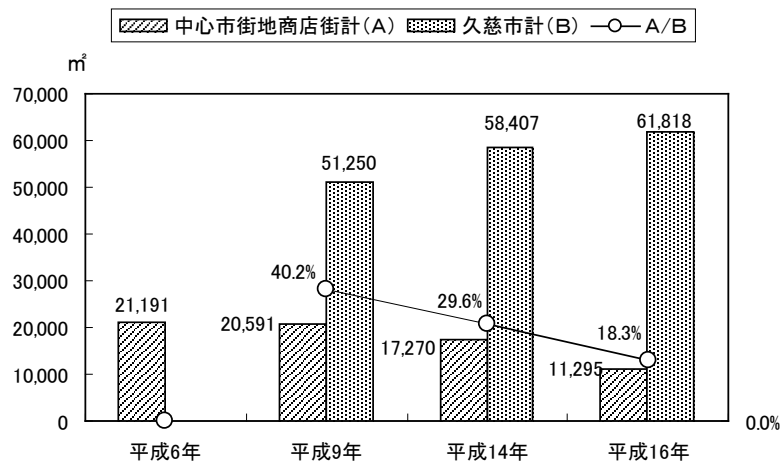
＜中心市街地の商店街（5商店街）の空き店舗数の推移＞

(単位：店舗)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
本町商店街	7	6	3	3	3
駅前商店街	1	2	2	3	3
十段通り商店街	12	9	9	7	8
銀座商店街	10	6	6	2	1
十八日町商店街	3	3	2	2	1
合計	33	26	22	17	16

資料：商工会議所調べ

<中心市街地と市全体の売り場面積の推移>



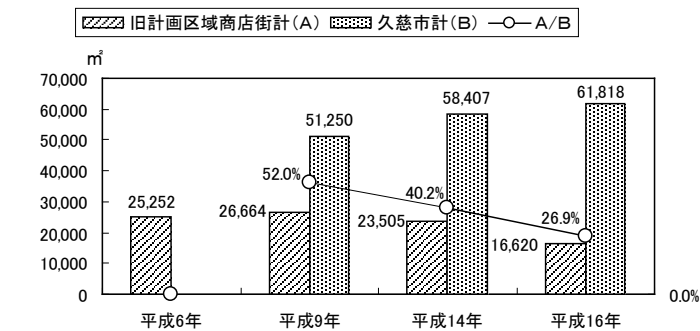
売り場面積

(単位: m²)

	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
中心市街地商店街計(A)	21,191	20,591	17,270	11,295	-45.1%
久慈市計(B)	-	51,250	58,407	61,818	20.6%
A/B	-	40.2%	29.6%	18.3%	

※平成6年の久慈市の値は、山形村のデータが未公表のため算出できない

[参考]旧計画区域と市全体の売り場面積の推移



売り場面積

(単位: m²)

	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
旧計画区域商店街計(A)	25,252	26,664	23,505	16,620	-37.7%
久慈市計(B)	-	51,250	58,407	61,818	20.6%
A/B	-	52.0%	40.2%	26.9%	

※平成6年の久慈市の値は、山形村のデータが未公表のため算出できない

資料: 商業統計調査

店舗構成

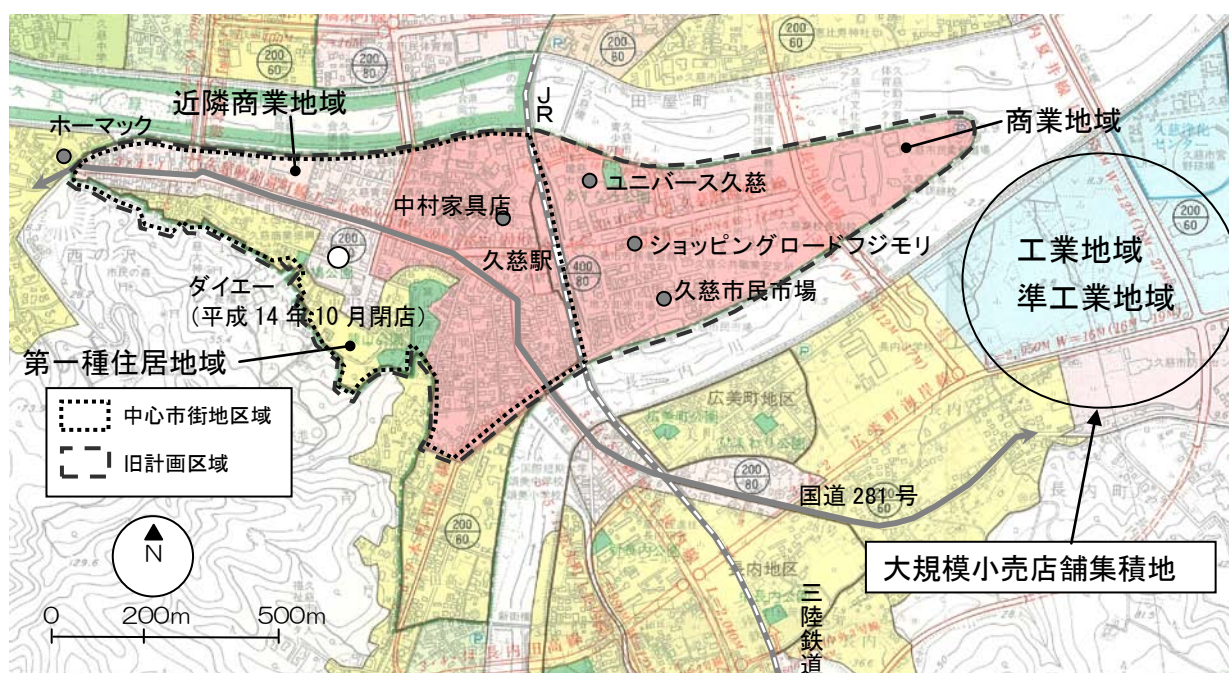
- ・平成 16 年の商業統計調査によると、中心市街地には 164 店舗の小売業があり、その内最も多いのが飲食料品小売業で 61 店舗（37.2%）となっている。
- ・その内、菓子・パン小売業が 14 店舗、酒小売業が 8 店舗となっているが、食肉小売業が 2 店舗、野菜・果実小売業が 3 店舗、鮮魚小売業が 7 店舗と、日用生鮮品を取り扱う店舗が比較的少なく、業種構成に偏りが見られる。
- ・これは、平成 14 年の数値と比較して、総合スーパーが 1 店舗減のほか、野菜・果実小売業、各種食料品小売業など日常生活に必要な飲食料品小売業が減少している影響がある。

大規模小売店舗

- ・旧計画区域内に大規模小売店舗は 4 店舗、そのうち中心市街地内には 1 店舗あり、店舗面積は 5,166 ㎡と市内大規模小売店舗面積の約 15%を占めている。
- ・旧計画区域に立地している 4 店舗のうち 3 店舗が、中心市街地外である川崎町にあるが、中心市街地内の定住者にとっては、身近で生鮮品などを購入できる場所として生活に欠かせない店舗となっている。
- ・中心市街地内に立地し生鮮品などを取り扱っていたダイエーが平成 14 年 10 月に閉店したことにより、商店街の人通りが少なくなるなど、中心市街地に大きな影響を及ぼした。
- ・中心市街地内の大規模小売店舗は 1,000 ㎡程度の規模であるが、郊外においては平成 5 年の 6,000 ㎡の店舗を始めとして、平成 15 年には 10,000 ㎡を超える店舗が、主に港湾地区の工業地域・準工業地域などに進出している。
- ・本市の品目別の「郊外・バイパス沿い店舗」への選好割合の推移をみると、平成 10 年から平成 15 年にかけて、食料品の選好割合が 20%以下から 46%と大幅に増加しており、食料品の郊外店への依存度が高まっている。また食料品以外についても、依存度が高まっている。

＜市内の大規模小売店舗＞

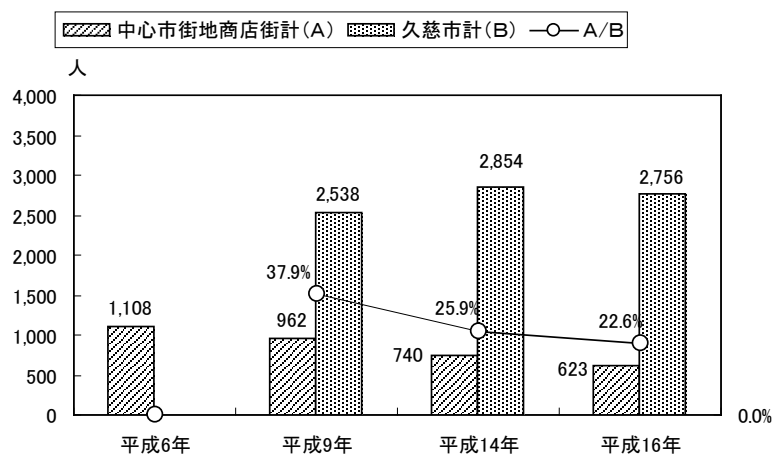
	店舗名称	店舗面積(㎡)	開店日
中心市街地内	中村家具店	1,021	S47.8.1
	小計	1,021	
旧計画区域内	ユニバース久慈川崎町店	1,873	S52.11.2
	ショッピングロードフジモリ久慈店	1,261	H7.6.10
	久慈市民市場	1,011	H7.3.2
	小計	4,145	
中心市街地外	久慈ショッピングセンター	11,359	H15.6.5
	ショッピングタウンアクロス久慈	6,638	H12.12.1
	ジョイフルタウン久慈	6,357	H5.5.27
	スーパードラッグアサヒ久慈店	1,780	H16.12.23
	ジョイス久慈中の橋店	1,558	H15.11.6
	ホームック久慈店	1,220	S63.3.16
	小計	28,912	
合計		34,078	



従業者数・年間販売額

- ・商業統計調査による平成 9 年から平成 16 年にかけての中心市街地の商業従業者数は、962 人から 623 人と 35.2%の減少となっている。
- ・久慈市全体の商業従業者数に占める中心市街地の商業従業者数の割合は、平成 9 年の 37.9%から平成 16 年の 22.6%と減少傾向にある。
- ・また、平成 9 年から平成 16 年にかけての中心市街地の年間商品販売額は、12,507 百万円から 4,460 百万円と約 1 / 3に落ち込んでいる。
- ・中心市街地の従業者数、年間販売額は、店舗数、売り場面積と同じく、平成 10 年の県立病院の移転や平成 14 年のダイエー撤退などの影響で平成 9 年以降の減少幅が大きい。

<中心市街地と市全体の商業従業者数の推移>



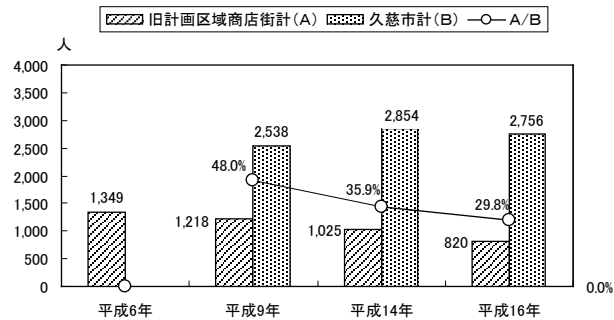
従業者数

(単位：人)

	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
中心市街地商店街計(A)	1,108	962	740	623	-35.2%
久慈市計(B)	-	2,538	2,854	2,756	8.6%
A/B	-	37.9%	25.9%	22.6%	

※平成6年の久慈市の値は、山形村のデータが未公表のため算出できない

〔参考〕旧計画区域と市
全体の商業従業者数
の推移



従業者数

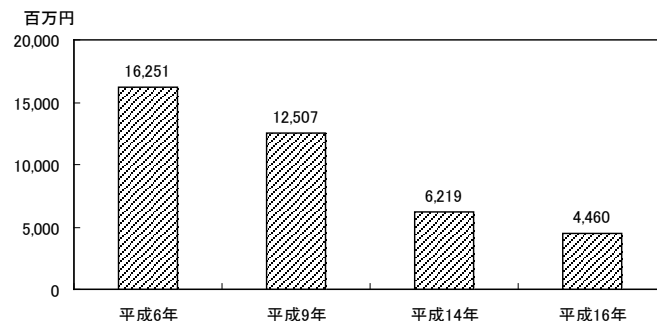
(単位：人)

	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
旧計画区域商店街計(A)	1,349	1,218	1,025	820	-32.7%
久慈市計(B)	-	2,538	2,854	2,756	8.6%
A/B	-	48.0%	35.9%	29.8%	

※平成6年の久慈市の値は、山形村のデータが未公表のため算出できない

資料：商業統計調査

＜中心市街地の年間商品販売額の推移＞



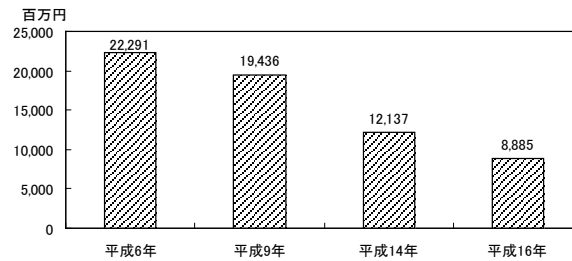
年間商品販売額

(単位：百万円)

	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
中心市街地商店街計	16,251	12,507	6,219	4,460	-64.3%
前回調査からの増減	-1.0%	-23.0%	-50.3%	-28.3%	

資料：商業統計調査

〔参考〕旧計画区域の年間商品販売額の推移



年間商品販売額	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成9年から平成16年までの増減率
旧計画区域商店街計	22,291	19,436	12,137	8,885	-54.3%
前回調査からの増減	4.6%	-12.8%	-37.6%	-26.8%	

資料：商業統計調査

市日

- ・約 360 年の歴史を誇る久慈の市日は、当初現在の大川目町の三日町に三日市が開催されたのが始めとされている。明治時代に町の中心が現在の場所に移ったことに合わせ、市は八日町（8日に市を開催）、十八日町（18日に市を開催）、二十八日町（28日に市を開催）で開催されるようになった。
- ・昭和 30 年頃から二十八町一箇所で開催されるようになったが、国道の自動車通行量が増えたため、昭和 52 年から旧久慈病院前の市道で開催されるようになった。
- ・現在も 3 と 8 のつく日に市が開催されており、水揚げされた海産物や野菜、果物などの特産品が販売され市民などが訪れている。しかし、県立病院の移転による来街者の減少や出店者の後継者不足・高齢化などの要因から、次第に活気が薄れつつある。

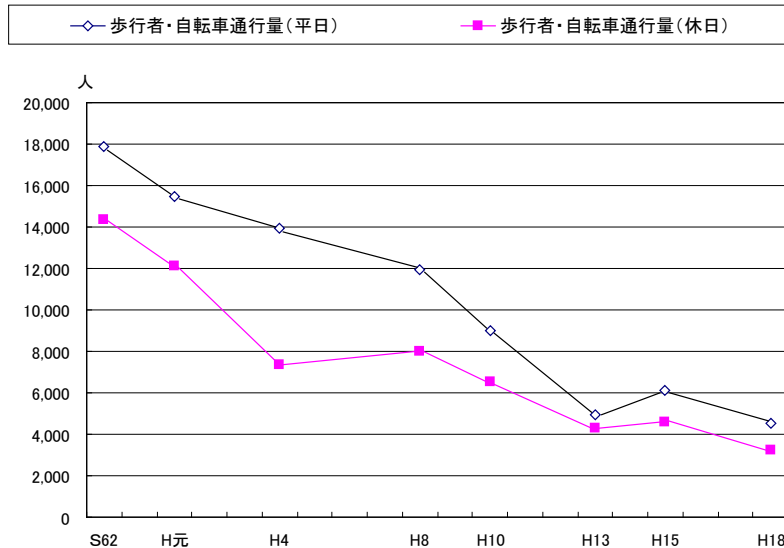
③交通

歩行者・自転車通行量

- ・久慈商工会議所が実施している「市街地通行量調査」による歩行者・自転車通行量は、休日よりも平日の方が多い傾向にあり、これは官公庁、病院などの公共公益施設などが休日に休みとなっていることや、休日に市民や来訪者が楽しめる施設がないことが影響しているとも考えられる。
- ・調査を開始した昭和 62 年以降の歩行者・自転車通行量の推移を見ると、平日・休日ともに、いずれの調査地点とも、昭和 62 年から平成 13 年にかけておおむね減少傾向にある。
- ・特に、平成 10 年以降の減少幅が大きいことから、県立病院の移転や中心市街地内大規模店舗の閉店の影響があると考えられる。

＜市街地歩行者・自転車通行量の推移（調査地点の通行量の合計）＞

調査地点	S 62	H元	H4	H8	H10	H13	H15	H18	H10～H18 の増減率	H15～H18 の増減率
歩行者・自転車通行量 (平日)	17,892	15,499	13,940	11,919	9,022	4,923	6,110	4,528	-49.8%	-30.5%
増減率		-13.4%	-10.1%	-14.5%	-24.3%	-45.4%	24.1%	-25.9%		
歩行者・自転車通行量 (休日)	14,359	12,143	7,328	7,993	6,553	4,273	4,597	3,213	-51.0%	-33.1%
増減率		-15.4%	-39.7%	9.1%	-18.0%	-34.8%	7.6%	-30.1%		



調査日（平日）
 昭和 62 年 10 月 14 日晴れ
 平成元年 10 月 19 日晴れ
 平成 4 年 10 月 7 日晴れ
 平成 8 年 10 月 9 日晴れ
 平成 10 年 6 月 19 日曇り
 平成 13 年 10 月 11 日雨
 平成 15 年 10 月 9 日晴れ
 平成 18 年 10 月 4 日晴れ
 調査時間：AM8 時～PM7 時

調査日（休日）
 昭和 62 年 9 月 27 日晴れ
 平成元年 10 月 22 日晴れ
 平成 4 年 10 月 4 日雨
 平成 8 年 10 月 6 日晴れ
 平成 10 年 6 月 21 日曇り
 平成 13 年 10 月 7 日晴れ
 平成 15 年 10 月 12 日晴れ
 平成 18 年 10 月 1 日晴れ
 調査時間：AM8 時～PM7 時

資料：久慈商工会議所

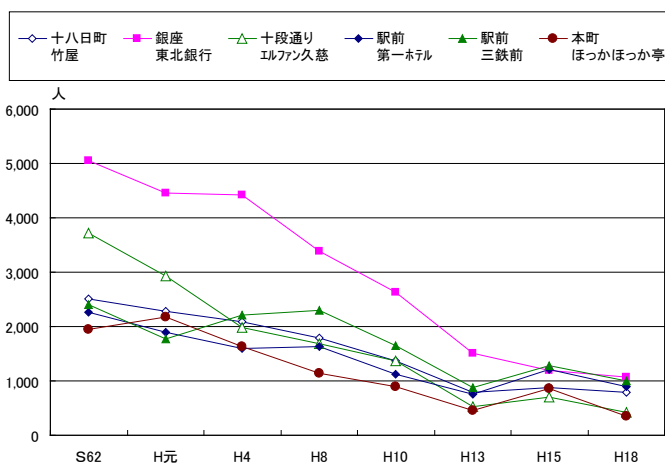
調査地点ごとの歩行者・自転車通行量（平日、休日）

- ・いずれの調査地点とも、昭和 62 年から平成 13 年にかけて交通量はおおむね減少傾向にある。

＜市街地歩行者・自転車通行量の推移（平日）＞

（単位：人）

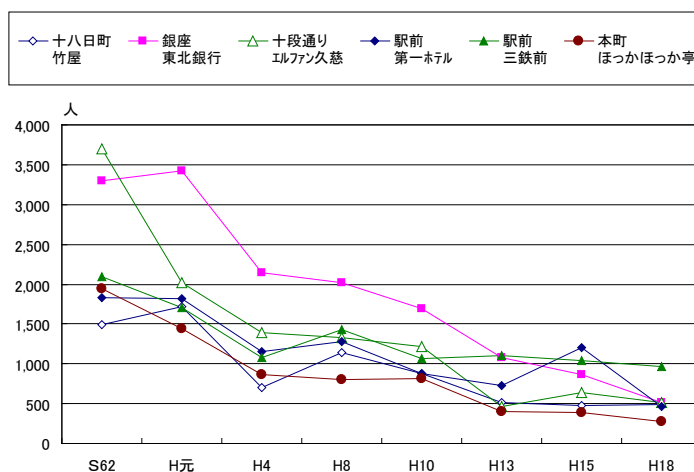
番号	調査地点	S 62	H元	H4	H8	H10	H13	H15	H18	H10～H18 の増減率	H15～H18 の増減率
1	十八日町 竹屋	2,510	2,282	2,092	1,785	1,374	794	875	789	-42.6%	-9.8%
2	銀座 東北銀行	5,050	4,452	4,422	3,378	2,632	1,510	1,185	1,071	-59.3%	-9.6%
3	十段通り エルファンク	3,724	2,922	1,980	1,684	1,363	534	695	425	-68.8%	-38.8%
4	駅前 第一ビル	2,264	1,894	1,597	1,640	1,117	754	1,213	893	-20.1%	-26.4%
5	駅前 三鉄前	2,396	1,765	2,213	2,294	1,645	877	1,278	1,006	-38.8%	-21.3%
6	本町 ほっかほっか亭	1,948	2,184	1,636	1,138	891	454	864	344	-61.4%	-60.2%
	合 計	17,892	15,499	13,940	11,919	9,022	4,923	6,110	4,528	-49.8%	-30.5%



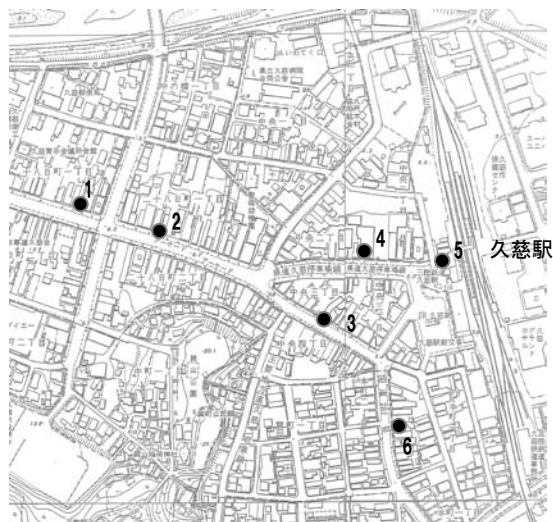
＜市街地歩行者・自転車通行量の推移（休日）＞

（単位：人）

番号	調査地点	S62	H元	H4	H8	H10	H13	H15	H18	H10～H18 の増減率	H15～H18 の増減率
1	十八日町 竹屋	1,498	1,724	698	1,137	883	508	471	486	-45.0%	3.2%
2	銀座 東北銀行	3,294	3,420	2,140	2,019	1,693	1,075	860	516	-69.5%	-40.0%
3	十段通り エルファン久慈	3,696	2,024	1,396	1,326	1,212	461	634	509	-58.0%	-19.7%
4	駅前 第一ホテル	1,834	1,824	1,149	1,274	884	732	1,198	459	-48.1%	-61.7%
5	駅前 三鉄前	2,089	1,711	1,075	1,431	1,060	1,102	1,042	963	-9.2%	-7.6%
6	本町 ほっかほっか亭	1,948	1,440	870	806	821	395	392	280	-65.9%	-28.6%
合 計		14,359	12,143	7,328	7,993	6,553	4,273	4,597	3,213	-51.0%	-33.1%



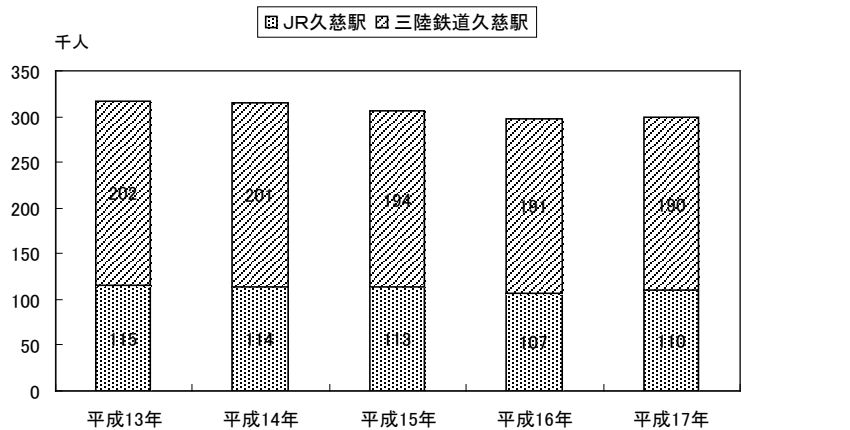
＜調査地点＞



鉄道

- ・ 中心市街地内にあるＪＲ久慈駅、三陸鉄道久慈駅の乗車人員の推移をみると、平成 13 年以降両駅とも減少傾向にある。
- ・ 特に普通乗車数が伸び悩んでおり、これは中心市街地の魅力の低下やモータリゼーションの進展、さらには観光バスやマイカー利用の観光客が増加していることが要因として挙げられる。

＜ＪＲ久慈駅、三陸鉄道久慈駅利用者数の推移＞



(単位：千人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
JR久慈駅	115	114	113	107	110
内普通乗車数	38	40	38	34	34
三陸鉄道久慈駅	202	201	194	191	190
内普通乗車数	75	71	71	70	70
合計	317	315	307	298	300

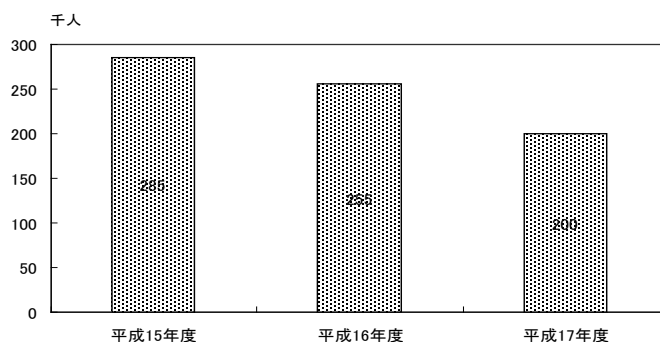
※普通乗車数とは、普通乗車券での乗車数(定期券以外)を指す

資料：東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、三陸鉄道(株)

バス

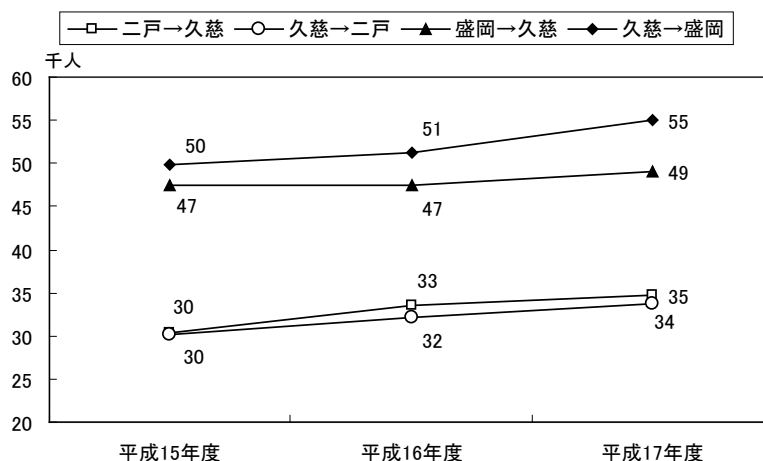
- ・ 郊外と中心市街地を結ぶ路線バスの利用者数は、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて減少傾向にある。
- ・ 逆に新幹線駅と本市を結ぶ路線バスの利用者数は、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて増加傾向にある。

＜市内路線バスの利用者数の推移とバス路線図＞





＜新幹線駅と本市を結ぶ路線バスの利用者数の推移＞



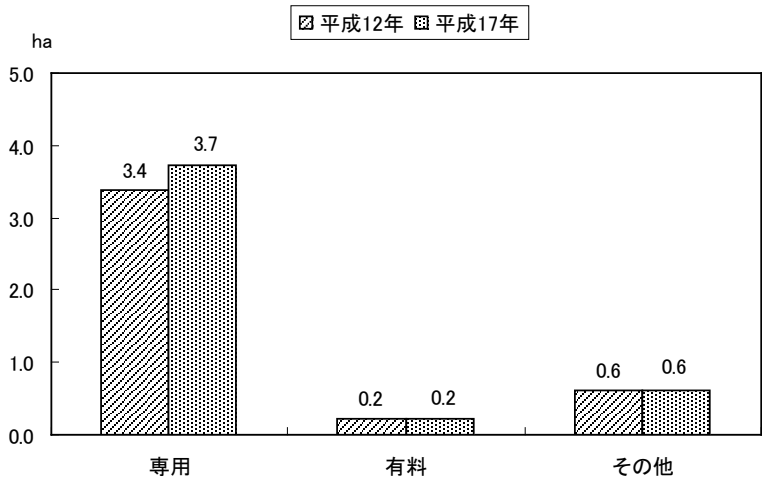
駐車場

- ・平成17年現在、中心市街地内には約4.6ha（換算駐車台数1,840台）の駐車場が設けられており、平成12年と比較すると面積は増加している。
- ・内訳をみると各店舗の専用駐車場が3.7ha（換算駐車台数1,480台）で最も多くなっており、利用者が自由に使える有料駐車場は0.2ha（換算駐車台数80台）と少なく、来街者にとって不便な状況となっている。
- ・その他（0.6ha・換算駐車台数240台）としては、県立病院跡地を暫定的に駐車

場として利用しており、計画期間内において、大型車も駐車可能な駐車場としての整備を予定している。

※換算駐車台数については1台あたり通路分を含めて 25 m² (5m×2.5m × 2 (通路分)) で積算している

< 中心市街地内駐車場面積の推移 >



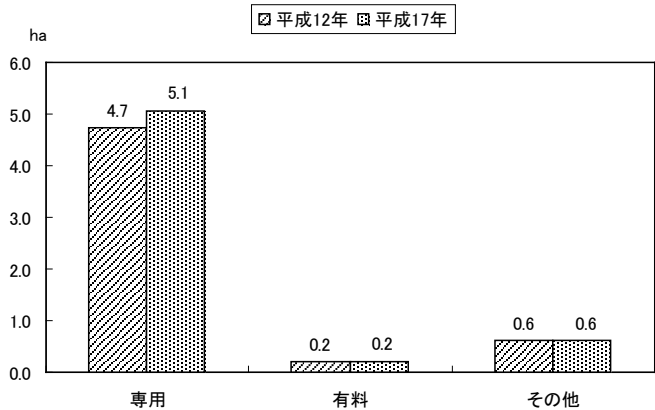
(単位 : ha)

	専用	有料	その他	合計
平成12年	3.4	0.2	0.6	4.2
平成17年	3.7	0.2	0.6	4.6

※面積は図面上で実測

※四捨五入の関係で、種類別面積の合計数値があわない

[参考] 計画区域 内の駐車場面積 の推移



(単位 : ha)

	専用	有料	その他	合計
平成12年	4.7	0.2	0.6	5.6
平成17年	5.1	0.2	0.6	5.9

※面積は図面上で実測

※四捨五入の関係で、種類別面積の合計数値があわない

④観光

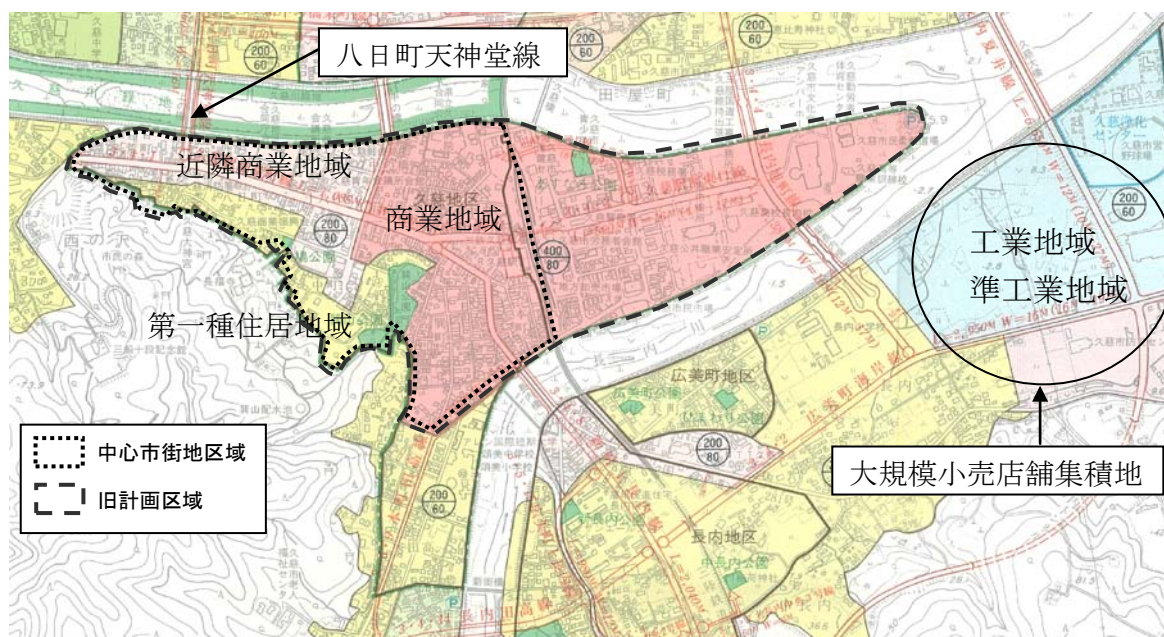
- ・岩手県観光統計概要 (平成 17 年版) によると、県北・陸中海岸北部への観光客入込数は 3,591.3 千人回/年で、うち、久慈広域生活圏が 2,165 千人回/年 (60.3%)、二戸広域生活圏が 1,424.3 千人回/年 (39.7%) を占めている。

- ・県内客、県外客別に見ると、県外客の久慈広域生活圏入込客数に占める割合が68.4%と二戸広域生活圏に比べ高く、県北・陸中海岸北部の県外客観光流動は三陸沿岸観光が中心となっている。
- ・各広域生活圏に占める中心都市の割合をみると、久慈広域生活圏では中心都市である久慈市が30.6%、二戸広域生活圏では中心都市である二戸市が49.2%となっており、広域生活圏のなかでの久慈市の中心性が比較的低く、久慈市の観光吸引力が低いことがわかる。
- ・久慈広域生活圏の入込数をみると、洋野町では900.1千人回/年の入込数のうち県外客が504千人回/年(56.0%)と県外客が多く、また、野田村でも526.9千人回/年の入込数のうち県外客が233.6千人回/年(44.3%)、普代村は76.5千人回/年の入込数のうち県外客が52.1千人回/年(68.1%)と県外客が多くなっている。
- ・このように、久慈市周辺の各都市までは県外客が来街している一方で、久慈市では県外客の占める割合が24.6%と比較的低く、県外客は久慈市を通過するか、久慈市まで到達していない状況が読みとれる。
- ・本市の日帰り客、宿泊客をあわせた観光客入込数の推移をみると、平成11年以降減少傾向にあったが、平成16年は増加に転じている。
- ・市内で多くの観光客が訪れる主な施設や名所は、地下水族科学館（もぐらんぴあ）や国内唯一の琥珀専門博物館である久慈琥珀博物館、小久慈焼陶芸苑、三船十段記念館など、すべて中心市街地外にある。このように、市全体の観光客は増加している一方で、中心市街地の歩行者・自転車通行量は減少していることから、観光客は中心市街地に立寄っておらず、中心市街地が観光的な魅力に欠けているといえる。
- ・岩手県においては、県政の重要課題として県北・沿岸振興に取り組んでおり、県北・沿岸圏域における産業振興の基本方針の中で「総合産業としての観光の展開」として、観光産業と他産業が連携した観光メニューの造成と提供による誘客の推進を掲げている。
- ・そういった中で、山形地区（旧山形村）においては、白樺などの地域資源を生かした自然体験を中心とする「教育旅行」の受入れを行っている。これは、農家に民泊しながら山郷の暮らしを体験してもらう事業であり、首都圏の中・高校生が多数当市を訪れている。受入数は年々増加しており、平成17年度520人、平成18年度941人、平成19年度には約2,000人の受入れを予定している。市の組織体制としても、交流促進の担当部署を設け、誘致活動や活動プログラムの充実に力を注いでおり、今後、海型の体験メニューを加えることも予定されていることから、「山・海」の中継地点である中心市街地への波及効果の創出にも取り組むこととしている。
- ・久慈駅は鉄道から海岸の風景を楽しむツアーの起終点になっており、多くの観光客が駅前で乗降しているが、その足が商店街等へ向くことは少ない。
- ・久慈広域の観光施設は分散しており、鉄道を利用しても行動範囲が限られることから、観光バスやマイカーでの来訪が中心である。
- ・市内には18か所のホテルなどの宿泊施設があり、その内12か所が中心市街地内にあるが、宿泊客は平成12年以降一貫して減少している。

⑤都市計画

- ・ 中心市街地は都市計画区域内に位置し、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域に指定されている。また、中心市街地全域が準防火地域に指定されており、この地域内に延べ床面積 500 ㎡以下の木造 3 階建て住宅を建てる時は、外壁や軒裏を防火構造とするなど一定の条件がある。
- ・ 中心市街地東側の工業地域・準工業地域に指定されている長内地区に多くの大規模小売店舗が立地している。
- ・ 駅西側の区域 48.4ha は、土地区画整理事業により基盤整備が行われ、平成 4 年に完了している。
- ・ 中心市街地内の都市計画道路は概ね整備が行われているが、八日町天神堂線が未整備となっている。
- ・ 国道 281 号（一部区間）や駅前通りなどで電線類地中化による歩道整備（バリアフリー化）が行われている。今後、中心市街地内で整備が行われていない国道 281 号の一部区間や、国道と交わる市道での同様の整備が計画されている。
- ・ 都市公園は、巽山公園（1.3ha）、小嶋公園（0.08ha）の 2 公園が整備されているが、巽山公園については老朽化が進んでおり、改修整備が必要である。
- ・ 本市の下水道（污水）施設の下水道計画区域面積は 1,371ha で、その内平成 17 年度末現在の事業認可区域面積は 650ha（下水道計画区域面積に占める割合は 47.4%）で、施工区域面積は 342ha（下水道計画区域面積に占める割合は 25.0%）となっており、多くの区域が未整備となっている。その中で、全域が下水道計画区域に含まれる中心市街地は、平成 16 年以前に施工が完了している。

<都市計画図>



⑥住宅

- ・平成 12 年の国勢調査をもとに本市の住宅形態をみると、持ち家が 71.5%と県の割合を上回っており、持ち家指向が高いものの、持ち家の一世帯あたりの延べ面積をみると、本市が 144.7 ㎡と県の面積を下回っている。そのため、間口が狭く奥行きの長い、いわゆる「うなぎの寝床」のような形状になっているなど条件の悪い中心市街地内よりも、中心市街地徒歩圏である近傍の住宅地で持ち家を所有する傾向が高いと考えられる。
- ・これを裏付けるように、市全体や中心市街地では人口が減少しているが、中心市街地近傍の住宅地では増加しており、また、世帯数は市全体の増加率を上回っている。
- ・加えて、中心市街地内は中心市街地外に比べて地価が高いことから、低未利用地があっても有効に土地利用の更新が行われず、また、空き家となった老朽住宅がそのまま残されるなどの状況になったと考えられる。

<住宅形態>

	岩手県			久慈市		
	世帯数	割合	一世帯あたりの延べ面積(㎡)	世帯数	割合	一世帯あたりの延べ面積(㎡)
住宅に住む一般世帯	466,730	100.0%	118.4	12,844	100.0%	118.2
主世帯	462,316	99.1%	119.1	12,614	98.2%	119.6
持ち家	327,295	70.1%	148.1	9,182	71.5%	144.7
公営借家	21,545	4.6%	-	297	2.3%	43.6
民営借家	96,206	20.6%	46.4	2,463	19.2%	54.1
給与住宅	17,270	3.7%	58.5	672	5.2%	51.1
間借り	4,414	0.9%	40.6	230	1.8%	40.6
住宅以外に住む一般世帯	7,930	1.7%	-	107	0.8%	-

※一般世帯：学校寮・寄宿舎、老人ホーム等以外に居住する世帯

資料：国勢調査

※主世帯：間借り以外の世帯

<中心市街地と市全体との人口、世帯数比較>

	平成13年度		平成18年度		増減率	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
中心市街地	2,321	921	2,100	880	-9.5%	-4.5%
中心市街地外の住宅地	6,104	2,331	6,394	2,561	4.8%	9.9%
市全体	41,557	14,430	40,111	14,934	-3.5%	3.5%

資料：住民基本台帳

※中心市街地外の住宅地：新中の橋、京の森、旭町、源道、新井田、門前、天神堂、栄町

〔参考〕旧計画区域と市全体との人口、世帯数比較

	平成13年度		平成18年度		増減率	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
旧計画区域	2,586	1,040	2,311	990	-10.6%	-4.8%
市全体	41,557	14,430	40,111	14,934	-3.5%	3.5%

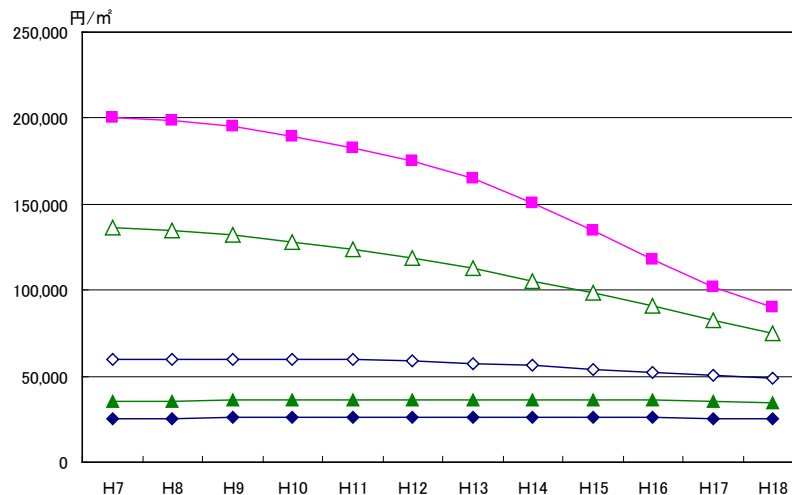
資料：国勢調査

<市内主要地点の地価>

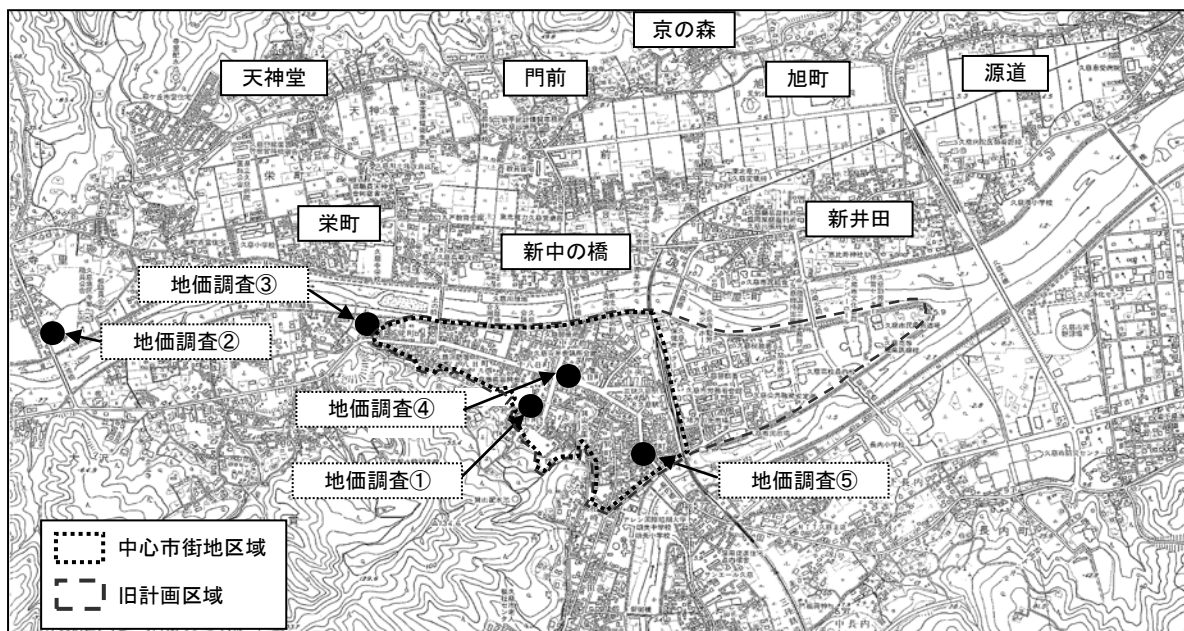
(単位 円/㎡)

	①久慈市中町 2丁目23番 (久慈保育園駐 車場付近)	②久慈市畑田 第26地割 184番2外 (久慈高校付 近)	③久慈市西の沢 第6地割1番 66 (ホームック第 2駐車場付近)	④久慈市二十八 日町 2丁目8番 (ササキ時計宝 飾店付近)	⑤久慈市本町 2丁目20番外 (旧やました付 近)
H18	49,000	25,200	34,100	90,300	74,700

◆ 久慈市中町 2丁目
 ■ 久慈市二十八日町 2丁目
 ▲ 久慈市本町 2丁目
 ◆ 久慈市畑田
 ▲ 久慈市西の沢



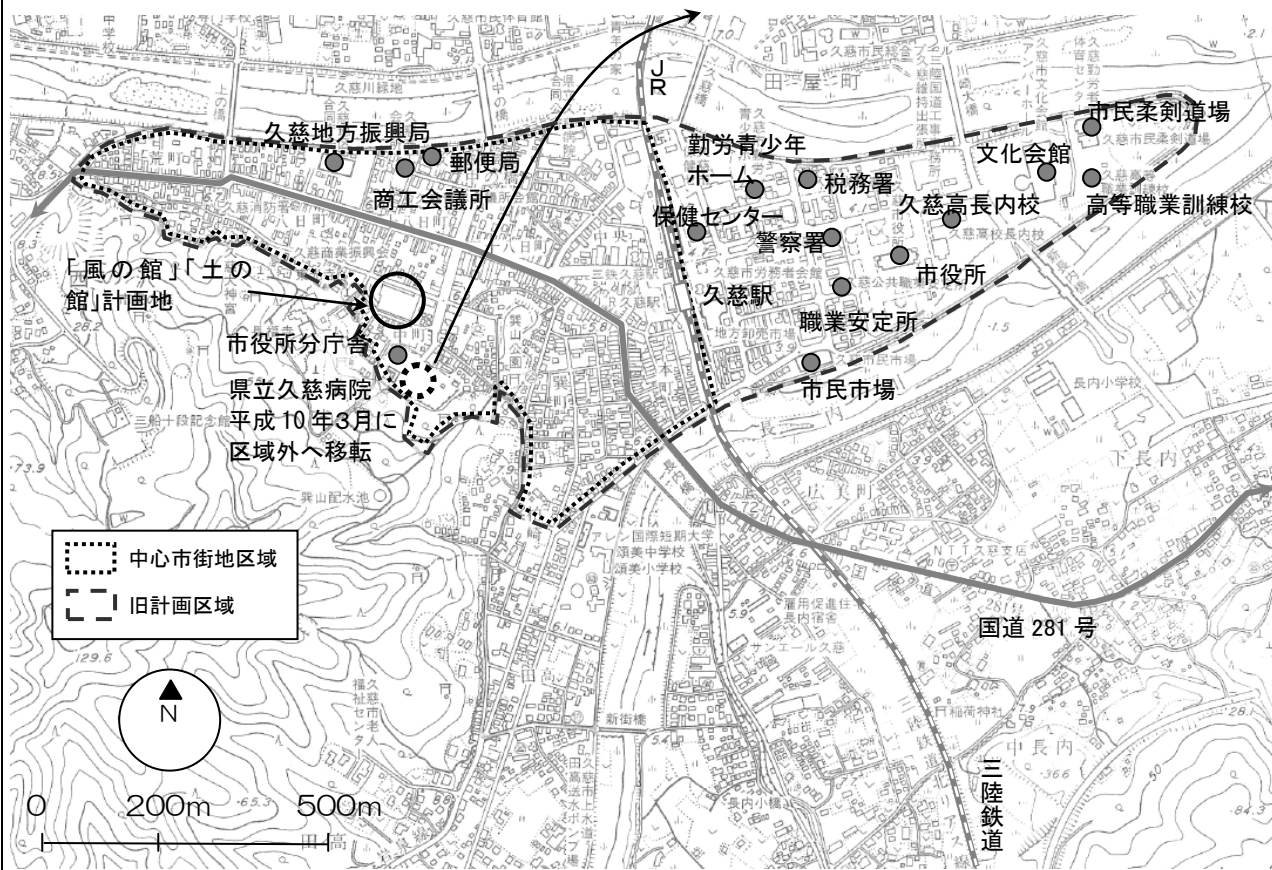
資料：国土交通省地価公示



⑦公共公益施設

- ・ 中心市街地内には、市役所分庁舎や久慈地方振興局、郵便局などの公共公益施設が立地しているが、ほとんどの公共公益施設が旧計画区域である中心市街地に隣接した川崎町内にある。
- ・ 中心市街地内に立地していた県立久慈病院は、平成 10 年 3 月に区域外へ移転し、跡地は駐車場などとして暫定利用されている。
- ・ また、県立久慈病院跡地に近い未利用地（ダイエー跡地）において、山車や郷土資料展示、インフォメーションコーナーなどのある観光交流センター「風の館」と、産直・物産販売施設やレトロ館などのある物産館等「土の館」の整備が計画されている。

＜公共公益施設位置図＞



⑧市民活動

・まちづくりや福祉、防災など様々な分野で活動しているNPO法人や民間団体（ボランティア団体等）があり、中心市街地などで以下のような活動を行っている。

＜主な市民活動団体の名称とその活動内容＞

名称	活動内容
特定非営利活動法人 やませデザイン会議	・久慈市勤労青少年ホームの指定管理の受託 ・ジョブカフェいわて・サテライト久慈の運営受託 ・三陸鉄道支援事業として「マイレール三鉄・沿線地域30万人運動」の沿線市町村での普及・啓発活動の実施及び三陸鉄道(株)が発行するマイレール切符、各種イベントの普及・啓発活動の実施 ・「起業家・後継者 育成塾」を開催し、創業に関する基本的な知識の習得から、具体的な事業計画・収支計画の作成、デザイン戦略、IT活用などを幅広くサポート
特定非営利活動法人 ひまわり	・久慈駅前の駅ビル1階に高齢者のデイサービスセンター「わが家」を開所し、高齢者の生活をサポート
昭和のレトロ通りの会	・空洞化している商店街を活性化する為に既存の博物館を中心にした通りを昭和レトロ通りにする運動として、昭和の映画大型看板の設置や昭和の街並み再現に取り組んでいる。
久慈町防人組	・久慈秋祭りで山車・神輿を運行する旧久慈町の祭り組8団体で構成し、年末年始、春及び秋の地域安全運動等に合わせ、飲食店街を夜間パトロールして飲食店にチラシ配布する等防犯啓発活動を主体に活動
こはくのまち保健室	・月1回、8日の市の日を中心に中心市街地内の「ご近所介護ステーション」内で「出前保健室」として健康相談所を開設し、心や体の相談やセラピューテックケア（マッサージ）などを実施
町内会	・生活基盤の向上のため、町内会が連携して地区内を見回りながら市に対する要望活動を行っているほか、清掃活動の実施やまつり組への参画など地域コミュニティの基盤として積極的な活動を実施

(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析

①「久慈中心市街地街づくりアンケート調査」(平成 17 年 9 月 久慈タウンマネジメント機関、久慈商工会議所)

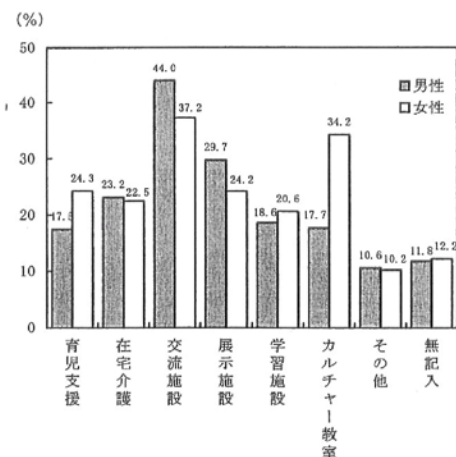
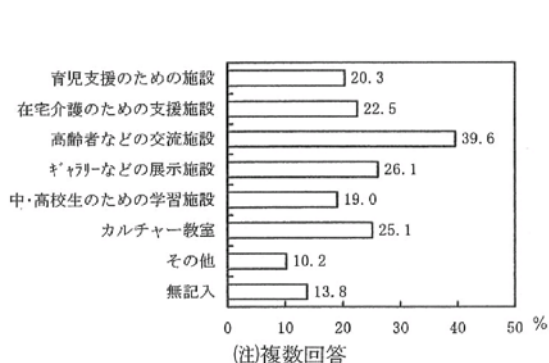
平成 17 年 9 月に久慈タウンマネジメント機関、久慈商工会議所が実施した「久慈中心市街地街づくりアンケート調査」から、中心市街地に対する市民の意向などを整理すると以下になる。

配布数：13,900 票

回収数：1,728 票（回収率 12.4%）

- ・ 空き店舗の活用策の意見は、「高齢者などの交流施設（39.6%）」が最も多く、次いで「展示施設（26.1%）」「カルチャー教室（25.1%）」となっている。これを男女別に見ると、男性は同様の傾向にあるが、女性は「高齢者などの交流施設」に次いで「カルチャー教室」が多くなっている。
- ・ 食料品や衣料品などの普段の買い物場所については、大型店の利用割合が高くなっている。これは、中心市街地居住者についても同様の傾向があり、商店街離れが進んでいる。
- ・ 中心市街地を活性化させるための取り組みとしては、「バスの充実・駐車場の整備（60.1%）」が最も多く、交通環境の整備が求められている。次いで、「それぞれの店の魅力アップ（53.7%）」「商業者が勉強し意識を高める（46.1%）」「個店のレベルアップをはかる（35.2%）」となっており、個店に対する要望が強い傾向にある。
- ・ 中心市街地の活性化にむけて重要な核となる施設については、「産直施設（39.7%）」が最も多く、次いで「久慈広域物産センター（36.6%）」となっている。

<空き店舗活用について>



< 普段の買物場所について >

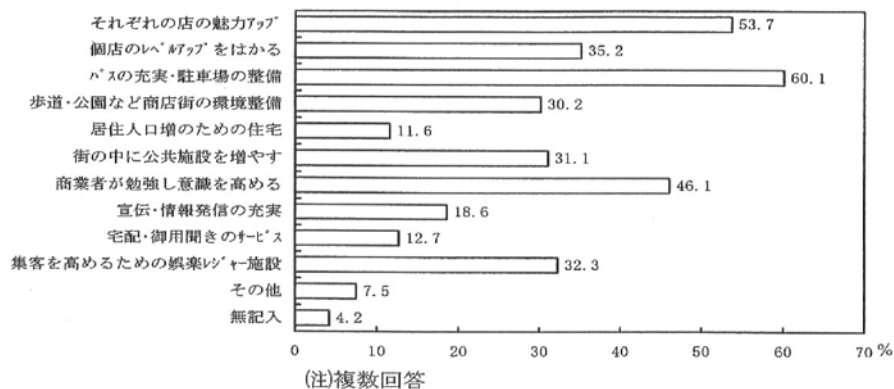
	第 1 位	第 2 位	第 3 位
食 料 品	大型店 82.9%	周辺部 9.3%	久慈中心街 7.8%
衣 料 品	大型店 40.3%	市外 26.4%	周辺部 13.8%
その他の商品	大型店 53.1%	周辺部 15.7%	久慈中心街 10.0%
外 食	周辺部 32.8%	久慈中心街 19.9%	市外 17.0%

(注)複数回答

< 普段の買物場所について（居住地別） >

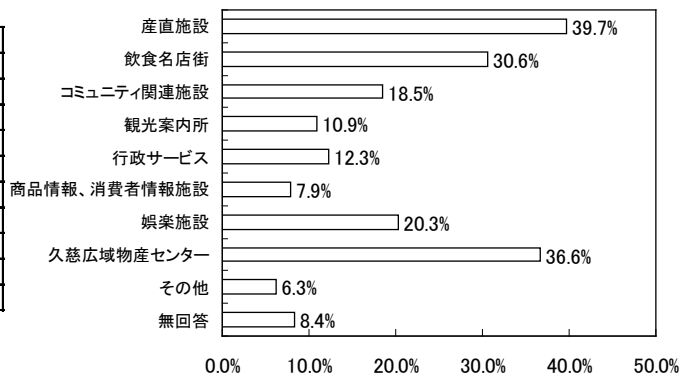
	中心市街地	※他は中心市街地外					
	大川目 大沢 枝成沢	荒町、八日町 中町、中の橋 十八日町 二十八日町 中央、巽町 本町	柏崎、田高 小久慈町 山根町	長内町 宇部町	田屋町、新井田 湊町、夏井町 源道、京の森 旭町	その他 門前、畑田 天神堂 寺里、栄町 川貫	無記入
久慈中心街	6.8%	13.1	8.0	4.4	7.5	6.5	10.2
大 型 店	82.5	75.0	85.8	86.9	83.0	76.1	80.3
周 辺 部	10.7	10.7	7.6	8.4	10.1	17.4	7.8
市 外	2.4	2.4	0.3	1.9	0.6	0	0.7
無 記 入	1.5	1.8	2.1	1.6	2.2	4.3	5.1

< 中心市街地を活性化させるための取り組みについて >



< 中心市街地を活性化させるための重要な核となる施設について >

	回答数	割合
産直施設	686	39.7%
飲食名店街	529	30.6%
コミュニティ関連施設	319	18.5%
観光案内所	189	10.9%
行政サービス	213	12.3%
商品情報、消費者情報施設	136	7.9%
娯楽施設	350	20.3%
久慈広域物産センター	633	36.6%
その他	108	6.3%
無回答	145	8.4%



②来街者アンケート

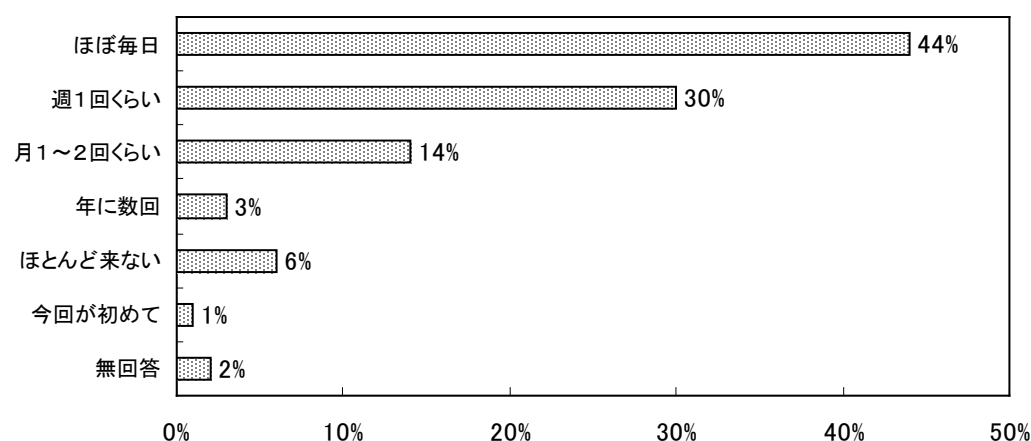
平成 15 年 10 月に久慈商工会議所が実施した来街者へのアンケートのうち、中心市街地に対する意向などを整理すると以下ようになる。

実施日：平成 15 年 10 月 9 日（木）、10 月 12 日（日）

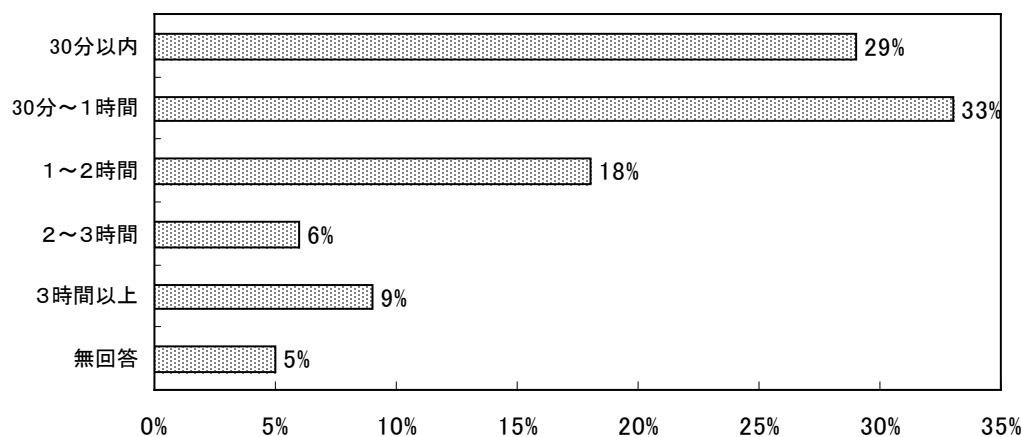
回収数：120 票

- ・ 中心市街地の滞在時間は「30 分以内」「1 時間」が 6 割を超えており、中心市街地を回遊する、中心市街地で時間を過ごすといった傾向がないため、中心市街地の魅力づくりが求められている。
- ・ また、商店街の来街頻度については「ほぼ毎日」が 4 割を占めており、リピーターは多い傾向にある。
- ・ 「楽しい娯楽施設がありますか」「楽しく美味しい飲食店がありますか」という問いに対し、それぞれ 7 割の方、4 割の方が「ない」と回答しており、時間を過ごせるような施設づくりが求められている。

< 中心市街地への来街頻度 >



< 中心市街地での滞在時間 >



③転勤者アンケート

平成 14 年 2 月に久慈タウンマネージメント機関、久慈商工会議所が実施した、本市への転勤者に行ったアンケートのうち、中心市街地に対する意向などを整理すると以下ようになる。

実施月：平成 13 年 10 月

回収数：98 票

- ・「観光地などへの交通案内」「駐車場」「トイレ」「接客態度」「土産品・特産品」「食事・レストラン」の全ての項目において、不満を持っている方が概ね半数以上を占めている。
- ・「土産品・特産品」の「改善すべき点」としては、「何があるか分からない」「新鮮市場がない」「買える店が少ない」などの意見があり、海産物などの土産品、特産品はあるものの、中心市街地で買える場所、買えるものが限られているという現状に満足していないことがわかる。

<中心市街地に対する意向>

(1)観光地などへの交通案内	人 数	%
①今のままでよい	29	31.9%
②改善すべき点がある	62	68.1%
合 計	91	100.0%

(3)駐車場	人 数	%
①不足である	31	35.2%
②分かりにくい	38	43.2%
③不便である	19	21.6%
合 計	88	100.0%

(4)トイレ	人 数	%
①不足である	37	44.0%
②分かりにくい	34	40.5%
③不便である	13	15.5%
合 計	84	100.0%

(5)接客態度	人 数	%
①今のままでよい	40	44.9%
②改善すべき点がある	49	55.1%
合 計	89	100.0%

(6)土産品・特産品	人 数	%
①今のままでよい	43	51.8%
②改善すべき点がある	40	48.2%
合 計	83	100.0%

(7)食事・レストラン	人 数	%
①今のままでよい	29	34.5%
②改善すべき点がある	55	65.5%
合 計	84	100.0%

④「市民満足度アンケート」(平成 18 年 9 月 久慈市)

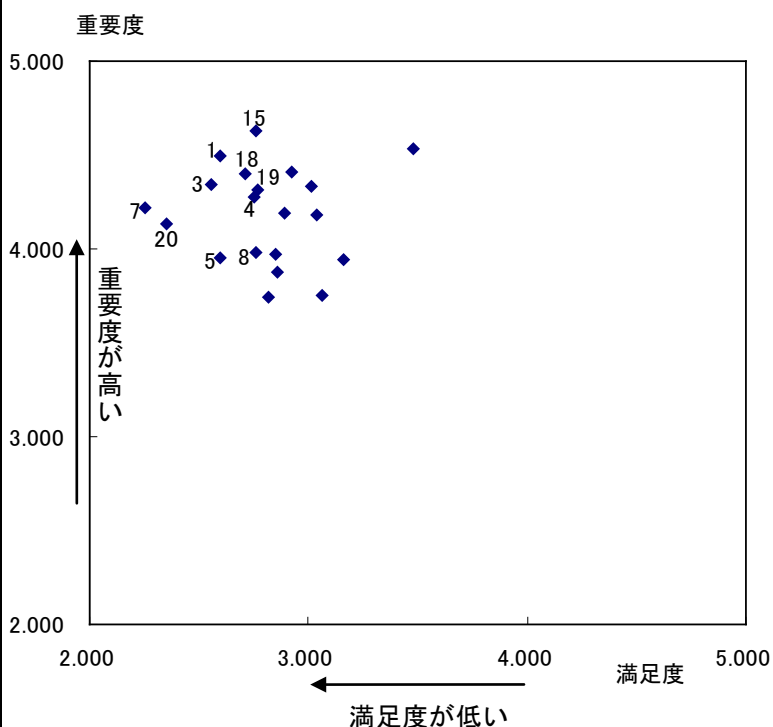
平成 18 年 9 月に新久慈市の総合計画の策定にむけて実施した、市民意向を把握するためのアンケート調査結果を整理すると以下ようになる。

配布数：2,000 票（20 歳以上の市民を対象に無作為抽出）

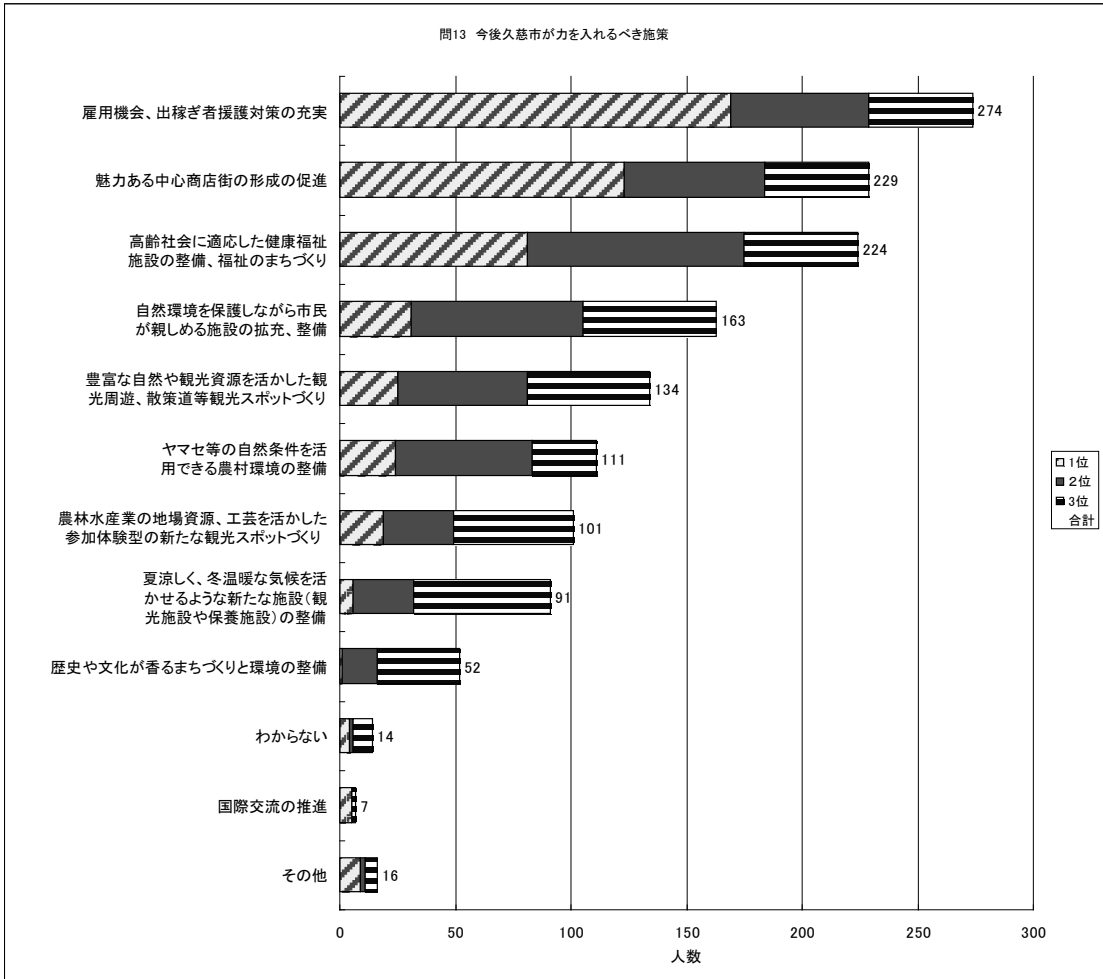
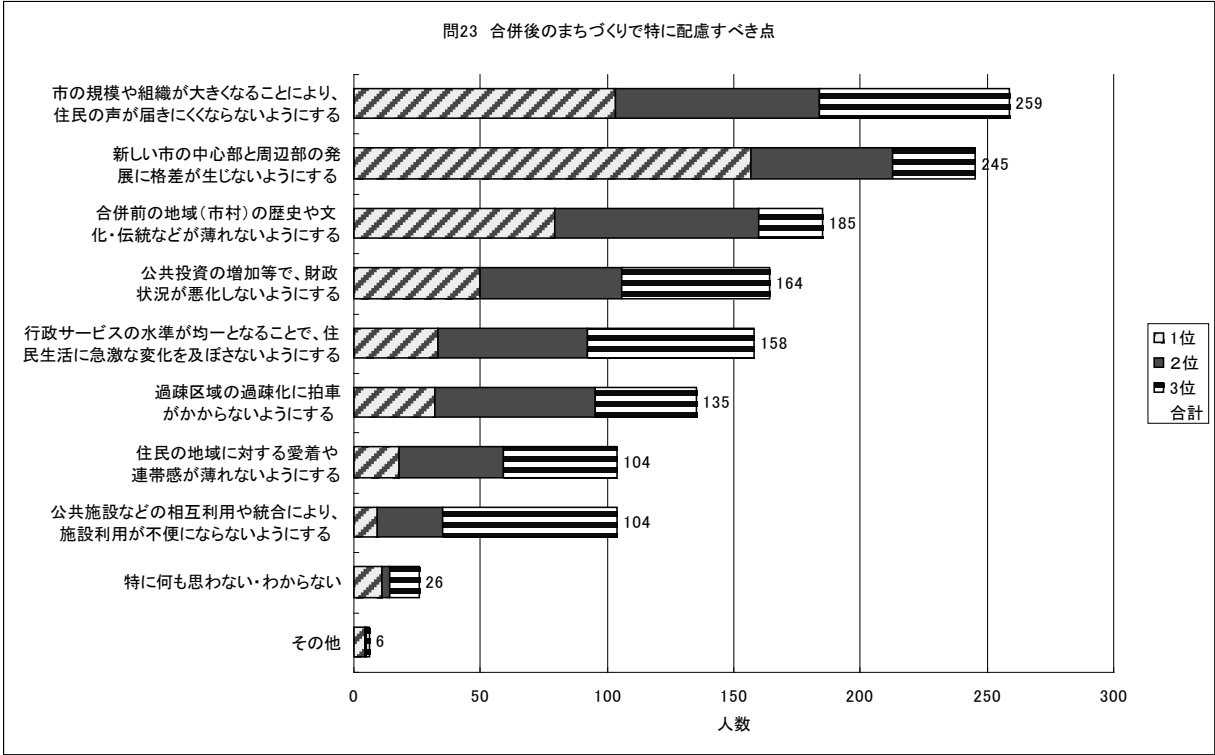
回収数：513 票（回収率 25.7%）

- ・「公共交通機関の利便性」「観光施設の整備や誘客事業推進の状況」「公園・緑地の整備状況」「高齢者福祉施設やサービス」「子育て支援体制など児童福祉サービス」「買い物の利便性」等の項目については、現状では満足度が低い一方で重要度は高い施策と認識されている。

No.	項目	満足度	重要度
1	下水道等の排水対策	2.593	4.494
2	上水道等の状況	3.483	4.530
3	生活道路(市道など)の整備状況	2.555	4.342
4	幹線道路(国・県道など)の整備状況	2.750	4.278
5	公園・緑地の整備状況	2.593	3.955
6	住宅地域の周辺環境	2.849	3.972
7	公共交通機関の利便性	2.255	4.219
8	買い物の利便性	2.758	3.977
9	小・中学校の教育施設・環境	3.013	4.330
10	学校教育	2.926	4.412
11	図書館、文化会館などの文化施設	3.158	3.946
12	運動場などのスポーツ施設	2.859	3.879
13	公民館やコミュニティセンター等の集会施設	3.062	3.748
14	生涯学習のための施設や制度の充実の度合い	2.817	3.742
15	病院などの医療施設やサービス	2.758	4.624
16	保育園などの保育施設やサービス	3.040	4.184
17	障害者福祉施設やサービス	2.887	4.194
18	高齢者福祉施設やサービス	2.714	4.397
19	子育て支援体制など児童福祉サービス	2.767	4.316
20	観光施設の整備や誘客事業推進の状況	2.351	4.131



- ・「合併後のまちづくりで特に配慮すべき点」として、「新しい市の中心部と周辺部の発展に格差が生じないようにする」がもっとも重要（1 位）と回答された方が最も多い。その一方で、「今後久慈市が力を入れるべき施策」としては、「魅力ある中心商店街の形成」と回答した方が多いことから、双方のバランスの取れたまちづくりが必要となっている。



(6) 旧法に基づく中心市街地活性化基本計画等の取り組み状況

○「久慈市中心市街地活性化基本計画」及び「久慈タウンマネジメント構想」(平成12年3月)

「久慈タウンマネジメント構想」に位置付けられた空き店舗活用、街の駅ネットワークなどの事業については、TMOが中心となり商業者等との連携を図りながら事業に取り組み、一定の成果を収めてきている。

◆中心市街地の基本コンセプト

にぎわいと親しみあふれる「まち」の再生

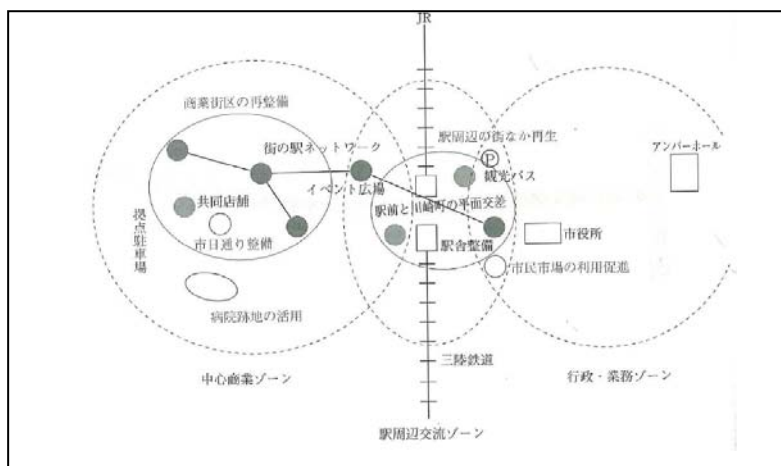
◆中心市街地活性化の基本的な方針

- ・久慈広域圏の拠点都市にふさわしい中心市街地を形成する
- ・市街地観光及び都市型産業の育成と振興を図る
- ・来街者にやさしいバリアフリーの中心市街地を形成する
- ・中心市街地における居住環境の整備と人口増加を推進する
- ・久慈の歴史・文化等の特性を活用し、人材の育成をすすめる
- ・まちづくり組織の設立と活動の支援をする

◆中心市街地の目標

- ・便利でわかりやすい中心市街地を形成する
- ・来街者にやさしい街づくりをすすめる
- ・市や祭りの賑わいを街全体の活力につなげる
- ・久慈の魅力を中心市街地から発信
- ・商業街区の整備と専門店の魅力向上をはかる

<旧中心市街地活性化基本計画における中心市街地の3つのゾーン区分>



- ・旧基本計画内の事業については、市、商工会議所、TMOなどが連携を図りながら取り組んでおり、現在までの実施率は65.2%となっている。

＜旧中心市街地活性化計画事業の実施率〔実施数/事業数〕＞

	事業数	実施済数	計画中数	未着手数	実施率
市街地の整備改善事業	17	8	6	3	47.1%
商業等の活性化事業	29	22	4	3	75.9%
合計	46	30	10	6	65.2%

- ・市街地の整備改善事業については、17事業のうち8事業が実施となっている（2事業が完了、6事業が実施中）。完了している2事業は、久慈川近隣公園整備事業と市役所分庁舎改修事業であり、いずれも市民の快適性や利便性の向上に寄与している。
- ・計画中の事業として、今後中心市街地の賑わいの核として位置付けられている「風の館」「土の館」の整備事業がある。
- ・未実施の事業として、再開発事業や鉄の館整備事業などがある。これらの事業については、多大な事業費を要するとともに、住民や地権者などの合意形成が図られなかったという反省がある。そのため、計画中や継続的に実施する事業については、住民、商業者などの意向を十分に反映し、合意形成を図りながら取り組むことが必要である。
- ・商業等の整備改善事業は、29事業のうち22事業が実施となっている（3事業が完了、17事業が実施中）。
- ・実施中の事業として、ご近所介護ステーション事業やチャレンジショップ事業、パサージュ事業、「いっぷく亭」の事業がある。これらは、幅広い世代の市民や来街者の利便性の向上に寄与している。また、平成13年時点で中心市街地内5商店街に33軒あった空き店舗のうち、平成17年までに16軒が、新規店舗出店や事業所、福祉施設等として再生するなどの成果も出ている。
- ・しかし、計画に基づき完了した事業、実施中の事業についても、中心市街地を再興するまでの牽引力にはなっているとは言い難い。その要因の1つとしては、取り組みが単発的で、商店会同士や商業者間の連携、協力が十分ではなかったことが挙げられる。そのため、「風の館」「土の館」の整備に伴い展開される事業など今後取り組む事業については、街全体が一体となって活性化に取り組む意識づくりと体制づくりを行い、連携や協力を密にしていけることが必要である。

○「物産館の整備」に係るこれまでの検討内容等

旧基本計画に位置付けられた「物産館の整備」については、現在まで市民、商業者、商工会議所、行政との協議のもと、観光交流機能等を備えた「風の館」、物産販売機能等を備えた「土の館」（総称、街なか再生核施設）の計画に至っている。

その経緯並びに計画内容を以下に示す。

<検討の経緯>

久慈市特定商業集積整備基本構想（平成6年3月）の中で、商業者等からの声を取り入れ、「商業核の形成」として商業施設における核店舗の導入の必要性を位置付ける。



久慈市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月）、久慈市タウンマネジメント構想（平成12年3月）において、「物産館の整備」を位置付ける。



平成14年2月、東北新幹線八戸延伸（平成14年12月1日）に対する取組として、久慈商工会議所を中心に広域観光拠点整備検討の機運が高まり、物産館等街なか再生核施設整備検討委員会を発足



物産館等街なか再生核施設整備基本計画（平成17年3月）の策定（久慈商工会議所、久慈タウンマネジメント機関、物産館等街なか再生核施設整備推進委員会）



ビジネスプラン やませ^ど土・風^{ふう}館計画（平成18年2月）の策定（久慈商工会議所）



都市再生整備計画 久慈街なか再生地区（平成18年3月）の策定・観光交流センター「風の館」、「山車創作体験館」の整備を位置付ける。



物産館等街なか再生核施設整備事業に係る観光交流センター「風の館」整備検討報告書（平成18年4月）

＜開発コンセプト＞

テーマ： 新幹線を迎えた今日、多様化する交流人口の受入れに向け、潜在的に豊富と言われる地域資源の中から、「何を売るのか」この際のテーマやシンボル性を絞って、強い発信力となるための選択（差別化）とアイデアが求められている。

私たちの住む久慈広域には「やませ」という厳しい風土が厳然として存在し、そこに多くの地域資源が育まれている。美しい自然、豊かな食、ロマンティックな景観、そして「琥珀」に代表される地下資源があり、一方「やませ」は目に見えない心象景観として地域住民の精神形成や地域の気候風土そのものに計りしれない影響力をもついわば「文化的資源」といえるかもしれない。

この様に象徴的「やませ風土」や地域を象徴する地下資源「琥珀」はふる里の宝モノであり、これらのテーマ性としては「やませ風土と琥珀路の賑わい」そして「琥珀色のシンフォニー」などをイメージとして捉えることができる。よって、街の駅ネットワーク・拠点施設の開発テーマは、琥珀の邦「やませ土・風館」をイメージした空間づくりを目指す。

機能： 物産館等街なか再生核施設は、地域の自然環境ややませ風土に根ざした生活文化と広域の特産品等の展示即売すなわち産直部分と有機的に組み合わせ、機能性や文化性、そして集客性を高めるとともに、地域との協調を図る計画とする。

本計画は、久慈市の「中心市街地活性化に係る整備コンセプト」から「賑わいと潤いあふれる街」の形成を図る目的の一環として、ゾーンやエリアの拡大が図られ、同時に用地の整形地化に努め、核施設である産直施設の他、観光交流センター（仮称）の整備計画となり、商業ゾーンの更なる賑わいや魅力の創出が期待できるものとなった。

開発エリアの施設は大まかに二つのゾーンとして捉えられ、一つは郷土の産物等（お土産品や産直、食文化発信、地元特産品等）を扱うゾーンであり、もう一方は郷土の風物（まちの歴史、文化、市、まつり情報等）などを広く紹介するゾーンとして位置付けられる。

これらからイメージされるものは、それぞれ地域の「土産」であり「風物」である。やませの里の「土」と「風」を象徴する核施設エリアの機能イメージを、琥珀の邦「やませ土・風館」と位置付け開発を推進する。

<整備目的など>

	風の館	土の館
目的	～こはくのまちふる里 観光交流センター～	～やませの里・産食体験館～
テーマ	～太古からの琥珀の道しるべを昭和 から未来へ～	～歴通路通りから 「町の日」の賑わい～
機能等	・琥珀の歴史紹介&体験コーナー ・久慈秋まつり紹介コーナー ・久慈市の歴史コーナー ・街の駅トイレ	・ふる里物産展示即売コーナー ・広域特産品コーナー、食材コーナー ・民芸品コーナー ・海・山・里市・食文化体験コーナー ・琥珀路・レトロ体験館
施設概要	・展示コーナー（ミニ郷土資料館） ・多目的ホール ・休憩・待合所 ・インフォメーションコーナー ・産食体験館（食堂）	・産直ふる里物産コーナー ・広域特産品コーナー ・海山里市・体験コーナー ・テナントミックス ・管理及びストックヤード等 ・琥珀情報・レトロ体験館
	シンボルゾーン・ゆとり広場	「歴通路」通り・外構等
概要	・シンボルゾーン、イベント広場 ・休憩施設 ・駐車場	・屋台村 ・休憩看板・まちの駅 ・展示情報看板 ・モニュメント

(7) 中心市街地活性化に向けた課題の整理

①広域的な観光客を誘う仕掛けづくり

- ・久慈市周辺には県外からの観光客が多く訪れているが、久慈秋まつりや市民有志により開設されている「レトロ館」などの観光資源が観光客の誘引や賑わいを生み出すまでのものとなっていないため、中心市街地を訪れる観光客は少ない。
- ・久慈市は山・里・海などの自然の豊かな地域であり、特産品も豊富にあるが、市民意向調査でも中心市街地に土産品、特産品を買える場がないなどの意見があることから、広域観光の中心都市の中心市街地として、ニーズに対応した機能の導入が必要である。
- ・久慈広域の自然や歴史、市内の久慈琥珀博物館やもぐらんぴあなどの観光資源を結ぶルートと、中心市街地との関わりが乏しいため、新たな観光施設・資源の開発や観光ルートの設定などの充実が求められている。

②まちの楽しみの充実

- ・市日は約 360 年の歴史を有し、久慈のアイデンティティでもあるが、市日自体の活力が停滞しているとともに、これまで中心市街地の賑わいづくりとの連携が十分とはいえない状況にあったため、市日の活性化とさまざまな取り組みとの連携による賑わいづくりを進める必要がある。
- ・市民アンケートでも、個店の品揃えやサービスなどのレベルアップを望む声が高いため、商業者の自助努力の一層の推進が求められる。
- ・市民アンケートにおいて、中心市街地で時間を過ごすための魅力や楽しみが求められている。また、公園・緑地や福利施設の整備、商業者のもてなしの充実も求められている。
- ・本市は港町であり豊富な海産物が水揚げされているが、中心市街地において、海産物を始めとした生鮮食料品を買う場所が限られている。また、気軽に食事を楽しむ場所が少ない。
- ・高齢者の交流施設、ギャラリー、カルチャー教室、駐車場などのニーズの高い機能が、現在の中心市街地に不足しており、このことが中心市街地の魅力を欠く要因になっていると考えられることから、これらの機能の充実が求められる。

③安全に回遊し、安心して暮らせる環境整備

- ・これまで取り組んできた電線類地中化や商店街高質空間形成に継続的に取り組むとともに、不足しているトイレや休憩所、案内所、飲食の場等、来街者の快適性を高める施設の設置やバリアフリー化など、安全で快適に回遊できる環境整備が必要である。
- ・中心市街地においては、公園が2箇所整備されており、空き店舗を活用した介護施設、子育て施設などが開設されているが、市民アンケートでも公園・緑地や福利施設の要望が依然高いことから、居住環境として多様化する市民のニーズに対

応した機能の充実が求められる。

- ・ 来街者に対する中心市街地の情報案内が不足しており、どこにどのような店舗や施設があるのか分からないため、回遊に不便を生じている。
- ・ 中心市街地内は、基盤整備や道路、下水道等の都市施設が整備されており、昨今の厳しい財政状況を踏まえると、新規に拡大する住宅地に都市施設を整備するより、既存ストックの充実した中心市街地に都市機能の集積と定住の誘導が求められている。
- ・ 中心市街地内は老朽化して利用されていない建物が多くみられるが、敷地が狭く比較的地価が高い等の要因から、建物の有効利用が進んでいない。そのため、低未利用となっている建物の有効利用と、定住を促進するための良質な住宅供給が必要である。

④地域内の交流促進と交通環境の整備

- ・ 人口の減少や商業後継者の不足などにより、中心市街地内の商店街やまつりなどを支え、地域の防犯なども担う地域コミュニティの維持が困難になりつつあることから、対応が必要となっている。
- ・ 中心市街地と郊外観光地を結ぶ観光メニューや交通手段が乏しいため、多様なサービスの提供とともに、市民や来街者のための大型バスの駐車場、交通アクセス環境の充実が求められている。
- ・ 市民アンケートでも、中心市街地の駐車場の充実の要望が高いことから、駐車場自体の確保とともに、利用しやすい駐車場のあり方を検討することが求められている。

中心市街地の今後の課題

中心市街地の現在の状況と問題点

資源等	・世界有数の琥珀の産地、県内有数の水産都市、沿岸部は陸中海岸国立公園に指定され、中心市街地内では600年余の歴史を有する「久慈秋まつり」、約360年の歴史を誇る市日が開催されている。 ・平成18年の人口は市全体40,111人、中心市街地2,100人。平成13年～18年までの5年間の推移は、市全体が3.5%の減少に対し、中心市街地は9.5%の減少。 ・平成18年の65歳以上の占める割合（高齢化率）は、市全体が23.4%に対し、中心市街地が31.1%と高齢化が進んでいる。 ・中心市街地においては、25歳～60歳までの幅広い人口流出が顕著。 ・平成13年～18年までの5年間の世帯数は、市全体では3.5%の増加であるが、中心市街地では4.5%の減少となっている。 ・中心市街地の人口、世帯数ともに減少傾向にあることから、地域コミュニティやまつりを支える組織（まつり組）の維持に影響を及ぼしている。
人口・世帯	
商業	・中心市街地内の店舗数、売り場面積などは減少傾向にあり、市全体の店舗数に占める中心市街地の店舗数の割合も減少し、中心性が弱まっている。 ・店舗構成は、日用生鮮品を取り扱う店舗が比較的小さいなど、業種構成に偏りが見られる。 ・近年、中心市街地外の主に港湾地区の工業地域・準工業地域に大規模小売店舗が立地し、消費者の郊外店舗への依存が高まっている。特に食料品については、中心市街地での店舗が少ないことを反映して近年依存度が高まっている。 ・市日は後継者の減少などから出店店舗数は減少傾向にある。
交通	・歩行者・自転車通行量は、休日よりも平日の方が多く傾向にあり、休日に市民や求職者が集める施設がないことが影響しているとも考えられる。 ・歩行者・自転車通行量は、平日・休日ともに減少傾向にある。 ・鉄道の利用者は減少傾向にあり、これは中心市街地の魅力の低下やモータリゼーションの進展が要因として挙げられる。 ・駐車場は規模の小さなものが散在しており、平成12年から平成17年にかけて駐車場面積は増加しているが、利用率は高いとはいえない状況にある。
観光	・洋野町海岸や本市の白樺林のある平庭高原などの久慈広域圏への観光客は近年増加傾向にあるが、久慈広域圏における久慈市の中心性が低く（観光吸引力が低い）、特に県外観光客の吸引力が低く、中心市街地を訪れる観光客は少ない。 ・久慈駅は、鉄道から海岸の風景を楽しむツアアの起終点になっており、多くの観光客が駅前で乗降しているが、商店街などへへとその足が向くことは少ない。 ・中心市街地と郊外観光地を結ぶ観光メニューや交通手段が乏しいため、多様なサービスの提供とともに、快適な交通アクセス環境の充実が求められる。
都市計画	・道路、公園、下水道などの都市計画事業については概ね完了している。 ・一部の道路で歩道に段差などがあり、誰もが安全、快適に歩ける環境とはいえないところがある。
住宅	・持ち家指向の高い本市においては、間口が狭く敷地規模が小さいなど、条件の悪い中心市街地よりも、中心市街地から徒歩圏内の近隣住宅地で持ち家を所有する傾向が高い。 ・中心市街地内は地価が高いため、低未利用地があっても有効に土地利用の更新が行われなく、また、空き家となった老朽住宅がそのまま残される状況にある。
市民等アンケート	・活性化を図るための重要な核施設として、久慈広域物産センターや産直施設の意見が特に多い。 ・空き店舗活用については、高齢者交流施設、展示施設、カルチャークラスなどの要望が高い。 ・食料品や衣料品などの普段の買い物場所については、大型店の利用割合が高くなっている。これは、中心市街地居住者についても同様の傾向があり、商店街離れが進んでいる。 ・バスの充実・駐車場の整備のほか、店の魅力アップなど個店に対する要望が強い傾向にある。 ・中心市街地への来街者の滞在時間が比較的短い。 ・本市への通勤者へのアンケート調査では、中心市街地における土産品・特産品、観光地などへの交通案内、食事、接客態度などに不満を持っている方が多い。 ・「公共交通機関の利便性」「観光施設の整備や誘客事業推進の状況」「公園・緑地の整備状況」「買い物の利便性」「高齢者福祉施設やサービス」「子育て支援体制など児童福祉サービス」等の項目については、満足度が低く、重要度が高い施策と認識されている。 ・新しい市の中心部と周辺部の発展に格差が生じないまちづくりが望まれている一方で、魅力ある中心商店街の形成が重要と回答した方が多いことから、双方のバランスの取れたまちづくりが必要となっている。

中心市街地の課題

1. 広域的な観光客を誘う仕掛けづくり

- ①久慈市周辺には県外からの観光客が多く訪れているが、久慈秋まつりなどの観光資源が観光客の誘引や賑わいを生み出すまでのものとなっていないため、中心市街地を訪れる観光客は少ない。
- ②久慈市は山・里・海などの自然の豊かな地域であり、特産品も豊富にあるが、市民意向調査でも土産品、特産品を買い求める場がないという意見がある。
- ③久慈広域の観光資源を結ぶルートと中心市街地との関わりが乏しい。

2. まちの楽しみの充実

- ①久慈のアイデンティティである市日がまちづくりに充分生かされていない。
- ②市民アンケートにおいて、中心市街地で時間を過ごすための魅力や楽しみが求められている。また、公園・緑地や福祉施設の整備、商業者のもてなしの充実も求められている。
- ③中心市街地において、生鮮食料品を買い求める場所や、気軽に食事を楽しめる場所が少ない。

3. 安全に回遊し、安心して暮らせる環境整備

- ①電線の中化や歩道のバリアフリー化により安全で快適に回遊できる環境整備が必要である。
- ②市民要望では、高齢者の交流施設や子育て支援体制の充実が求められている。
- ③来街者に対して、街なかでの情報案内が不足しており、回遊に不便を生じている。
- ④低未利用となつてしまっている建物の有効利用と、定住を促進するための良質な住宅供給が必要である。

4. 地域内の交流促進と交通環境の整備

- ①中心市街地内の商店街やまつりなどを支える地域コミュニティの形成に向けた対応が必要である。
- ②市民や来街者のための大型バスの駐車場、交通アクセス環境の充実が求められている。
- ③駐車場自体の確保と、利用しやすい駐車場の整備が求められている。

(8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

基本コンセプト

山・里・海を丸ごと愉しめる 結いが支える賑わい・安心の街

基本方針1 山・里・海の“資源”を愉しめる街

広域観光の拠点づくり

- ①広域的に訪れている観光客を中心市街地へと引き込み、海産物や琥珀、小久慈焼などの地域（山・里・海）の特産品（土産品）を一箇所で買い物が楽しめる場の提供
- ②久慈を代表するアイデンティティである久慈秋まつりの山車、レトロ館などの郷土の歴史や文化に触れ、山・里・海の多彩な食（食文化）が体感できる場の提供
- ③久慈のまつり・文化・観光情報の発信と「風の館」「土の館」を拠点とした街なか回遊ルートや中心市街地と郊外観光地とを結ぶルート設定による観光客受入れ体制の整備

観光客受入れ体制

○久慈広域観光協議会（久慈市、洋野町、野田村、普代村観光協会）

久慈広域観光協議会については、これまでも久慈広域管内の観光協会が相互に連携し、観光客の誘致及び受入れ体制の整備等を図ってきたところであるが、今後は従前の取り組みを更に拡大し、地域の観光オペレーターとして観光資源のマネジメントから旅行商品化、販売までを一括して取り扱い、更なる観光誘客を図る。

○久慈市街なか連携観光誘客推進協議会

久慈市観光協会、久慈商工会議所及び株式会社街の駅・久慈等の多様な団体によって構成される「久慈街なか連携観光誘客推進協議会」を立ち上げ、滞在型旅行商品等の造成による誘客促進や久慈のPRのためのキャンペーン活動などを行い、新たな観光誘客を図る。

街なかの賑わいづくり

- ④「風の館」「土の館」や「市日」、商業者、商店会相互が連携したイベントの実施による街なかの賑わいづくり
- ⑤「市日」の活性化と環境整備を行い、より多くの地場産品の提供と売り手・買い手のふれあいによる、買い物の楽しさを提供
- ⑥市日通り周辺の公園・緑地の整備による賑わいと憩いの空間の創出
- ⑦空き店舗を活用して食の匠との交流や蕎麦打ち体験、地域の技・工芸の体験など自らが体験する楽しさを提供
- ⑧もてなしとふれあいによる商店の魅力づくりやテナントミックスによる品揃えの充実、多様なサービスの提供

基本方針２ 安全・安心な街

- ①電線地中化や歩道のバリアフリー化により誰もが安全・安心に通行できる環境や、ポケットパーク整備、サイン整備、街の案内人の設置により来街者が快適に回遊できる環境の整備
- ②子育て中の親子や高齢者の交流によるコミュニティを醸成し、生きがいと安心を与えられる空間の提供
- ③道路や下水道などの既存ストックと都市機能の充実した中心市街地への定住の促進を図るため、老朽化した建物や空き家の有効利用などによる多様な世代のニーズに応じた良質な住宅供給の推進

基本方針３ 交流のある街

- ①“結い”により支えられてきた地域住民同士の強い絆、防犯・商業活動などの地域コミュニティの育成と、その核となる秋まつりへの支援、さらにはまちづくり団体の活動拠点整備による地域の交流促進による“まち育て”
- ②市内外からの来訪者のための鉄道、道路などの交通アクセス環境の整備と、利用しやすい駐車場の整備による来街者との交流促進

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

- ・久慈市は、通勤・通学、商業などにおける久慈広域圏の中心都市である。
- ・ＪＲ久慈駅、三陸鉄道久慈駅の西に広がる地域は、郡役所の時代からの中心市街地を形成してきた地域であり、県地方振興局、市役所分庁舎、郵便局などの公共公益施設が立地しているとともに、商店が集積している。
- ・久慈広域圏、久慈市の中心となるエリアであるＪＲ久慈駅、三陸鉄道久慈駅の西に広がる地域を、本計画における中心市街地とする。

(位置図)

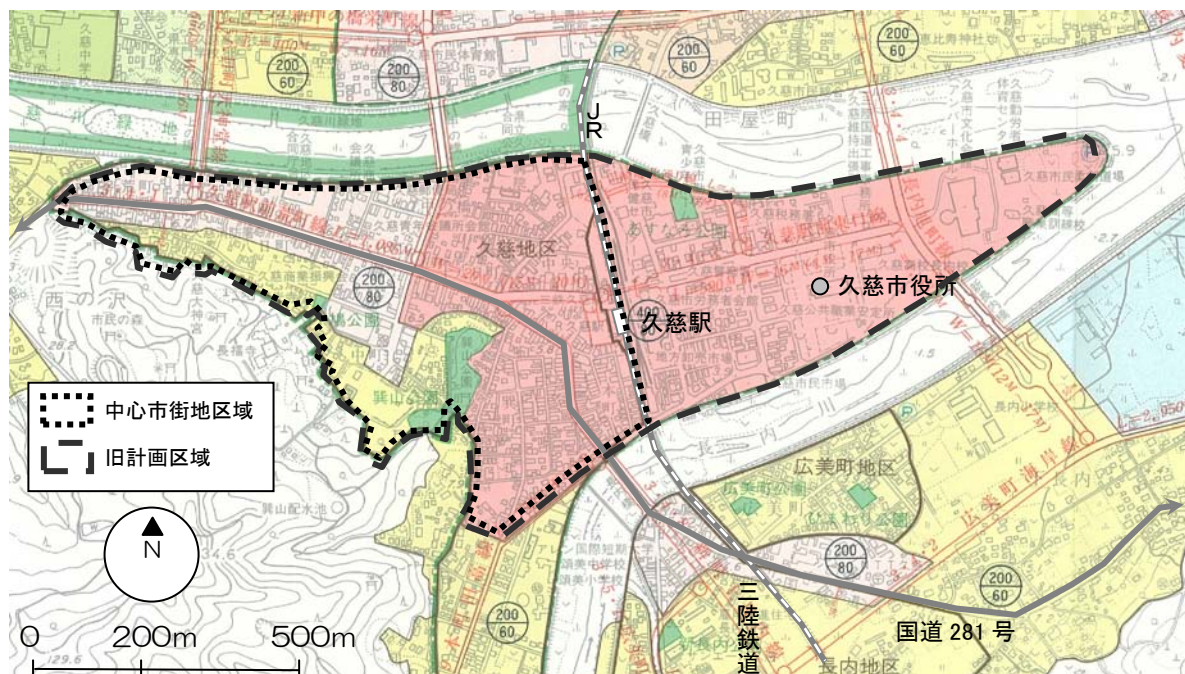


[2] 区域

区域設定の考え方

- ・旧法に基づく基本計画においては、中心市街地の区域を、市内で唯一商業地域、近隣商業地域の用途指定が行われている地域を中心に、区域の東側は長内川、西側は荒町の境界、南側は商業地域の用途界、北側は久慈川に囲まれる範囲で、市役所や警察署、税務署など公共公益施設が集積している久慈駅側（川崎町地区）も区域に含めた 72.2ha を区域に含めていたが、本計画では、各種事業を集中的かつ効果的に取り組むことが可能な久慈駅西側の 41.4ha を中心市街地の区域とする。
- ・この区域は、高質空間形成施設整備事業や道路事業などを位置付けた都市再生整備計画（久慈街なか再生地区 平成 18 年 3 月）の対象区域と同一である。

（区域図）



〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	・ 商店街組織、商圈が形成されている 中心市街地 41.4ha は市全体（62,314ha）の 0.07%にすぎないが、市内商店数の約 4 割弱が中心市街地にあり、10 の商店街が形成されている。また、約 360 年の歴史を誇る「市日」が開催され、日用品や農林水産物を買求めに多くの市民、来街者が訪れている。 ・ 主要な公共公益施設が立地している 県地方振興局、市役所分庁舎、鉄道駅、郵便局、商工会議所などの公共公益施設が立地し、市役所、警察署、税務署などが立地している川崎町地区（旧計画区域内）とも隣接している。 ・ 主要公共交通機関が運行している JR 久慈駅と三陸鉄道久慈駅が隣接して立地しており、両駅合わせて年間 30 万人が、通勤・通学、買い物などの交通手段として利用している。 ・ 歴史的に中心的な位置付けにある 本区域は、郡役所時代から中心的な位置にあり、600 年余の歴史を有する市を代表する祭である「久慈秋まつり」が行われている。
第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	・ 人口、世帯数が減少している 区域内の人口は、平成 13 年から平成 18 年にかけて 9.5%の減少となっており、市の減少幅の 3.5%を上回っている。世帯数については、平成 13 年から平成 18 年にかけて、全市的には 3.5%増加しているが、区域内は 4.5%減少しており、空き家などが散在している。 ・ コミュニティが衰退の傾向にある 人口減少とともに、市全体の高齢化率（23.4%）を上回る高齢化が進んでおり（区域内 31.1%）、地域活動やまつりなどを支える地域コミュニティが衰退の傾向にある。 ・ 店舗数、売り場面積が減少している 市全体の店舗数は、平成 9 年から平成 16 年にかけて 14.2%の減少であるが、区域内の店舗数は 24.8%と大幅に減少している。売り場面積については、市全体では 20.6%増加しているが、区域内は 45.1%減少している。 ・ 従業者数、年間販売額が減少している 市全体の従業者数は、平成 9 年から平成 16 年にかけて 8.6%増加しているが、区域内の店舗数は 35.2%と大幅に減少している。区域内の年間商品販売額については、平成 9 年から平成 16

	年にかけて 64.3%も減少しており、7 年間で約 1 / 3 となっている。 ・ 歩行者・自転車通行量が減少している 平成 15 年と平成 18 年の調査結果を比較すると、久慈駅周辺の歩行者・自転車通行量は、平日、休日ともに減少しており、平日は約 1,500 人、休日は約 1,300 人減少している。
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	・ 久慈市基本構想との整合 まちづくりの基本理念を「夢・希望・未来に向かってひと輝くまち」とし、次代を担う子供たちから高齢者まで全ての「ひと」が、自分の住むふるさとに自信と誇りを持ち、いつまでも夢と希望を胸に、健やかで心豊かな生活を営むことのできるまちづくりを目指している。 中心市街地に関するまちづくりとしては、商店街の活性化を図るための物産館等の施設整備、街並み整備、空き店舗の有効活用、駐車場の適正配置、「市日」への支援、さらに、県立病院跡地や周辺公園等の活用による憩いの空間整備、街なか居住を推進するために民間が実施する住宅整備の支援などの取り組みが位置付けられている。 その一方で、郊外での無秩序な都市開発を抑制するための取り組みを行い、コンパクトで利便性の高い中心市街地の再生に取り組むこととしている。 ・ 広域観光、市民生活を支える核施設の整備による周辺への波及効果 本市は、久慈広域圏の通勤・通学、商業の中心的な位置付けにあり、その中でも中心市街地は、都市機能が集積した本市の中心的な場所であり、久慈広域圏の中心的な位置付けにある。 現在、中心市街地内に計画されている「風の館」「土の館」は、山車の展示など観光的な要素に加えて、インフォメーション機能や農産物・海産物の販売など、中心市街地に不足している業種を補う役目を果たしている。また、久慈広域観光協議会（久慈市・洋野町・野田村・普代村観光協会）の事業の拠点としての役割を担うこととなっており、これが整備されることにより、市民生活の向上はもとより、広域観光の魅力が向上するなど、中心市街地のみならず、久慈市及び周辺市町村への波及効果がもたらされる。 ・ ストック活用による財政負担の軽減 中心市街地は道路や下水道などの都市基盤施設が充実しており、市の厳しい財政状況を踏まえると区域内に定住人口を誘導することが、ストック活用の観点からも財政的な負担を軽減させることにつながる。

3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 目標年次の考え方

本計画の計画期間は、平成 19 年度（平成 19 年 5 月）から、事業実施の効果が現れると見込まれる平成 23 年度（平成 24 年 3 月）までの 5 年間とし、その最終年度である平成 23 年度を目標年次とする。

(2) 目標（数値指標）の設定とその考え方

目標 1：「風の館」「土の館」との連携による山・里・海を愉しめる中心市街地全体の賑わいの創出

広域観光の拠点となる「風の館」「土の館」の整備とともに、これと連携したイベントや観光レクリエーション、商店街での取り組みなどを一体的に推進し、山・里・海を愉しめる中心市街地全体の賑わいを創出する。

○目標指標の設定とその考え方

①商品販売額

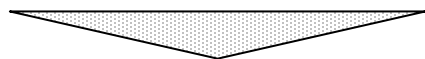
「土の館」での生鮮食料品や土産品などの販売、「風の館」での飲食とともに、その賑わいを商店街へと波及させるための連携イベントの実施、さらには商店街個店での一店逸品づくり、チャレンジショップによる空き店舗解消などにより、中心市街地全体の販売額の増加を目指すことから、中心市街地の活性化の実態を把握する指標として適切である。

商品販売額は市民にも理解しやすい指標であり、「土の館」の販売額、商店会の販売額については、商業統計調査などにより定期的に把握されることから、中心市街地全体の商品販売額を設定する。

なお、目標の基準年度については、実数値として捉えられる最も新しいデータである平成 15 年度（平成 16 年商業統計調査対象年度）の数値とする。

平成 15 年度（平成 16 年商業統計）

・商品販売額（4,460 百万円）



7.6%増

平成 23 年度

・商品販売額（4,800 百万円）

ア 平成 23 年度の商品販売額の考え方

平成 23 年度の商品販売額の設定にあたっては、過去の商業統計調査のデータによる売り場面積当たりの販売額の推計から平成 23 年度の目標額を定め、それに事業による増加見込みを加えて設定する。

商業統計調査については、前年度実績を調査対象としていることから、売り場面積当たりの販売額の推計にあたっては、平成 6 年～平成 16 年調査の販売額、売り場面積の実数値から平成 24 年（平成 23 年度実績）の売り場面積当たりの販売額を、回帰分析（トレンド分析）により推計する。これは、過去の売り場面積当たりの販売額をもとに、この傾向で推移すると将来どのような値になるかを数式を当てはめて求める方法である。数式は 4 種類（直線式、自然対数式、べき乗式、指数式）を用い、数式と売り場面積当たりの販売額の関係性が最も高い数式（決定係数 R^2 がもっとも 1 に近い数式）を使って値を求める。

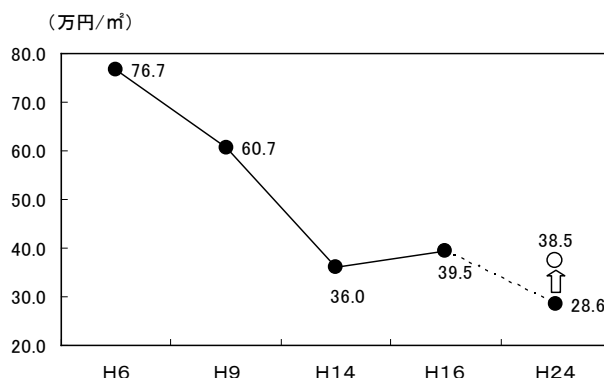
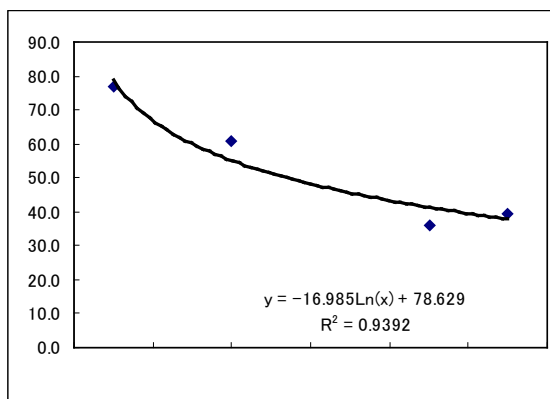
回帰分析をした結果、関係性の最も高いのは自然対数式となり、これを用いて平成 24 年の値を推計すると 28.6 万円/㎡となる。

本計画においては、新たな賑わいの核となる「風の館」「土の館」の整備とともに商店街の取り組みにより、中心市街地内にあった大規模店舗ダイエー撤退前の商店街の賑わいを再び取り戻すことを目指し、平成 23 年度において、平成 14 年調査数値からダイエーの売り場面積及び販売額を除いて算出した売り場面積当たりの販売額 38.5 万円/㎡を目指すものとする。

<採用する数式（自然対数式）>

$$y = -16.985 \log_e x + 78.629 \quad (e=2.71828182845904)$$

	x	売り場面積あたりの商品販売額 (万円/㎡)
H6	1	76.7
H9	4	60.7
H14	9	36.0
H16	11	39.5
平成24年	19	28.6
決定係数		
R2 = 0.9392		



また、平成 23 年までに空き店舗の解消を目指したチャレンジショップ事業を実施することで年間 3 店舗、計 15 店舗の出店を予定している。チャレンジショップ事業については、平成 14 年度から実施しており、これまで 5 店舗が出店、うち 4 店舗が助成後においても独立開業している。

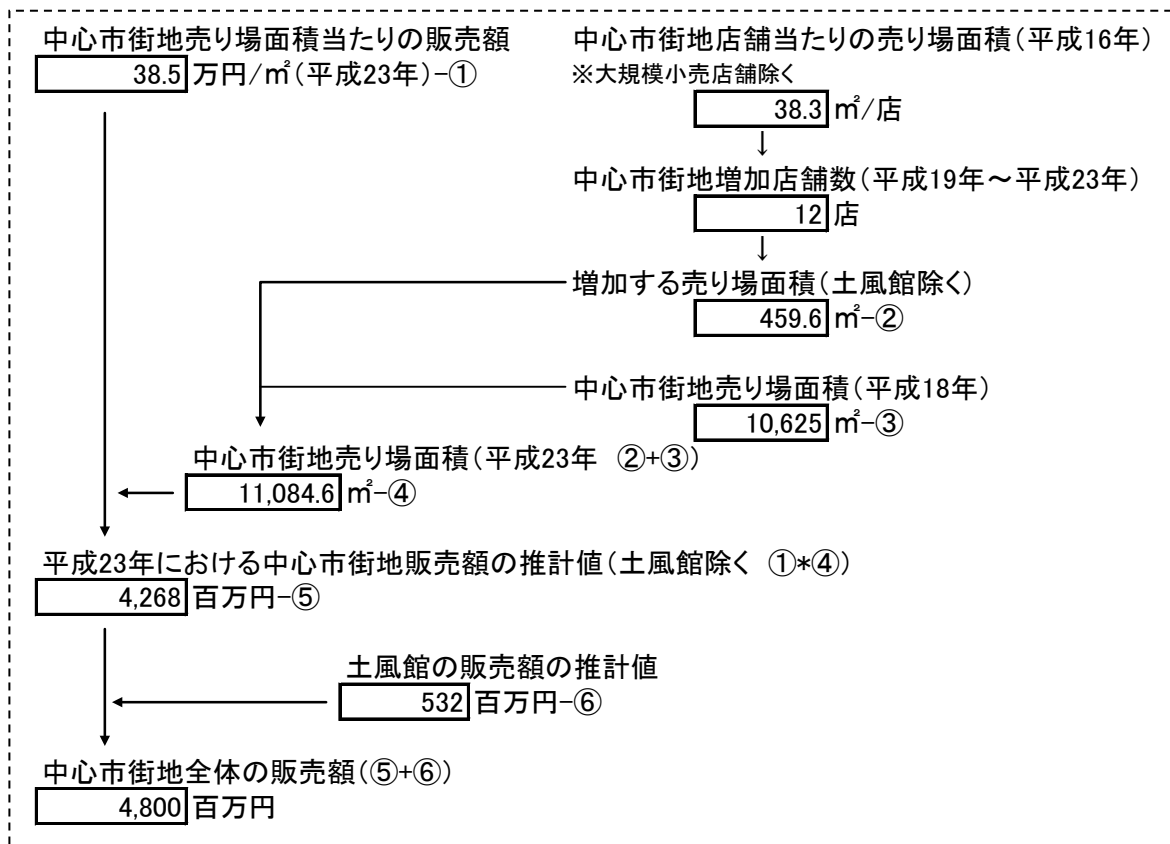
こういった実績から計画期間に独立開業を果たす店舗を出店予定 15 店舗の 8

割である 12 店舗と見込み、これに中心市街地における大規模小売店舗を除く店舗当たりの売り場面積である 38.3 m²を乗じて、増加する売り場面積を 459.6 m²と見込む（「土の館」を除く）。

また、現在の既存店舗については各種活性化策を講じ、平成 23 年度まで現状維持を目指すものとし、全体の売り場面積を現在の売り場面積 10,625 m²（平成 16 年調査の売り場面積から平成 16～18 年度で減少した店舗面積 670 m²を差し引いた値）に上記増加面積 459.6 m²を加えた 11,084.6 m²と設定する。

これらより、平成 23 年度における「土の館」を除く中心市街地商店街の販売額は、4,268 百万円となる。

これに「土の館」の販売額の推計値 532 百万円を加えた 4,800 百万円を目標数値として設定する。



イ フォローアップの考え方

新しく整備する「土の館」の商品販売額については毎年売上額を確認することが可能であることから 1 年ごとに把握することとし、商店街については平成 19 年に実施される商業統計調査の本調査（平成 21 年度公表見込み）及び平成 23 年に実施される経済センサスの実数値により実態を把握するほか、中間年度に当たる平成 21 年においては、市独自で商業統計調査に準じた調査方法により商品販売額の実数値を把握し、目標の進捗状況を検証する。検証にあたっては目標数値の妥当性、既存事業の改善及び新規事業の必要性についてその都度検討を行うものとする。なお、最終年度である平成 23 年度の目標数値については、経済センサスの実数値により検証可能となるのが計画期間後となることから、部分的ではあるが「土の館」の商品販売額により検証を行い、経済センサスの実数値が公表となったところで再検証するものとする。

②歩行者・自転車通行量

昭和 62 年より久慈商工会議所が調査している中心市街地の主要地点における歩行者・自転車通行量調査は、中心市街地の賑わい度を測る指標としてこれまで用いられてきており、市民や商業者にも定着している数値である。

この調査は、今後も継続的な実施が予定されていることから、活性化の実態を把握する指標として適切であり、目標指標として主要調査地点の合計による歩行者・自転車通行量を設定する。

平成 18 年度

・歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均：6 地点・3,871 人）

約 3 割増

平成 23 年度

・歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均：6 地点・5,050 人）

ア 平成 23 年度の歩行者・自転車通行量の考え方

本計画において街なかの賑わいづくりの拠点として位置付けている「風の館」「土の館」については、年間 573,000 人の集客を見込んでいる。その内訳は以下のとおり。

- I 県外客の新規集客・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 万人
 - (ア) 旅行会社との共同による旅行商品づくりでの集客 1 万人
 - ・新たな旅行商品づくりにより、現在の旅行商品による通過型の観光流動（約 10.6 万人/年）の 1 割の誘客を目標とし 1 万人
 - (イ) 通過型観光客の集客 1.5 万人
 - ・久慈を単に通過し、久慈市周辺の観光地に立ち寄っている関東・関西・九州地区からの観光客（平均約 14.6 万人）の 1 割の誘客を目標とし 1.5 万人
 - (ウ) 青森、秋田、宮城等の近隣県からの集客 15.5 万人
 - ・近隣県からの観光バスによる観光客（約 7 万人）の約 2 割の誘客を目標とし 1.5 万人
 - ・近隣県からの自家用車による観光客（約 70 万人）の約 2 割の誘客を目標とし 14 万人
- II 日常生鮮食料品のテナントミックス施設としての利用・・・・・・・・・・18 万人
 - (ア) 日常生鮮食品の主な買い物客を、中心市街地エリア及びその周辺地域からの客と想定し、中心市街地エリア（880 世帯）及び川崎町地区（110 世帯）について週 2 回、川貫・西の沢地区（522 世帯）、大川目地区（1,089 世帯）について週 1 回の買い物をすると見込み年間約 18 万回（人）

$((880 \text{ 世帯} + 110 \text{ 世帯}) \times 2 \text{ 回/週} \times 52 \text{ 週} + (522 \text{ 世帯} + 1,089 \text{ 世帯}) \times 1 \text{ 回/週} \times 52 \text{ 週})$

- Ⅲ 主要なイベントとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・12万9千人
 (ア) 旧計画区域内で開催する既存イベントとの連携により、これまでの入込み客実績(約14.2万人)の8割の誘客を目標とし11万3千人
 (イ) 中心市街地外の市内各所(旧計画区域外)で開催する既存イベントとの連携により、これまでの入込み客実績(約4.1万人)の4割の誘客を目標とし1万6千人
- Ⅳ 自主イベント・・・・・・・・・・・・・・・・・・8万4千人
 (ア) 市日(1開催あたり830人程度の利用)と連携して行う「市日合同市」の開催により、市日の集客人員の9割を目標とし5万4千人(830人×月6回×12ヵ月×90%)
 (イ) 市日以外の週末に開催する屋台等を利用した企画市(1開催あたり415人を想定)の開催により、3万人(415人×月6回×12ヵ月)

歩行者・自転車通行量の調査日については、これまで同様、平日及び休日の2回、また市日や既存イベントと重ならない日を設定することとし、普段の街の賑わいの度合いを測定するものとする。

このことから、平日については上記「風の館」「土の館」の集客見込みの「既存イベントとの連携」や「自主イベント(市日との連携を含む)」による集客(Ⅲ及びⅣ)の要素を除いた、年間360,000人(Ⅰ+Ⅱ)の集客見込みにより、1日あたり約1,000人が新たに中心市街地を訪れるものと見込む。

また、休日については平日の集客見込み約1,000人に、新たに組み込む週末イベント(企画市)による集客数を加えることとし、上記「風の館」「土の館」の集客見込みのⅣ(イ)の要素を加え、1日あたり約1,400人が新たに中心市街地を訪れるものと見込む。(≒1,000人+415人)

以上のことから平日・休日平均では1日あたり約1,200人が新たに中心市街地を訪れるものと見込む。

また、まちぶら回遊ルートの設定(3ルート)や一店逸品「八の市」事業、商店街「食の匠」ふれあい事業などにより、「風の館」「土の館」の集客数の2割である240人が中心市街地へ回遊することを目指し、それが各回遊ルートに分散して買い物や散策などを楽しみながら回遊するものと見込む。

ルート名称	回遊人数
レトロにふれるルート	80人/日
街の賑わいを楽しむルート	80人/日
歴史と眺望を楽しむルート	80人/日
合計	240人/日

これをもとに、1人が各ルート上にある歩行者・自転車通行量調査ポイントを通過する数を想定すると、「レトロにふれるルート」が4地点、「街の賑わいを楽し

一方、商店会の取り組みによる中心市街地自体の魅力向上により、現状（3,871人）の約 1 割である約 380 人（…②）の増加を見込むものとし、平成 18 年度の歩行者・自転車通行量に計約 1,180 人（①+②）を加えた数値 5,050 人を目標数値として設定する。

現在は商工会議所において昭和 62 年から 2～3 年ごとに歩行者・自転車通行量の調査を実施している。認定後においては毎年 10 月、平日・休日共に複数回の調査を行い平準化したうえで、目標達成に関する事業の進捗の確認及び状況に応じた措置を講じるものとする。

「風の館」「土の館」

歴通路通り
市日通り

市民の森
(桜の名勝)
三船十段記念館
(先人の偉業)

大神宮
(久慈秋祭
りの中心)

長福寺

五訓の森

三角山眺望地
(市街地と海を一望)

「商店街「食の匠」ふれ
あい事業」「ふれあい工房
体験事業」の実施区域

レトロ1~3号館
(なつかしい玩具等
の展示)

巽山公園
(市街地の眺望
と桜の名勝)

パサージュ (チャレンジ
ショップ、レトロ品展示)

大平園
(土産品)

「工芸体験」候補
(旧松前)

ラーメンの千草

くまずけ本舗
(土産品:
くまずけ
あんびん)

ポケット
パーク候補
(消防署八日町分室)

「食の匠」候補
(いろは前店舗)

久慈駅

三河屋
(土産品:
かぼちゃ饅頭)

ポケットパーク候補
(駐車場)

1~6は歩
行者・自転車
通行量調査ポ
イント

至 八戸

至 八戸

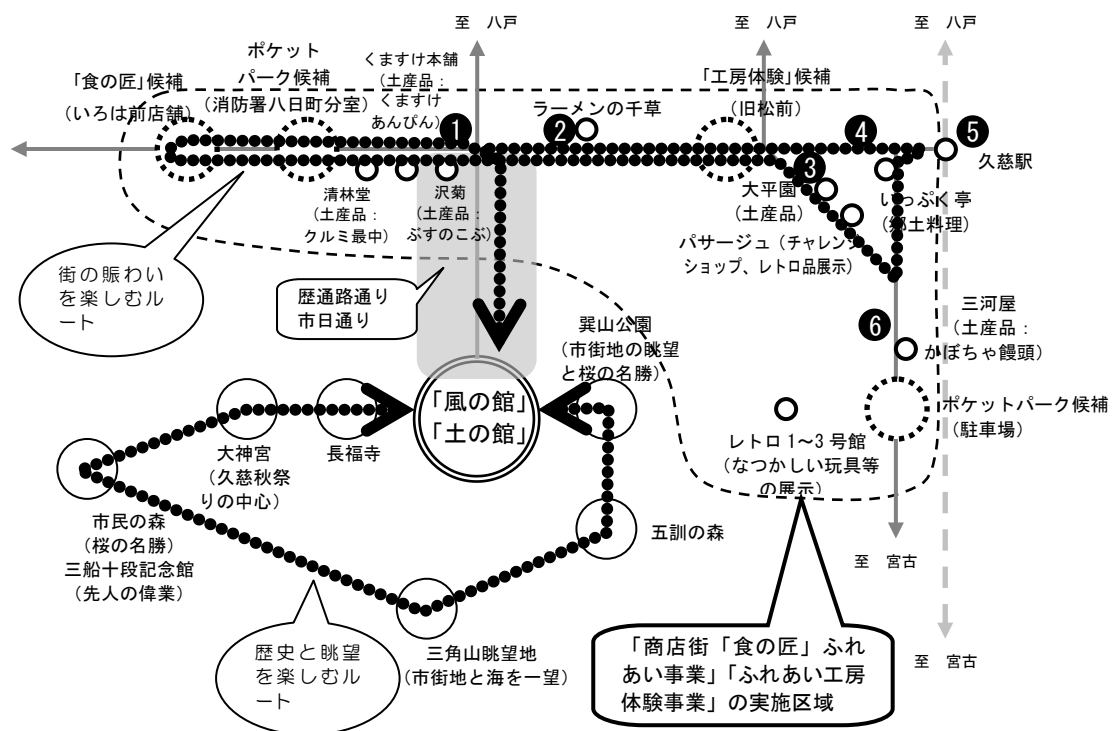
至 八戸

至 宮古

至 宮古

50

＜街の賑わいを楽しむルート、歴史と眺望を楽しむルート＞



通るポイントは、①、②、③、④の4地点であり、①、②は各2回、③、④は各1回、計6地点を想定

目標 2：安心して快適に住み続けられる生活空間づくり

「風の館」「土の館」の整備などによる街なかの賑わいづくりや都市機能の充実を図るとともに、コミュニティづくりや良質な住宅の供給の促進、福祉の充実など総合的に施策を講じることにより、安心して快適に住み続けられる生活空間づくりを進める。

○目標指標の設定とその考え方

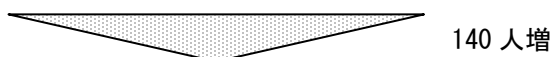
・ 中心市街地定住人口

中心市街地の定住人口は、中心市街地の活性化の度合いを測る数値として活用されてきており、一般に公表されているものである。

またこの数値は、住民基本台帳をもとに継続的に把握しており、活性化の実態を把握する指標として適切であることから、目標として中心市街地の定住人口を基にした指標を設定する。

過去5年間（平成 13 年度から平成 17 年度）

・ 定住人口に係る社会増減数（－130 人）



計画期間（平成 19 年度から平成 23 年度）

・ 定住人口に係る社会増減数（＋10 人）

ア 平成 19 年度から平成 23 年度までの定住人口に係る社会増減数の考え方

定住人口の増減については、自然増減（死亡と出生を相殺した人口の増減）と社会増減（転出と転入を相殺した人口増減）の2つの要因によるものとする。

計画期間の自然増減、社会増減については、過去5年間の平均値から毎年度それぞれ 18 人の減、26 人の減とする。

		中心市街地							
			死亡	出生	合計(自然増減)	割合	社会増減	割合	
実数値	H13	2,321	-27	11	-16	-0.7%	-26	-1.1%	社会増減 -130 人
	H14	2,279	-29	13	-16	-0.7%	-17	-0.7%	
	H15	2,246	-34	8	-26	-1.2%	-33	-1.5%	
	H16	2,187	-35	18	-17	-0.8%	-19	-0.9%	
	H17	2,151	-32	16	-16	-0.7%	-35	-1.6%	
	H18	2,100			-18	-0.9%	-26	-1.2%	
推計値	H19	2,056			-18	-0.9%	-26	-1.3%	社会増減 -130 人
	H20	2,012			-18	-0.9%	-26	-1.3%	
	H21	1,968			-18	-0.9%	-26	-1.3%	
	H22	1,924			-18	-0.9%	-26	-1.4%	
	H23	1,880			-18	-1.0%	-26	-1.4%	
	H24	1,836							

※各年とも3月31日現在の人口であり、網掛け部分は推計値

目標値の設定にあたり、本計画に基づき「風の館」「土の館」の整備や福祉や商業などの都市機能の充実などを総合的に実施することで居住環境の向上を図り、計画期間の単年度あたりの社会増減数を現状の50%程度（－13人）とすること

を目標とする。

これにより、計画期間の社会増減数は 65 人の減となる。

		中心市街地	死亡	出生	合計(自然増減)	割合	社会増減	割合	
実数値									
	H13	2,321	-27	11	-16	-0.7%	-26	-1.1%	社会増減 -130 人
	H14	2,279	-29	13	-16	-0.7%	-17	-0.7%	
	H15	2,246	-34	8	-26	-1.2%	-33	-1.5%	
	H16	2,187	-35	18	-17	-0.8%	-19	-0.9%	
	H17	2,151	-32	16	-16	-0.7%	-35	-1.6%	
	H18	2,100			-18	-0.9%	-26	-1.2%	社会増減 -65 人
推計値	H19	2,056			-18	-0.9%	-13	-0.6%	
	H20	2,025			-18	-0.9%	-13	-0.6%	
	H21	1,994			-18	-0.9%	-13	-0.7%	
	H22	1,963			-18	-0.9%	-13	-0.7%	
	H23	1,932			-18	-0.9%	-13	-0.7%	
	H24	1,901							

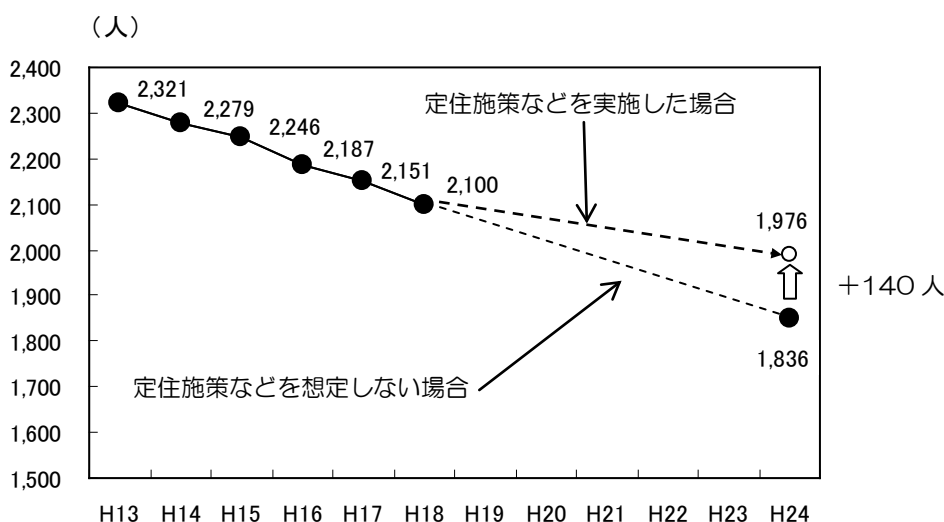
※各年とも 3 月 31 日現在の人口であり、網掛け部分は推計値

これに街なか共同住宅や街なか住み替えの事業により見込まれる増加人口 75 人を加えると、計画期間における社会増減数は 10 人の増となる。過去 5 年間の社会増減数の実績は 130 人の減であったことから、比較増減では 140 人が増加する数値となる。

なお、事業により見込む増加人口 75 人については、計画期間内において「街なか共同住宅建設費補助制度」及び「街なかの住み替え事業」での助成戸数を 28 戸と予定していることから算出している。

〔 事業実施：平成 20 年～23 年の 4 年間 単年度あたり 7 戸を予定 〕
〔 28 戸×久慈市の平成 18 年平均世帯人数 2.68 人÷75 人 〕

< (参考) 定住施策などを実施する場合と想定しない場合の定住人口の比較 >



イ フォローアップの考え方

定住人口については住民基本台帳をもとにしており、これに基づき毎年実態を把握し、目標達成に関する事業の進捗の確認及び状況に応じた措置を講じるものとする。

基本コンセプト

山・里・海を丸ごと愉しめる 結い支える賑わい・安心の街

中心市街地の課題

1. 広域から観光客を誘う仕掛けづくり

- ①久慈市周辺には県外からの観光客が多く訪れているが、久慈駅まわりの観光資源が観光客の誘引や賑わいを生み出すまでのものとなっていないため、中心市街地を訪れる観光客は少ない。
- ②久慈市は山・里・海などの自然の豊かな地域であり、特産品も豊富にあるが、市民意向調査でも土産品、特産品を買い求める場がないという意見がある。
- ③久慈広域の観光資源を結ぶルートと中心市街地との関わりが乏しい。

2. まちの愉しみの充実

- ①久慈のアイデンティティである市日（まち）がまちづくりに充分生かされていない。
- ②市民アンケートにおいて、中心市街地で時間を過ごすための魅力や楽しさが求められている。また、公園・緑地や福祉施設の整備、商業者のもてなしの充実も求められている。
- ③中心市街地において、生鮮食料品を買い求める場所や、気軽に食事を楽しめる場所が少ない。

3. 安全・回遊し、安心して暮らせる環境整備

- ①電線の地中化や歩道のバリアフリー化により安全・安心に過ごせる環境整備が必要である。
- ②市民要望では、高齢者の交流施設や子育て支援体制の充実が求められている。
- ③来街者に対して、街なかでの情報案内が不足しており、回遊に不便を生じている。
- ④低未利用となつてしまっている建物の有効利用と、定住を促進するための良質な住宅供給が必要である。

4. 地域内の交流促進と交通環境の整備

- ①中心市街地内の商店街やまわりの支え手となる地域コミュニティの形成に向けた対応が必要である。
- ②市民や来街者のための大型バスの駐車場、交通アクセス環境の充実が求められている。
- ③駐車場自体の確保と、利用しやすい駐車場の整備が求められている。

基本方針

基本方針1 山・里・海の「資産」を愉しめる街

広域観光の拠点づくり

- ①海産物や焼酎、小笠原産などの地域（山・里・海）の特産品（土産品）を一箇所で買い物が楽しめる場の提供
- ②久慈駅まわりの山車、レトロ館などの郷土の歴史や文化に触れ、地域の食が体感できる場の提供
- ③久慈のまつり・文化・観光情報の発信と「風の館」「土の館」を拠点とした街なか回遊ルートや中心市街地と郊外観光地とを結ぶルート設定による観光客受け入れ体制の整備

街なかの賑わいづくり

- ④「風の館」「土の館」や市日、商業者、商店会相互が連携したイベントの実施
- ⑤市日の活性化と環境整備を行い、より多くの地域産品の提供と売り手・買い手のふれあいによる、買い物の楽しさを提供
- ⑥市日周辺の公園・緑地の整備による賑わいと憩いの空間の創出
- ⑦空き店舗を活用して食の匠との交流や蕎麦打ち体験、地域の技・工芸の体験など自らが体験する楽しさを提供
- ⑧ちてなしとふれあいによる商店の魅力づくりやテナントミックスによる品前えの充実、多様なサービスの提供

基本方針2 安全・安心な街

- ①電線地中化や歩道のバリアフリー化により誰もが安全・安心に過ごせる環境整備、ポケットパーク整備、サイン整備、街の案内人の設置により来街者が快適に回遊できる環境の整備
- ②子育て中の親子や高齢者の交流により、生きがいと安心を与えられる空間の提供
- ③老朽化した建物や空き家の有効利用などによる多様な世帯のニーズに応じた良質な住宅供給の推進

基本方針3 交流のある街

- ①地域のコミュニティの育成とその核となる秋まつりへの支援、まちづくり団体の活動拠点整備による地域の交流促進
- ②市内外からの来訪者のための交通アクセス環境の整備と利用しやすい駐車場の整備による来街者との交流促進

実施事業

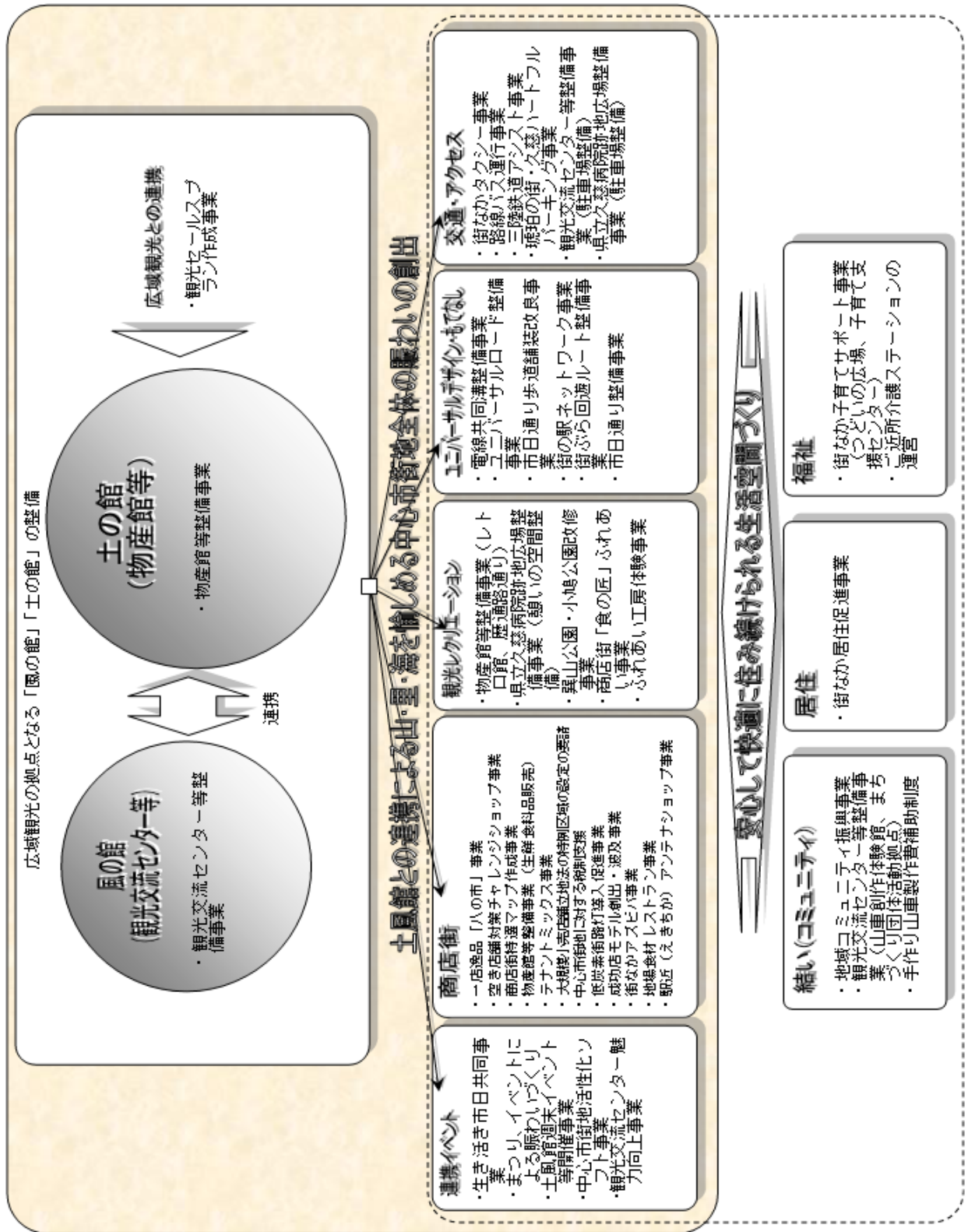
- ・物産館等整備事業（土産品販売、生鮮食料品販売、レトロ館、歴史館）
- ・観光交流センター整備事業（産食体験スペース、展示スペース、地域情報発信）
- ・観光セールスプラン作成事業

- ・土風館週末イベント等開催事業
- ・商業活性化イベントによる賑わいづくり
- ・中心市街地活性化プロジェクト事業
- ・生き生き市日共同事業
- ・街なか回遊ルート整備事業
- ・県立久慈病院跡地公園整備事業（憩いの空間整備）
- ・真山公園・小笠原公園改修事業
- ・商店街・食の匠のふれあい事業
- ・ふれあい工房体験事業
- ・一店一品「ハの市」事業
- ・空き店舗活用プロジェクト事業
- ・テナントミックス事業
- ・大規模小売店舗立地法の特例区域の設置の要請
- ・中心市街地に対する規制緩和
- ・低農家街路灯導入促進事業
- ・成功店モデル創出・波及事業
- ・街なかフェスティバル事業
- ・地場食料品レストラン事業
- ・駅前（くまがわ）アンテナショップ事業
- ・観光交流センター魅力向上事業

- ・電線共同溝整備事業
- ・ユニバーサルロード整備事業
- ・市日通り歩道橋改修事業
- ・街の案内人育成事業
- ・街なか子育てサポート事業（つどいの広場、子育て支援センター）
- ・近所介護導入事業
- ・街なか生活促進事業

- ・地域コミュニティセンター整備事業
- ・観光交流センター等整備事業（山車製作体験館、まちづくり団体の活動拠点、駐車場整備）
- ・手作りの山車製作普及制度
- ・街なかフェスティバル事業
- ・路線バス運行事業
- ・三陸鉄道アクセス事業
- ・現地のバス、バス停、バス乗り場整備事業
- ・県立久慈病院跡地広場整備事業（駐車場整備）

山・里・海を丸ごと愉しめる 結びが支える賑わい・安心の街



4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

現状分析

- ・ 中心市街地の面的な整備は、昭和 32 年に開始された土地区画整理事業により、完了している。
- ・ 中心市街地内の都市計画道路については、おおむね整備が完了している。
- ・ 中心市街地を通る国道 281 号では、一定区間の電線類の地中化が行われ、快適な道路環境が形成されているが、国道 281 号の一部の区間や接続する路線などの主要な路線は未整備である。また、これらの区間においては、歩道に段差が見られるなど、誰もが安全、快適に歩ける環境とはいえない状況にある。
- ・ 中心市街地内には、巽山公園や小鳩公園などがあるが、施設の老朽化が目立ち、くつろげるような状況にないため、魅力的な空間とはいえない状況にある。そのため、公園などの環境整備を求める市民ニーズは高い。
- ・ 駐車場については、空き家となった土地がその都度駐車場化している状況にあり、規模の小さな駐車場が散在している。そのため、量的には確保されていても、アクセスしにくいなど利用しにくく、また場所が分かりにくいため、利用率も高いとはいえない状況にある。

事業の必要性

これらの現状を踏まえた市街地の整備改善に関する事業の必要性は、以下のようになる。

【土地区画整理事業、市街地再開発事業】

- ・ 中心市街地内の骨格となる市街地整備はすでに完了しており、現時点で新たな計画や、住民・地権者からの要望などもないことから、具体的な事業は想定しない。
- ・ 低未利用地の有効利用などの観点から市街地開発の条件が整った場合には、事業としての検討を進める。

【道路】

- ・ 中心市街地内で、「風の館」「土の館」整備の効果により、商店街での歩行者・自転車通行量の拡大を図る上で、接続する歩道空間の安全性、快適性の向上は必要不可欠であることから、現在、実施中の電線類の地中化事業と関連する事業と合わせて、今後とも積極的な推進を図る。

【憩いの空間】

- ・ 中心市街地内にはレクリエーションの場、憩いの場が不足しており、市民のニーズを踏まえて、互いに隣接する久慈病院跡地、巽山公園、市民の森を一体的に「憩いの空間」として整備する。

【駐車場】

- ・駐車場の整備に対する市民ニーズが高い一方で、既存の駐車場が効率的に利用されていない現状を踏まえると、既存の駐車場を有効活用するという視点が重要であることから、効果的な利用システムの構築を図る。

フォローアップ

年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> ユニバーサルロード整備事業（高質空間形成施設整備事業） <u>内容</u> 案内表示の充実、ポケットパーク・緑化施設の整備、ベンチ設置等 <u>実施時期</u> 平成19年度～平成21年度	久慈市	本事業は案内表示の充実、ポケットパーク等の整備により誰もが快適に安心して回遊できる環境をつくるものであり、歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> まちづくり交付金 <u>実施時期</u> 平成19年度～平成21年度	
<u>事業名</u> 県立久慈病院跡地広場整備事業	久慈市	県立久慈病院跡地は、巽山公園、市民の森及び現在整備が進められている「風の館」「土の館」に近接している。	<u>支援措置</u> まちづくり交付金	

<u>内容</u> 「憩いの空間」及び駐車場の整備 <u>実施時期</u> 平成18年度～平成21年度		本事業は、この一体的エリアを市民はもとより来街者の憩いの空間として整備するとともに、併せて大型車が駐車できる駐車場を整備するものであり、賑わいの空間形成、「風の館」「土の館」利用者の増加、来街者の利便性の向上に寄与する事業である。	<u>実施時期</u> 平成20年度～平成21年度	
<u>事業名</u> 巽山公園・小鳩公園改修事業 <u>内容</u> 巽山公園・小鳩公園の老朽化による施設改修整備 <u>実施時期</u> 平成21年度～平成22年度	久慈市	県立久慈病院跡地、市日通り、現在整備が進められている「風の館」「土の館」に隣接する巽山公園、小鳩公園は、それぞれ昭和46年、昭和42年に開設されてから大幅な再整備は行われておらず、施設の老朽化とともにあまり利用されなくなっている状況にある。 このことから本事業は公園施設の改修整備を行うものであり、久慈病院跡地と一体となった憩いの空間形成による賑わいの創出や「風の館」「土の館」の利用者の増加に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> まちづくり交付金 <u>実施時期</u> 平成21年度～平成22年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 電線共同溝整備事業 <u>内容</u> 国道281号の未整備路線（本町～十段通り）及び市日通りに係る電線類地中化事業	岩手県・久慈市	本事業は電線類の地中化により安全で快適な歩行空間を確保するとともに、災害時の電柱の倒壊等による2次災害を防ぎ、安全なまちをつくるものであり、歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 道路事業（電線共同溝整備事業） <u>実施時期</u> 平成11年度～	

<u>実施時期</u> 平成11年度～				
------------------------	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 低炭素街路灯導入促進事業 <u>内容</u> 商店街街路灯の省エネ化 <u>実施時期</u> 平成21年度	商店会	低炭素社会の実現に向けた取り組みとして、商店会が管理する街路灯の電球をLED照明等の省エネ電球に交換する。 本事業により商店会の電気料金の負担が軽減され、商店会が行う各種活動の活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 <u>実施時期</u> 平成21年度	岩手県及び久慈市において補助制度を創設し、商店会を支援する

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 市日通り歩道舗装改良事業 <u>内容</u> 市道久慈夏井線（L=360m）及び市道巽山公園下線（L=110m）の歩道舗装 <u>実施時期</u> 平成19年度～平成20年度	久慈市	本事業において整備する市道は「市日」が開かれる通りであり、また「風の館」「土の館」及び憩いの空間として整備予定の久慈病院跡地、巽山公園へのアクセス道路となっており、電線類地中化の整備が予定されている。 電線共同溝整備事業に併せて、歩道舗装の美装化を行い、安全で快適な通行空間を確保するとともに、歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。		

事業名 琥珀の街・久慈ハートフルパーキング事業 内容 中心市街地内に点在する駐車場を加盟店共通駐車場（129台）として位置付けるとともに、共通駐車券を発行する等、来街者が利用しやすい駐車場の提供 実施時期 平成18年度～	琥珀の街・久慈ハートフルパーキング研究会	市民アンケートにおいて、中心市街地を活性化させるための取り組みとして、駐車場の整備があげられているが、その一方で、中心市街地内には、駐車場が散在しており、その有効利用により、自動車利用者の利便性の確保が課題となっている。 本事業は、中心市街地内の駐車場所所有者の協力を得て、加盟店共通の駐車場として位置付けるとともに、共通駐車券の発行を行う事業であり、PRを行いながら利用率の向上を図るとともに、来街者が利用しやすい駐車場づくりを目指すものである。 このことから、自動車利用者の利便性の向上や歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。		
--	-----------------------------	--	--	--

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

現状分析

- ・ 中心市街地を含む学区の対象となる小中学校は、中心市街地に近接した栄町に久慈小学校、久慈中学校が整備されている。また、中心市街地に近接して県立久慈高等学校長内分校、高等職業訓練校が立地しており、教育施設については充足している。
- ・ 文化施設については、市内の芸術、文化の拠点となっている文化会館、市立図書館が中心市街地に近接した川崎町、新中の橋にそれぞれ立地している。
- ・ 約 600 年余の伝統を有する久慈秋まつりを支えているのは、中心市街地を中心とした地域コミュニティであるが、その空洞化に伴い、まつりを支える基盤が脆弱化しつつある。その一方で、時代とともに歴史文化の認識や重要性は希薄になる傾向にある。そのため、広く市内外へ情報発信することで、地域の誇りとして歴史文化を再確認することが必要であるが、それを担う施設や仕組みは十分とはいえない状況にある。
- ・ 県立久慈病院は、平成 10 年に中心市街地外へ移転しているが、中心市街地内には現在、外科、内科などの医院が 12 カ所あり、かかりつけ医としての身近な医療施設は充足していると考えられる。
- ・ 社会福祉施設については、保育所や幼稚園の他、空き店舗を活用した高齢者支援施設、子育て支援施設が整備されている。なお、市民意向では福祉機能に対するニーズが高いことから、高齢化の進行に伴い今後、更なる充実が求められるところである。

事業の必要性

これらの現状を踏まえた都市福利施設に関する事業の必要性は、以下のようになる。

【教育文化施設】

- ・ 中心市街地が支えてきた地域文化である久慈秋まつりを継承するとともに、交流人口の拡大のための広域情報受発信の拠点となる施設が必要である。
- ・ 教育施設については、中心市街地に近接して主要な教育施設が概ね充足していることから、本計画期間において整備は想定しない。
- ・ 既存の施設については建て替え時には中心市街地内への整備を優先的に検討することとし、今後必要に応じて新たな教育文化施設の整備を検討する。

【医療施設】

- ・ 中心市街地内や中心市街地に近接して医療施設が充実していることから、具体的な事業は想定しない。
- ・ 安心できる居住環境を形成する上では医療機関の充実が必要であるが、当面公的な医療施設の立地は難しいことから、民間医療機関を中心に誘致に取り組む。

【社会福祉施設】

- ・現状において、各種社会福祉施設は民間事業者を含めて一定程度整備されているが、今後、市民ニーズに対応した更なる機能の充実に努める。
- ・新たな施設整備については、現時点では具体的な計画を有しないことから想定しないが、今後も中心市街地内の高齢化の進展が予測されることから、既存の建物などを利用した民間事業者による開業の促進に努める。

フォローアップ

年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 観光交流センター等整備事業（高次都市施設整備事業） <u>内容</u> 観光交流センター「風の館」、「山車創作体験館」の整備 <u>実施時期</u> 平成18年度～平成19年度	久慈市	本事業は、現在、空き地となっているダイエー跡地に、郷土食などが愉しめる産食体験館（食堂）や山車等の展示機能、広域観光インフォメーションなどを備えた「風の館」及び久慈秋まつりを継承する「山車創作体験館」を整備し、広く地域の歴史・文化をPRするものであり、広域観光の拠点として中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> まちづくり交付金 <u>実施時期</u> 平成18年度～平成19年度	
<u>事業名</u> 街なか子育てサポート事業 <u>内容</u>	久慈市	「つどいの広場」については、街なかの空き店舗を活用した子育て支援施設として子育て相談や情報発信事業などを行い、子育て中の親子が気軽に立寄れる場	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業	

街なかの子育て支援施設「つどいの広場」の運営とベビーカーの貸し出し等の実施 <u>実施時期</u> 平成13年度～		所として賑わっている施設である。 本事業はこれまでの取り組みに加えて、ベビーカーの貸し出しなどを行い、来街者の利便性の向上を図るとともに、安心して快適に住み続けられる生活空間づくりに寄与する事業である。	<u>実施時期</u> 平成21年度～	
---	--	--	------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> ご近所介護ステーションの運営 <u>内容</u> これまでのデイサービス事業の実施やトイレの一般開放などのほか、街なかの住宅情報や福祉情報を発信 <u>実施時期</u> 平成16年度～	社会福祉協議会	「ご近所介護ステーション」については、空き店舗を活用した通所介護事務所であるとともに、高齢者が気軽に立寄れるサロンとしても賑わっている施設である。 本事業はこれまでの取り組みに加えて、高齢者の街なか居住を促すための街なかの住宅情報や福祉情報の発信機能を付加するものであり、安心して快適に住み続けられる生活空間づくりに寄与する事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

現状分析

- ・本市の中心市街地は、少子高齢化の進展に伴い、市の人口減少幅を上回る勢いで人口の減少が進んでおり、世帯数自体も減少するなど、コミュニティの衰退が懸念されている。
- ・市民の持ち家指向は比較的高いが持ち家一世帯当たりの延べ床面積は比較的小さいことから、間口が狭く敷地面積が狭いなどの条件の悪い中心市街地よりも、敷地面積を確保できつつ、中心市街地から徒歩圏に位置する近傍の住宅地へ世帯が流出している。また、中心市街地は比較的地価も高いことなどもあり、世帯数の減少や低未利用地の増加などにつながったと考えられる。
- ・これに、モータリゼーションの進展や郊外での大規模小売店舗の進出などが拍車をかけたと考えられる。

事業の必要性

中心市街地は道路や下水道などの都市基盤施設が充実していることから、市の厳しい財政状況を踏まえると区域内に定住人口を誘導することが、ストック活用の観点からも財政的な負担を軽減させることにつながる。

そのため、これらの現状を踏まえた街なか居住の推進・居住環境の向上に関する事業等の必要性は、以下ようになる。

【公営住宅等を整備する事業】

- ・現時点での中心市街地内での整備は計画されていないが、定住人口の確保の必要性から、公営住宅の老朽化に伴う建て替えについては、積極的に中心市街地内への整備を検討する。

【中心市街地共同住宅供給事業】

- ・中心市街地共同住宅供給事業については、現時点では具体的な計画を有しないことから想定しないこととするが、定住人口の確保の必要性から、民間事業者への制度周知を図りながら整備の促進に努める。

【その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業】

- ・放置されている住宅ストック、低未利用地を有効利用し、定住人口を確保するためにも、民間の住宅整備などに財政的な支援を行う必要がある。
- ・定住人口の確保のためには、良質な住宅供給と並行し、地域コミュニティの育成や快適な居住環境の形成を図るための事業の推進が必要である。

フォローアップ

年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把

握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 地域コミュニティ振興事業 <u>内容</u> 商店会、町内会、自治会、まちづくり団体等が自ら行う地域の活動に要する経費の助成 <u>実施時期</u> 平成18年度～	久慈市	安全で安心できる生活環境を形成する上で、地域コミュニティは不可欠であるが、それらを担う各種団体は、人口の減少などにより活動の停滞が懸念されている。これは中心市街地においても深刻な問題である。 このことから本事業は、商店会、町内会、老人クラブ、青年会等あるいは、複数の団体を巻き込んだ団体の設置を誘導するとともに、市街地の除雪、児童の登下校の見守り、防犯等のボランティア事業に対する助成を行うものであり、安全で安心できる居住環境の形成と、定住人口の確保に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成21年度～	

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 街なか居住促進事業 <u>内容</u> 中心市街地外居住	久慈市	本事業は、中心市街地における人口、世帯数の減少の課題を解決するため、中心市街地外から中心市街地内に移り住む際又は中心市街地に賃貸住宅を建設する際に、建設費の一部を助成するもの	<u>支援措置</u> 地域住宅交付金 <u>実施時期</u> 平成20年度～	

者が中心市街地内に住宅を新築し移り住む際又は中心市街地に賃貸住宅を新築する際の助成 【対象】 ・住宅については新築住宅部分の床面積が55㎡以上175㎡以下 ・賃貸住宅については新築住戸の1戸当たりの延べ面積が25㎡以上 ・バリアフリー基準に適合 ・敷地内の緑被率が3%以上 ・岩手県の景観の保全と創造に関する条例に適合 【助成内容】 ・住宅：1戸あたり100万円以内（事業費の10%を上限） ・賃貸住宅：1戸あたり50万円以内（事業費の10%を上限）で対象戸数は10戸以内とし総額500万円以内 <u>実施時期</u> 平成20年度～		であり、中心市街地における定住人口の確保に寄与する事業である。		
--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業
該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 商業の活性化の必要性

現状分析

- ・ 中心市街地の人口減少、商業後継者の不足などを要因として、中心市街地の商業集積の低下と空洞化が進み、久慈市全域の店舗数に占める中心市街地の店舗数の割合は、平成9年の約35%から平成16年には約31%にまで落ち込んでいる。
- ・ 平成17年に行った市民アンケート調査によると、「普段の買い物場所」は、中心市街地との関わりは薄く、特に「食料品」について回答者の8割が大型店に依存していることがわかった。これを裏付けるように、商店街に生鮮品を扱う店舗がないなど、構成業種に偏りが見られる。
- ・ 市民意向では、「観光施設の整備や誘客事業の推進」「買い物の利便性」がともに重要度が高いが満足度は低いという結果となっている。観光や商業面での取り組みはこれからであるため、相互連携を図った事業の実施が求められる。特に個店でのサービスの向上や魅力づくりを求める声は大きく、商業者の意識づくりと一層の自助努力が必要である。
- ・ 旧基本計画策定後も、中心市街地における商店数、従業員数、販売額は減少しているが、その間取り組んできたソフト事業については、商店街の結束づくりやイメージづくりなどで一定の効果を上げてきたと評価される。
- ・ 中心市街地内の観光資源は、市日や9月に開催される久慈秋まつり、巽山公園、市民有志により開設されている「レトロ館」などがあるが、常時多くの観光客を引き込むものとはなっていない。また、市内の久慈琥珀博物館やもぐらんぴあ、久慈広域の自然や歴史などの観光資源を結ぶルートと、中心市街地との関わりがほとんどないため、新たな観光施設・資源の開発や観光ルートの設定などの充実が求められている。
- ・ 整備が計画されている「風の館」「土の館」は、中心市街地の賑わいを生み出す核となる施設であることから、イベント等による商店街との連携が必要である。
- ・ 旧基本計画、タウンマネジメント構想に基づく事業の多くは旧TMOが中心となり取り組み一定の成果を収めている。また、TMOという組織のPRなど普及啓発に取り組んできた結果、まちづくりを担う組織として認知度が高まり、一定の理解を得られていることから、今後もまちづくりのコーディネートの一翼を担う組織として、市街地整備や商業活性化のための事業に積極的に携わることが適当であると考えられる。

事業の必要性

これらの現状を踏まえた商業の活性化に関する事業の必要性は、以下のようになる。

【中小小売商業高度化事業】

- ・久慈市の多様な特産物の販売や、市民有志により開設されている「レトロ館」の要素を取り入れた物産館等「土の館」については、運営を行う「株式会社街の駅・久慈」が設立され、市民からの要望や提言を踏まえながら実現化に向けた検討が進められている。本施設の整備は、交流人口の増大による賑わい創出、既存商店街への波及効果が期待され、中心市街地商業の活性化に不可欠な事業である。

【特定商業施設等整備事業】

- ・現在のところ、民間事業者による、中心市街地に大型店を含んだ商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備に関する計画がないことから、事業は想定しないこととする。
- ・今後民間事業者の計画が提案された場合は、協議などを行い適切な対応を行う。

【大規模小売店舗立地法の特例措置】

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置については、中心市街地における空き店舗活用に有効に作用するものと考えられることから、商工会議所等の意向を踏まえ、県と連携して取り組むものとする。

【その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置】

- ・旧計画策定後に取り組んできた各種ソフト事業については、一定の効果を上げてきたと評価されることから、今後も内容の充実に努めながら、商業の活性化に向けて発展的に継続する必要がある。
- ・商業の活性化に向けては、観光との連携も必要である。新たに中心市街地に整備する「風の館」「土の館」は観光の中核となる施設であり、その効果を最大限に活かすためにも、広域観光との連携に関する事業が必要である。
- ・また、商店街でのもてなしや観光客との接点づくり、商店街の情報発信、市日の活性化など商店及び商店街として新たに取り組むべき事業を総合的に実施することについて、長期的な視点で検討が必要である。
- ・TMOについては法改正により組織の法的根拠は失われたところであるが、当市における認知度やこれまでの実績から、今後も任意的な組織として久慈商工会議所内に「久慈まちづくり幹事会」（旧TMO）を設置し、引き続きまちづくりのための事業推進を行っていくものとする。

フォローアップ

年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

〔2〕 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
措置名 大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請 内容 大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする「第一種特例区域」の設定についての県への要請 実施時期 平成19年度～	久慈市	中心市街地内に高い集客力を有する大規模小売店舗の出店を促進する措置であり、空き店舗の有効活用のほか、賑わい創出の起点づくりによる商店街への回遊性の向上のために必要な措置である。	措置の内容 大規模小売店舗立地法の特例 実施時期 平成19年度～	
事業名 物産館等整備事業 内容 物産館「土の館」、「歴通路（れとろ）」の整備 実施時期 平成18年度～平成19年度	（株）街の駅・久慈	本事業は、現在、空き地となっているダイエー跡地に、市が整備する「風の館」に隣接して、テナントミックス店舗、レトロ館、レトロ風の軽食・喫茶スペースなどを備えた物産館等「土の館」を整備するものであり、「広域観光の拠点づくり」と「街なかの賑わいづくり」の実現を図るものとして位置づけている。 「土の館」の集客はもとより、国道281号から本施設エリアへの歩行者専用アクセス路ともなる「歴通路（れとろ）」広場を整備し、日常のフリーマーケットや各種イベントへの活用により、交流人口の拡大を図るものであり、賑わいの創出・商店街への回遊性の向上のために必要な事業である。	措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期 平成19年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金の活用

・当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響

本計画区域の商品販売額は平成9年の商業統計調査では12,507百万円であったものが平成16年の調査においては4,460百万円と64.3%の減となっている。また、歩行者・自転車通行量も、平成10年度と平成18年度を比較すると平日・休日ともほぼ半減している。

歩行者・自転車通行量（6地点合計）		
平日	平成10年度	9,022人
	平成18年度	4,528人 △49.8%
休日	平成10年度	6,553人
	平成18年度	3,213人 △51.0%

本事業の実施により、商店街に不足する業種の解消を図り、大型店などに流出している商圈内購買客の呼び戻しを行うことや、商店街の回遊性を向上させることで商業活性化に寄与することが期待できる。

・個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

商店街としての取り組みについては、各商店会より代表者が集まり、(株)街の駅・久慈と一体となって、商店街の活性化や回遊性の向上策について検討を重ねている。

この検討から個々の取り組みとして、一店逸品「八の市」事業による各店舗のセールスポイントの明確化、街の駅ネットワーク事業による各商店や街なかの情報発信等が挙げられたところであり、来街者の利便性の向上に取り組むこととしている。

また、共同的な取り組みとしては、久慈まちづくり幹事会（旧TMO）や市行政と連携して街なかの回遊ルートの設定を行うほか、「風の館」「土の館」や市日などと連携した共同イベントの実施を行うこととしており、これらの取り組みを連動させながら、街なか（商店街）への回遊を促し、賑わいの創出を図るものである。

・当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

中心市街地の商店街（5商店会）の空き店舗数については、平成13年の33店舗に対して、平成18年においては16店舗と減少している。要因としては空き店舗自体の取り壊しによる減少もあるが、チャレンジショップ事業等の空き店舗対策の成果も現れている。

本事業の実施やそれに伴う来街者の街なかへの回遊により、地元商業者や市外商業者に対し商業環境としての魅力を高め、空き店舗の活用や低未利用地の有効活用を促進し、中心市街地全体の活性化を図るものである。

・文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること。

本事業は、市が整備する観光交流センター「風の館」と一体的に「街なか再生核施設」として物産館等「土の館」を整備する事業であり、また県立病院跡地整備事業や巽山公園整備事業などの都市機能の集積のための公共事業（「憩いの空間整備」）と連動した「賑わいの空間整備」として実施するものである。

措置名 中心市街地に対する税制支援 内容 認定特定民間事業計画に係る商業基盤施設のうち条件を満たすものに対する固定資産税の軽減措置（最長3年） 実施時期 平成20年度～	久慈市	中心市街地の中小商業機能強化に資する措置であり、賑わいの創出・商店街の回遊性の向上のために必要な措置である。	措置の内容 地方税の不均一課税に伴う措置 実施時期 平成20年度～	
--	-----	--	--	--

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 物産館等整備事業 内容 物産館「土の館」、「歴通路（れとろ）」の整備 実施時期 平成18年度～平成19年度	㈱街の駅・久慈	本事業は、現在、空き地となっているダイエー跡地に、市が整備する「風の館」に隣接して、テナントミックス店舗、レトロ館、レトロ風の軽食・喫茶スペースなどを備えた物産館等「土の館」を整備するものであり、「広域観光の拠点づくり」と「街なかの賑わいづくり」の実現を図るものとして位置づけている。 「土の館」の集客はもとより、国道281号から本施設エリアへの歩行者専用アクセス路ともなる「歴通路（れとろ）」広場を整備し、日常のフリーマーケットや各種イベントへの活用により、交流人口の拡大を図るものであり、賑わいの創出・商店街への回遊性の向上のために必要	支援措置 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 実施時期 平成19年度	

		な事業である。		
事業名 中心市街地活性化ソフト事業 内容 イベント等のソフト事業の実施（助成する場合を含む） 実施時期 平成19年度～	久慈市又は久慈市街なか連携観光誘客推進協議会等対象事業者 ※関係者等の協議により決定	イベント等のソフト事業の実施は中心市街地の魅力づくりに寄与するものであり、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 平成19年度～	
事業名 まつり・イベントによる賑わいづくり 内容 中心市街地内でこれまで実施してきたまつりやイベント（久慈春まつり、ヤマセあきんど祭り、久慈秋まつり、久慈地方産業まつり、北三陸くじ冬の市）の継続及び「風の館」「土の館」との連携や企画・PRの充実 実施時期 平成19年度～	各種実行委員会	本事業は旧計画にも位置付けていた事業であり、これまで商店街活性化や観光振興、さらには伝統文化の継承など多面的な役割を果たし、市民、事業者、行政の協働により実施してきている。イベントによっては、長い年月をかけて継承されてきたものもあり、季節ごとの風物として定着し、中心市街地の賑わい創出に欠かせないものである。 本事業は、今後ともこれらのイベントを継続するとともに、整備される「風の館」「土の館」との連携を図ることで新たな魅力を付加するものであり、中心市街地の賑わいの創出と一層の活性化に寄与する事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 平成21年度～	久慈市補助金により支援する。
事業名 手づくり山車製作費補助制度 内容 久慈秋まつりの手づくり山車製作費	久慈市	多くの住民が参加し、共につくり上げる「久慈秋まつり」を目指して、手づくり山車の参加を奨励し、地域住民が創意工夫をして行う山車製作に要する経費の助成を行うものであり、中心市街地に息づく伝統文化の継	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 平成21年度～	

への助成 ・手づくり山車を製作：300万円を限度 ・手づくり山車補修保管：50万円を限度 <u>実施時期</u> 平成4年度～		承と地域のコミュニティの醸成に寄与する事業である。これまでも、本事業の活用により、多くの住民が「久慈秋まつり」に参加し、共に山車を創り上げるなど、地域コミュニティの情勢に成果を挙げているものである。 平成19年度からは、全ての山車が手づくりに切り替わる予定となっており、地域文化の継承と賑わいのある中心市街地の形成のために継続して実施する。		
<u>事業名</u> テナントミックス事業 <u>内容</u> 商店街における不足業種の誘致活動の実施 <u>実施時期</u> 平成19年度～	久慈市・久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	中心市街地商店街には、野菜や魚を取り扱う店舗などが不足し、業種に偏りが見られる。 本事業は、商店街の不足業種について、ワンストップショッピングの実現に向け、誘致活動を行うものであり、来街者の利便性の向上に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成21年度～	
<u>事業名</u> 成功店モデル創出・波及事業 <u>内容</u> コンサルタントによる個店指導及び効果の波及 <u>実施時期</u> 平成21年度～	久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	魅力ある商店街実現のため、商店街を形成する個店の魅力向上、商店街の活性化手法の習得に向け、店舗の魅力向上に係るノウハウの共有を図り商店街活性化に繋げることを目的に、専門家の派遣を受けて個店指導及びサークル研修を開催する。 本事業の成果を意欲ある商業者を通じ広く波及させることにより、魅力ある商店街の形成に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成22年度～	平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し久慈市補助金により支援を行った。
<u>事業名</u> 観光交流センター	(社)久慈市観光	観光及び特産品の情報発信や歴史、文化等の伝承活動のほか、	<u>支援措置</u> 中心市街地活	

魅力向上事業 <u>内容</u> 観光交流センター「風の館」における定期イベントの開催及び観光PR活動の実施 <u>実施時期</u> 平成20年度～	物産協会・(株)街の駅・久慈	市内外の交流の実現に向けた次のイベント等を開催する。 本事業は、観光交流センターが広域観光の拠点としての魅力を向上させることにより、中心市街地の賑わいの創出と一層の活性化に寄与する事業である。 ○屋外イベント事業 ○観光物産紹介展開催事業 ○山車展示スペース運営事業 ○山車創作体験事業 ○市民カルチャー講座開催事業 ○観光PR活動事業	性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成22年度～	
---	----------------	---	---------------------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 商業活性化アドバイザー活用事業 <u>内容</u> 商店街等の活性化を図るための専門家の活用 <u>実施時期</u> 平成19年度～	(株)街の駅・久慈・久慈まちづくり幹事会(旧TMO)	商店街の活性化を図るためには、イベントやサービスなど商業者の自主的な活動も必要である。本事業は、それらを支援するためのアドバイザー制度を活用するものであり、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 <u>実施時期</u> 平成19年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 成功店モデル創出・波及事業	久慈まちづくり幹事会(旧	(再掲)	<u>支援措置</u> 地域活性化・経済危機対策臨時交付金	久慈市補助金により支援する。

<u>内容</u> コンサルタントによる個店指導及び効果の波及 <u>実施時期</u> 平成21年度～	T M O)		<u>実施時期</u> 平成21年度	
<u>事業名</u> 街なかアズビバ事業 <u>内容</u> 空き店舗を活用した交流施設の運営（民間委託方式） <u>実施時期</u> 平成21年度～平成23年度	久慈市	空き店舗を活用し、通常時はまちかど図書館として市民から提供を受けた図書の無料閲覧を行い来街者の休憩施設とするともに、各種情報を発信する観光交流センターのサテライト施設として機能させる。 また、中心市街地内でイベントが開催される際には当該イベントのサテライト会場として活用するとともに、各種講座の開催会場として活用することにより、来街者の回遊の動機づけと街なかの魅力づくりを行うものであり、歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> ふるさと雇用再生特別交付金 <u>実施時期</u> 平成21年度～平成23年度	
<u>事業名</u> 地場食材レストラン事業 <u>内容</u> 空き店舗を活用した地場レストランの運営（民間委託方式） <u>実施時期</u> 平成21年度～平成23年度	久慈市	空き店舗を活用し、久慈市の特産野菜・果物を核とした創作メニューを提供するレストランを運営する。 安心安全な食を提供することにより、地元住民においては地域の魅力再発見、観光客においては当市の自然を「食」で感じる観光資源となり、中心市街地の新たな魅力の発信と交流人口の増加に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> ふるさと雇用再生特別交付金 <u>実施時期</u> 平成21年度～平成23年度	

事業名 駅近（えきちか）アンテナショップ事業 内容 空き店舗を活用した特産品販売所の運営（民間委託方式） 実施時期 平成21年度～平成23年度	久慈市	久慈駅前の空き店舗に県北沿岸地域の海産物を中心とした特産品の販売所を開設する。 駅前に特産品を提供する場を設け、久慈地域の特産品を観光客にアピールすることにより、リピーター観光客の確保及び地元消費者の商店街回帰が期待でき、交流人口の増加と歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。	支援措置 ふるさと雇用再生特別交付金 実施時期 平成21年度～平成23年度	
---	-----	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 観光セールスプラン作成事業 内容 旅行商品の開発・販売と観光ガイドの養成 実施時期 平成19年度～	久慈市街なか連携観光誘客推進協議会	本事業は、旅行会社と協力し、中心市街地内の施設または商店等への立寄りを条件とした旅行商品の開発・販売を行い、併せて観光ガイドの養成を行うものであり、中心市街地の新たな魅力の発信と交流人口の増加に寄与する事業である。		
事業名 街ぶら回遊ルート整備事業 内容 中心市街地の回遊ルートの設定とルートマップの作成	久慈まちづくり幹事会（旧TMO） ・久慈市	本事業は、中心市街地に「飲食」「歴史」「琥珀」といったテーマに沿った回遊ルートの整備とルートマップの作成を行い、来街者の回遊の動機付けと街なかの魅力づくりを行うものであり、歩行者・自転車通行量の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。		

実施時期 平成18年度～				
事業名 市日通り整備事業 内容 市日のテントの統一、手洗い場の設置、作業場の設置等 実施時期 平成19年度～	市日組合 ・ 久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	約360年の伝統を有する「市日」については、各テントは統一がされておらず、また老朽化も著しく衛生面などの問題を抱えている。 本事業は、テントの統一のほか、手洗い場の設置、作業場の設置等、景観面、衛生面等に配慮した設備を整備することで鮮魚などの品揃えの充実を図るものであり、市日の魅力向上による賑わいの創出に寄与する事業である。		
事業名 生き活き市日共同事業 内容 市日の「風の館」「土の館」、歴通路への出店の拡大と市日・「風の館」「土の館」の共同イベントの実施 実施時期 平成20年度～	市日組合 ・ (株) 街の駅・久慈 ・ 久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	本事業は、新たに整備する「風の館」「土の館」や歴通路へ市日の出店を拡大し、店舗数や取扱品目の増加により市日の更なる魅力を高めるとともに、市日と「風の館」「土の館」との共同イベントを開催し、来街者の愉しみをつくるものであり、市日の魅力向上による賑わいの創出に寄与する事業である。		
事業名 空き店舗対策チャレンジショップ事業 内容 新規開業者等が空き店舗にチャレンジショップを開設	久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	旧計画に位置付けていた「空き店舗活用事業」は、これまで5店舗が本事業によりチャレンジショップとして出店し、うち4件が助成後においても独立開業しており、空き店舗対策及び商業創業者支援に成果を挙げている。 中心市街地には依然空き店舗が散見され、商業活力の停滞とと	支援措置 空き店舗対策チャレンジショップ事業費補助金（市補助） 実施時期 平成14年度～	

する際の店舗賃借料の2/3を助成、上限3万円 負担割合：市1/3、会議所1/3、本人1/3 <u>実施時期</u> 平成14年度～		もに、商店の連続性が失われる傾向にある。また、商業の担い手となる人材も不足している。 本事業は、中心市街地商店街の空き店舗にチャレンジショップとして出店を希望する新規開業者等に対して店舗賃借料を助成するものであり、空き店舗の解消と商業担い手の育成に寄与する事業として発展的に継続して実施するものである。		
<u>事業名</u> 街の駅ネットワーク事業 <u>内容</u> ・市民のサロンの機能と情報発信機能を併せ持つ「街の駅」の整備と既存商店街へのネットワーク化 ・新たに「お休み処」、「街なかコンシェルジュ（案内人）」の配置、各商店でのレトロ品の展示、ショッピングカートなどの貸し出し <u>実施時期</u> 平成12年度～	久慈まちづくり幹事会（旧TMO） ・商店会	旧計画にも位置付けていた本事業は、空き店舗を活用して、手作りの郷土料理の提供などを行う「いっぷく亭」、中心市街地の小径を活用したチャレンジショップ「パサージュ」を設置しており、地域住民や来街者に広く利用されている。 本事業はこれに情報発信機能を付加し、既存商店も含め「街の駅ネットワーク」として位置付け、新たに「お休み処」の設置や「街の案内人」の配置、各商店では所有するレトロ品を展示するほか、高齢者が買い物をしやすいようにショッピングカートなどの貸し出しを行うなど、憩いともてなしの環境をつくるものであり、商店街の魅力づくりと来街者等の利便性や快適性の向上に寄与する事業である。		
<u>事業名</u> 一店逸品「八の市」事業 <u>内容</u> 商店会の販促活動	久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	一店逸品事業は、旧計画にも位置付けていた事業であり、個性的な商品や特色あるサービス（一店逸品）を考案するとともに、毎月“8”のつく日を「八の市」として、統一の大暖簾を使い一店逸品		

で、各個店の個性的な商品や特色あるサービスを「ハの市」の暖簾を使ってPR <u>実施時期</u> 平成12年度～		をPRしており、これまで商店街の景観の向上と一体感の醸成が図られるなどの成果を挙げている。 しかしながら、各個店での対応であるため継続的に実施されておらず、現在では一部の商店のみでしか行われていないという課題がある。 今後は取り組みの形態を見直し、一店逸品の考案から暖簾の上げ下げやイベントの開催など商店同士で連携しながら、他店についてもアイデアを出し合い、商店会全体での取り組みとし、更なる一体感の醸成と賑わいの創出を図る事業である。		
<u>事業名</u> 商店街「食の匠」ふれあい事業 <u>内容</u> 空き店舗を利用し、食の匠による郷土食の提供と蕎麦打ち体験等の実施 <u>実施時期</u> 平成20年度～	商店会・久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	本事業は、商店街の空き店舗を利用し、食の匠による郷土食（田楽、まめぶなど）の提供と蕎麦打ち体験等を行い、商店街の魅力づくりと来街者が地域資源を愉しめる環境づくりを行うものであり、商店街の賑わいの創出に寄与する事業である。		
<u>事業名</u> ふれあい工房体験事業 <u>内容</u> 空き店舗を利用し、工芸職人等による陶芸・工芸品の製作体験の実施	商店会・久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	本事業は、商店街の空き店舗を利用し、工芸職人等による小久慈焼・琥珀工芸製作など、来街者が自ら体験し愉しめる場を設け、商店街の魅力づくりと来街者が地域資源を愉しめる環境づくりを行うものであり、商店街の賑わいの創出に寄与する事業である。		

<u>実施時期</u> 平成20年度～				
<u>事業名</u> 商店街特選マップ作成事業 <u>内容</u> 商店街のオンリーワンを掲載した案内マップを作成 <u>実施時期</u> 平成19年度～	久慈まちづくり幹事会（旧TMO）	本事業は、口コミ情報やアンケート等により商店街のオンリーワンを載せた案内マップを作成し来街者へ配布するとともに、マップを使って商店同士が他店の情報を共有し、各個店が来街者に対して紹介・案内し合える、もてなしの環境をつくるものであり、商店街の魅力づくりと来街者等の利便性の向上に寄与する事業である。		
<u>事業名</u> 土風館週末イベント等開催事業 <u>内容</u> 「風の館」「土の館」において市民・個店が参加する週末イベントを実施 <u>実施時期</u> 平成20年度～	(株)街の駅・久慈	本事業は、商店街との連携により、新たに整備される「風の館」「土の館」において市民や各商店が参加する週末イベントを企画し開催するものであり、「風の館」「土の館」を拠点とした中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕これまでの事業及び措置と一体的に推進する事業の必要性	
現状分析 ・ 中心市街地内の久慈駅は、ＪＲ線、三陸鉄道線の乗り継ぎとなる結節駅であるが、年々利用者数は減少しており、鉄道自体の魅力化、利便性の向上などが求められている。 ・ 久慈駅を起点・終点とし、東北新幹線盛岡駅や二戸駅、郊外の集落を結ぶ民営の路線バスが運行しているが、利用者の減少を背景に廃止される路線が出てきている。その一方で、市民アンケート調査でも、中心市街地を活性化させる取り組みとして「バスの充実」を求める声は高いことから、多様な都市機能の集積した中心市街地とを結ぶ、市民の身近な交通手段の確保が求められている。 ・ 市内の観光施設・資源は分散していることから、広域観光の拠点となる「風の館」「土の館」の整備により中心市街地と広域的な観光施設・資源とのネットワーク化、さらには、観光ニーズの多様化等に対応したきめ細やかなサービスの充実が求められている。 ・ 整備が計画されている「風の館」「土の館」は、商店街を通る国道には面していないため、分かりやすいよう、アクセスがしやすいよう工夫が必要である。 ・ 中心市街地における都市型新事業の立地促進を図るための施設を整備する事業については、現在のところ、民間事業者による、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業の実施する企業などの立地に関する計画はなく、具体的な協議も行っていないことから、事業は見込まれない。 ・ 中心市街地における食品の流通の円滑化を促進する中心市街地食品流通円滑化事業については、現在のところ、民間事業者による食品商業集積施設の計画はなく、具体的な協議も行っていないことから、事業は見込まれない。 ・ 乗合バスの利用者の利便の増進のための事業については、市民から運行回数の増加の要望はあるが、市全体の人口減少はもとより、利用客自体の減少を背景に廃止する路線も多い。 ・ 貨物運送効率化事業については、現在商業者が個々に集荷・配送を行っている現状にあり、商店会等による共同集配施設整備についての要望等はなく、具体的な協議を行っていない。 事業の必要性 これらの現状を踏まえた、「4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業」の必要性は、以下のようになる。 【公共交通機関の利便性の増進を図るための事業】 ・ 合併後の久慈市のバス交通について、より効果的なバス運行を実施することを目的に、平成18年6月に「バス交通検討委員会」を設置し、総合的にかつ有効なバス交通政策を推進するための調査・検討を行っている。 ・ バス交通の充実と中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を目指すため、既存鉄	

道、路線バスの利便性、快適性の向上を図るためにこれまで取り組んできた事業を継続的に、かつ発展的に取り組むとともに、新たにバス利用の快適性と利便性の向上を図るための事業を総合的に推進する。

- ・市の交流人口の増加とともに、中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を目指すためには、観光客へのきめ細やかなサービスの充実が必要であり、マイカー以外で当市を訪れた観光客を対象に、タクシーと提携して「自由に移動する」手段となり得る二次交通の構築を図る事業を展開する。

【中心市街地における都市型新事業の立地促進を図るための施設を整備する事業】

- ・現在のところ事業は見込まれないが、必要に応じ検討を行う。

【中心市街地における食品の流通の円滑化を促進する中心市街地食品流通円滑化事業】

- ・現在のところ事業は見込まれないが、必要に応じ検討を行う。

【乗合バスの利用者の利便の増進のための事業】

- ・現在のところ事業は見込まれないが、必要に応じ事業者と協議のうえ検討を行う。

【貨物運送効率化事業】

- ・現在のところ事業は見込まれないが、必要に応じ検討を行う。

フォローアップ

年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 三陸鉄道アシスト事業 <u>内容</u> 三陸鉄道への設備整備への助成と強	久慈市	地域の公共交通機関として重要な役割を果たしている三陸鉄道に対し、これまでも継続的に支援を行っており、その成果は、経営の維持に寄与している。 今後も、地元市民や観光客の足確保のため継続して実施し、利用	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成21年度～	

化促進協議会での事業（企画列車PR・三鉄魅力発信、利用者補助等）の実施 <u>実施時期</u> 昭和59年度～		促進のPRにも積極的に取り組み、広域圏での三陸鉄道の魅力の向上と地元住民や観光客の足の確保を行うものである。		
<u>事業名</u> 路線バス運行事業 <u>内容</u> JRバス廃止路線への市民バスの運行（民間委託方式） <u>実施時期</u> 平成20年度～	久慈市	本事業は、JRバスの市内路線からの撤退を受け、市民バスを新たに運行するものであり、来街者の交通・アクセス面での利便性を向上させるために必要な事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成21年度～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当無し

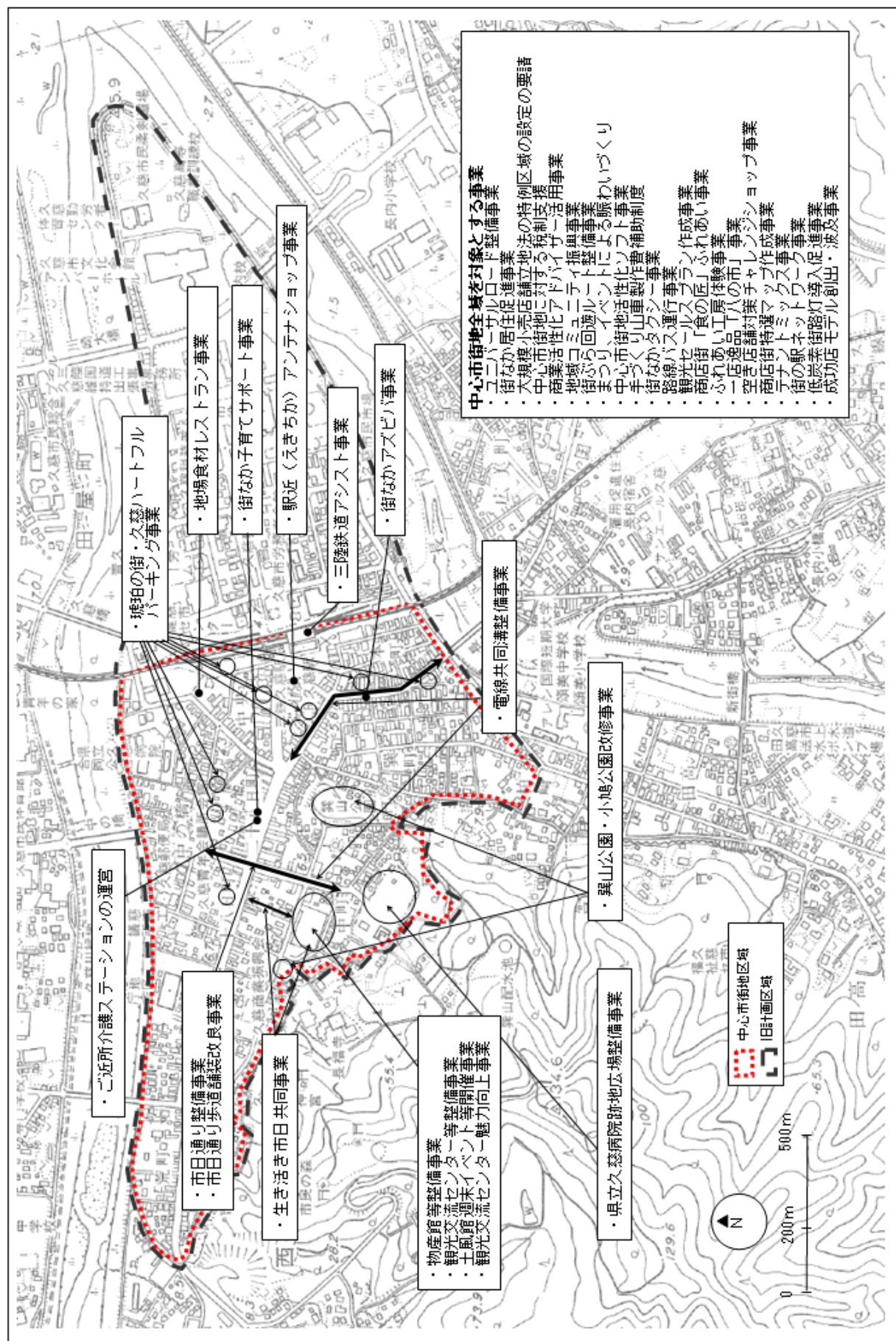
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 街なかタクシー事業 <u>内容</u> マイカー以外で当市を訪れた観光客を対象に、タクシーと提携して、「自由	久慈市 ・ 久慈市観光協会 ・ タクシー会社	本事業は、タクシーと連携して公共交通機関で当市を訪れた観光客の二次交通を構築するため、各観光施設（観光施設・観光地・飲食店・土産売場、市民市場など）までの定額料金化や「風の館」「土の館」を拠点とした「街なか観光」のコース設定、タクシー運転手による観光案内ガイドなどを行う		

に移動する」手段と なり得る二次交通 の構築 <u>実施時期</u> 平成20年度～		ものであり、来街者の交通・アク セス面での利便性の向上に寄与 する事業である。		
--	--	---	--	--

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

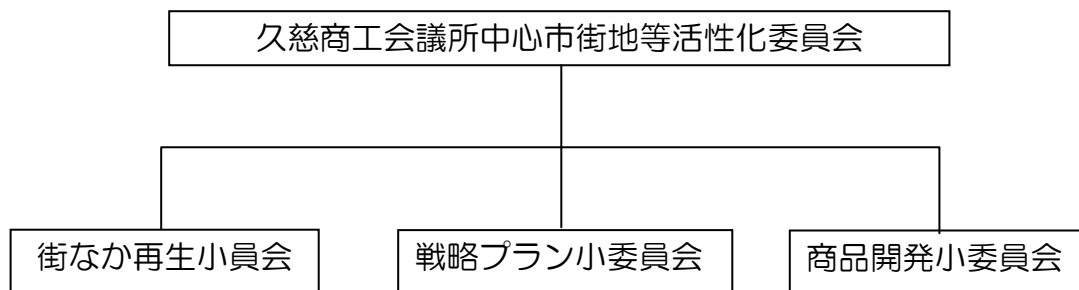
〔1〕市町村の推進体制の整備等	
(1) 庁内における体制整備 ① 中心市街地活性化推進室 中心市街地の活性化を積極的に進め、庁内の関係部局との連絡調整を行う市の組織として「中心市街地活性化推進室」を平成18年7月に設置し、専任職員4名、兼務職員2名を配置した。 ② 中心市街地活性化推進会議、中心市街地活性化事業推進幹事会の設置 基本計画の構築、推進等を所掌する庁内組織として、関係部課長等14名を構成員とした「中心市街地活性化推進会議」、関係総括主査等13名を構成員とした「中心市街地活性化事業推進幹事会」を設置した。 (2) 地元関係者による体制の整備 ①久慈・街なか再生推進本部 中心市街地活性化によるまちづくりを官民一体となって推進し、真に「にぎわいと親しみあふれる『まち』の再生」を具現化するため、久慈市、久慈商工会議所、株式会社街の駅・久慈の三者で「久慈・街なか再生推進本部」を平成18年6月に設置した。 第1回本部会議 平成18年7月7日 スケジュールについて 第2回本部会議 平成18年7月20日 スケジュール及び(株)街の駅・久慈の推進体制について 中心市街地活性化協議会について 第3回本部会議 平成18年8月10日 中心市街地活性化協議会設立準備会について 中心市街地活性化基本計画作成に係る意見集約について 第4回本部会議 平成18年9月25日 施設整備関係スケジュールについて 市基本計画・戦略補助金申請等策定スケジュールについて 第5回本部会議 平成18年10月12日 市基本計画策定作業の進捗状況について 中心市街地活性化協議会スケジュールについて 戦略補助金申請スケジュールについて 街なか再生核施設整備事業のコンセプトについて ソフト事業関係（小委員会等）の進捗状況について 第6回本部会議 平成18年11月21日 市基本計画策定に係る国との協議における指摘事項等について	

特定民間中心市街地活性化事業計画案について
 第7回本部会議 平成18年12月8日
 中心市街地活性化のコンセプトについて
 観光客の誘客目標及び対応策について
 第8回本部会議 平成18年12月14日
 中心市街地活性化のコンセプトについて
 観光客の誘客目標及び対応策について
 第9回本部会議 平成19年1月6日
 核施設整備に関するビジネスプラン及び事業効果について
 第10回本部会議 平成19年1月11日
 核施設整備に関するビジネスプラン、事業効果及び収支計画について
 第11回本部会議 平成19年1月30日
 核施設整備に関するビジネスプランに対する指摘事項への対応について

②久慈商工会議所中心市街地等活性化委員会等

中心市街地活性化及び「風の館」「土の館」整備の方向性などについて検討する「久慈商工会議所中心市街地等活性化委員会」を組織するとともに、個別の取り組みについて協議を行う小委員会を立ち上げている。

小委員会は、「風の館」「土の館」の機能や市日の活性化などについて協議する「街なか再生小委員会」、街なかの回遊ルートの検討や街並みの景観整備などについて協議する「戦略プラン小委員会」、商品開発について協議する「商品開発小委員会」であり、商店会の代表などで組織されている。



<久慈商工会議所中心市街地等活性化委員会の開催日程と検討内容>

第1回委員会 平成18年8月28日
 テーマ：久慈商工会議所中心市街地等活性化委員会の設置について
 テーマ1. 久慈商工会議所中心市街地活性化委員会規程について
 テーマ2. 委員会の今後のスケジュールについて
 第2回委員会 平成18年11月22日
 テーマ：各小委員会の中間報告
 テーマ1. 街なか再生小委員会の取りまとめ報告について
 テーマ2. 戦略プラン小委員会の取りまとめ報告について
 テーマ3. 商品開発小委員会の取りまとめ報告について
 第3回委員会 平成19年1月26日

テーマ：街なか再生小委員会最終報告書について
第4回委員会 平成19年3月8日
テーマ：戦略プラン小委員会最終報告書について

<街なか再生小委員会の開催日程と検討内容>

第1回小委員会 平成18年9月11日
テーマ：街なか再生小委員会の設置について
 テーマ1. 久慈商工会議所中心市街地等活性化委員会規程について
 テーマ2. レトロ館及び歴通路通りについて
 テーマ3. 小委員会の今後のスケジュールについて
第2回小委員会 平成18年9月22日
テーマ：レトロ館及び歴通路通りについて
第3回小委員会 平成18年10月5日
テーマ：街なか再生核施設の機能充実方策
 （風の館、土の館、歴通路通りについて）
第4回小委員会 平成18年10月10日
テーマ：「土の館」のデザインについて
第5回小委員会 平成18年10月13日
テーマ：街なか再生核施設を活かした賑わいづくり
 テーマ1. 「人が集まりやすい施設づくり」について
 テーマ2. 「人が集まりたくなる施設づくり」について
 テーマ3. 「周辺施設との連携での賑わいづくり」について
 テーマ4. 「観光ルートへの組み入れでの賑わいづくり」について
第6回小委員会 平成18年10月16日
テーマ：「土の館」レトロ館のデザインについて
第7回小委員会 平成18年10月20日
テーマ：市日の活性化
第8回小委員会 平成18年10月24日
テーマ：市日の活性化（市日組合対象）
 テーマ1. 「町の風物詩としての継承」について
 テーマ2. 「集客力アップのための魅力作り」について
 テーマ3. 「市日出店者の増加策」について
 テーマ4. 「市日の統一テント」について
 テーマ5. 「既存市、各イベント等の充実策について」について
 テーマ6. 「市日の賑わいを町全体に」について
第9回小委員会 平成18年11月7日
テーマ：中間報告
第10回小委員会 平成18年11月8日
テーマ：久慈市の日本一、世界一
第11回小委員会 平成18年11月10日
テーマ：歴通路通り、レトロ館のデザインについて
第12回小委員会 平成19年1月19日

テーマ：街なか再生小委員会最終報告書について

<戦略プラン小委員会の開催日程と検討内容>

第1回小委員会 平成18年9月12日

テーマ：歩行者回遊ルートについて

第2回小委員会 平成18年10月17日

テーマ：歩行者回遊ルートごとのポケットパークについて

第3回小委員会 平成18年10月23日

テーマ：賑わい方策について

テーマ1. 未実施ソフト事業の評価

テーマ2. 計画中ソフト事業についての今後の取り組み

テーマ3. 実施中ソフト事業についての今後の工夫

第4回小委員会 平成18年11月14日

テーマ：賑わい方策について

テーマ1. 回遊ルートの検討

テーマ2. 新しいソフト事業の提案

第5回小委員会 平成18年11月16日

テーマ：戦略プラン小委員会取りまとめ中間報告について

第6回小委員会 平成19年3月7日

テーマ：戦略プラン小委員会最終報告書について

<商品開発小委員会の開催日程と検討内容>

第1回小委員会 平成18年8月29日

テーマ：商品開発小委員会の設置について

テーマ1. 久慈商工会議所中心市街地等活性化委員会規程について

テーマ2. 商品開発について

テーマ3. 商品開発小委員会の今後のスケジュールについて

第2回小委員会 平成18年9月20日

テーマ：商品開発について

テーマ1. 久慈広域特産品セットについて

テーマ2. 久慈広域陶器セットについて

テーマ3. 新商品の品目及び予算について

第3回小委員会 平成18年10月22日

テーマ：新商品試食及びアンケート調査

第4回小委員会 平成18年10月25日

テーマ：アンケート調査結果について

第5回小委員会 平成18年11月6日

テーマ：商品開発について

テーマ1. 新商品の試食について

テーマ2. 久慈広域特産品セットについて

〔２〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

久慈商工会議所と(株)街の駅・久慈が中心となり平成 18 年 8 月に中心市街地活性化協議会の発足に向け、準備会を立ち上げ、平成 18 年 12 月 28 日に協議会を設立した。

これまでの開催状況は以下のとおり。

- ・久慈市中心市街地活性化協議会の設立に向けた第 1 回準備会を平成 18 年 8 月 21 日（月）に開催

協議事項

- （１）久慈市中心市街地活性化協議会準備会規約について
- （２）会長・副会長の互選について
- （３）久慈市中心市街地活性化基本計画の策定について

- ・第 2 回準備会を平成 18 年 11 月 9 日（木）に開催

協議事項

- （１）新委員等について
- （２）久慈市中心市街地活性化基本計画について
- （３）法定協議会への移行要件について
- （４）今後のスケジュールについて

- ・第 3 回準備会を平成 18 年 11 月 27 日（月）に開催

協議事項

- （１）久慈市中心市街地活性化基本計画について
- （２）今後のスケジュールについて

- ・第 4 回準備会を平成 18 年 12 月 15 日（金）に開催

協議事項

- （１）久慈市中心市街地活性化基本計画について
- （２）久慈市中心市街地活性化協議会規約（案）について
- （３）今後のスケジュールについて

- ・久慈市中心市街地活性化協議会設立総会（第 1 回会議）を平成 18 年 12 月 28 日（木）に開催

協議事項

- （１）久慈市中心市街地活性化協議会規約について
- （２）会長・副会長の選任について
- （３）久慈市中心市街地活性化基本計画について
- （４）特定民間中心市街地活性化事業計画について

- ・第 2 回協議会を平成 19 年 1 月 19 日（金）に開催

協議事項

- (1) 久慈市中心市街地活性化基本計画について
- (2) 特定民間市中心市街地活性化事業計画について

- ・第3回協議会を平成19年2月21日(水)に開催

協議事項

- (1) 久慈市中心市街地活性化基本計画(案)について
- (2) 久慈市中心市街地活性化協議会意見書(案)について

- ・第4回協議会を平成19年2月27日(火)に開催

協議事項

- (1) 久慈市中心市街地活性化基本計画(案)について
- (2) 久慈市中心市街地活性化協議会意見書(案)について

- ・第5回協議会を平成19年3月13日(火)に開催

協議事項

- (1) 久慈市中心市街地活性化基本計画(案)について
- (2) 久慈市中心市街地活性化協議会意見書の提出について

なお、平成19年3月13日には久慈市中心市街地活性化基本計画(案)に対して、協議会における検討結果、並びに幅広い市民の意見を反映したものとして高く評価する旨の意見書が提出されたところである。

久慈市中心市街地活性化協議会準備会構成団体・委員

団 体 等 名	委 員		摘 要 (構成根拠)
	職	氏 名	
1 (株)街の駅・久慈	専務取締役	佐々木 明	都市機能の増進
2 久慈商工会議所	専務理事	桑 田 和 雄	経済活力の向上
3 岩手銀行久慈中央支店	支店長	岸 薫	事業実施者等
4 (社)岩手県建築士会久慈支部	支部長	大 畑 一 男	同 上
5 J Rバス東北(株)久慈営業所	営業所長	伊 東 與 一	同 上
6 久慈市社会福祉協議会	会長	坂 本 治 雄	同 上
7 久慈市街地区町内会	事務局長	田 表 一 夫	計画・実施に関係
8 久慈商店会連合会	会長	斎 藤 憲 次	同 上
9 中町町内会	会長	中 野 静 夫	同 上
10 国際ソロプチミスト久慈	会長	對 馬 豊 子	同 上
11 久慈市観光協会	会長	細 田 稔 男	同 上
12 岩手県タクシー協会久慈支部	支部長	栃 木 希 利	同 上
13 久慈市	助役	工 藤 孝 男	市(町村)
① 久慈地方振興局企画総務部	部長	千 田 正 和	オブザーバー
② 同 保健福祉環境部	部長	奥 寺 高 秋	同 上
③ 同 土木部	部長	平 勤	同 上
④ 久慈市TMO幹事会	幹事長	黒 沼 忠 雄	同 上

久慈市中心市街地活性化協議会委員

番号	役 職	団 体 名 等	職・氏名	法的根拠
1	会 長	久慈商工会議所	会頭 細谷地 諄吉	法第 15 条 第1項関係 第2号イ
2	副会長	(株)街の駅・久慈	専務取締役 佐々木 明	法第 15 条 第1項関係 第1号ロ
3	副会長	久慈市観光協会	会長 細田 稔男	法第 15 条 第4項関係
4	委 員	久慈商工会議所	専務理事 桑田 和雄	法第 15 条 第1項関係
5	委 員	岩手銀行久慈中央支店	支店長 岸 薫	法第 15 条 第4項関係
6	委 員	(社)岩手県建築士会久慈支部	支部長 大畑 一男	法第 15 条 第4項関係
7	委 員	JRバス東北(株)久慈営業所	営業所長 伊東 與一	法第 15 条 第4項関係
8	委 員	久慈市社会福祉協議会	会長 坂本 治雄	法第 15 条 第4項関係
9	委 員	久慈市街地区町内会	事務局長 田表 一夫	法第 15 条 第4項関係
10	委 員	久慈商店会連合会	会長 三河 邦彦	法第 15 条 第4項関係
11	委 員	中町町内会	会長 中野 静夫	法第 15 条 第4項関係
12	委 員	国際ソロプチミスト久慈	会長 對馬 豊子	法第 15 条 第4項関係
13	委 員	岩手県タクシー協会久慈支部	支部長 栃木 希利	法第 15 条 第4項関係
14	委 員	久慈TMO幹事会	幹事長 黒沼 忠雄	法第 15 条 第4項関係
15	委 員	久慈市	助役 工藤 孝男	法第 15 条 第4項関係

①	オブザーバー	久慈地方振興局企画総務部	部長 千田 正和	法第 15 条 第8項関係
②	オブザーバー	同 保健福祉環境部	部長 奥寺 高秋	法第 15 条 第8項関係
③	オブザーバー	同 土木部	部長 平 勤	法第 15 条 第8項関係

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

○様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整等

①市民出資によるまちづくり会社の設立等

本基本計画の基本方針として、「広域観光の拠点づくり」を据えているところであり、その主要事業である「風の館」「土の館」整備事業は、民間まちづくり会社と市が一体的に観光交流拠点を整備するものである。特に、物産館等整備事業の実施主体である(株)街の駅・久慈は、100 を超える中小企業者や個人事業者などいわゆる市民出資により設立されており、市民の熱意と期待が込められた事業である。更にはこの事業と連携したソフト事業として商店街・市日と一体となった自主イベントの開催にも取り組み、地域ぐるみでの様々な主体による活性化事業を進めていくものである。

②基本計画に基づく市民意見

中心市街地活性化に対する市民の声を取り入れるため、平成 19 年 2 月 9 日から 2 月 20 日までの 12 日間、「久慈市中心市街地活性化基本計画案」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を行った。その結果、8 件の要望や具体的内容についての問い合わせが寄せられた。これらについては、市のホームページ上に考え方を公表したほか、本計画への参考とした。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕都市機能の集積の促進の考え方

- ・ 当市の公共公益施設については多くのものが中心市街地とその隣接地域に集積しているが、中心市街地外に立地する公共公益施設については、今後立て替えの際に可能な限り中心市街地内への整備を行うなど、コンパクトなまちづくりを推進していくこととする。
- ・ 平成 19 年度に策定予定の久慈市都市計画マスタープランにおいて、「コンパクトなまちづくり」に取り組む旨を市の方針として位置付けることとしている。
- ・ 市内の準工業地域については特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を制限するものとする。

〔2〕都市計画手法の活用

- ・ 久慈市総合計画基本構想において、土地利用方針の中で準工業地域における大規模集客施設立地を制限するための特別用途地区の指定を行う方針を位置付けており、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律により、都市計画法及び建築基準法の一部改正が施行される平成 19 年 11 月 30 日に合わせて、準工業地域の特別用途地区の都市計画決定の告示、並びに市の建築物の制限に関する条例を施行することとしている。

〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

①既存ストックの現況

未利用となっている建築物、店舗

- ・ 現在未利用となっている大型空き店舗は以下のとおりである。

旧店舗名称	開店日	閉店日	店舗面積	業態	主要販売品
松前	S36.11.1	H17.3.20	1,051㎡	専門店	衣料品

「駅前ビル」の概要

- ・ その他、市の玄関口である JR 久慈駅前に立地する地上 4 階建ての「駅前ビル」は、老朽化しているとともに、地下及び 2～4 階部分が未利用となっている。

- * 昭和 40 年建設 築 40 年超
- * 地上 4 階、地下 1 階 住居兼店舗
- * 地下及び 1、2 階部分を店舗、3、4 階を住居として使用
- * 店舗部分については、現在 1 階部分はデイサービスセンター「わが家」(NPO 法人ひまわり)と美容室が入居、地下及び 2 階部分は空き店舗状態
- * 住居部分については、3 階部分は 8 室中 1 室を久慈駅前ビル協同組合の事務室として使用しており残りは空室状態、4 階部分は 9 室中 2 室に税務会計事務所が入居しており、残りは空室状態

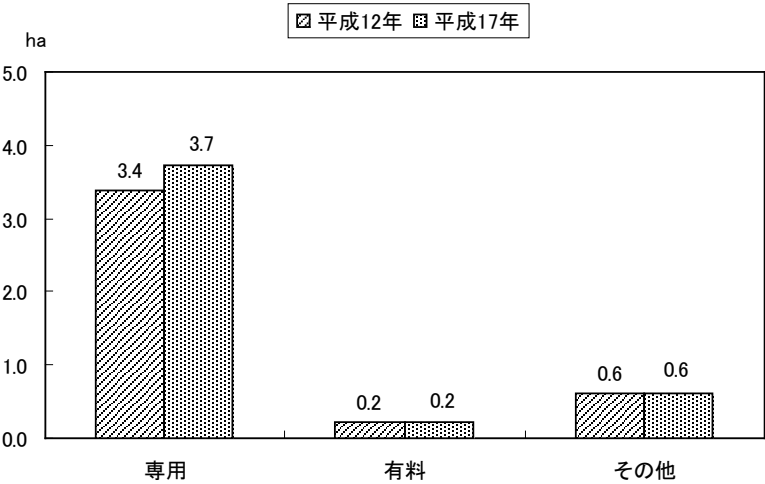
- ・ これらの大型空き店舗は、中心市街地の賑わいを阻害する要因となっていることから、ふれあい工房体験事業などの実施場所としての活用のほか、大規模小売店舗立

地法の特例の活用を図りながら、大規模小売店舗の出店場所としての活用を促すなどして、解消を図ることとしている。

駐車場などの低未利用地

- ・ 中心市街地内にある低未利用地（空地、駐車場）は約 4.6ha あり、そのうち店舗専用駐車場が 3.7ha で、有料駐車場は 0.2ha となっている。
- ・ 駐車場利用の高度化については、平成 18 年度より「琥珀のまち・久慈ハートフルパーキング事業」を実施しており、本計画においても、継続して事業に取り組むことにより、駐車場利用者の利便性の向上に努めていくこととしている。

< 中心市街地内駐車场面積の推移 >



(単位 : ha)

	専用	有料	その他	合計
平成12年	3.4	0.2	0.6	4.2
平成17年	3.7	0.2	0.6	4.6

※面積は図面上で実測
※四捨五入の関係で、種類別面積の合計数値があわない

[illegible]

98

②行政機関、都市福利施設の立地状況

・久慈市における主な行政機関、都市福利施設の立地状況は以下のとおりである。

【既存施設】

(中心市街地内)	(旧計画区域内)
○医療施設	○教育文化施設
・黒田医院	・久慈高等学校長内校
・小林外科医院	・高等職業訓練校
・斎藤内科	○医療施設
・竹下産婦人科医院	・市川内科医院
・鳥谷医院	・白岩小児科医院
・前田整形外科・内科医院	・藤田皮膚科医院
・いわき歯科医院	・岩城歯科医院
・大橋歯科医院	・おおさわ歯科クリニック
・久慈歯科医院	
・宮沢歯科医院	
・やまぐち歯科医院	

○社会福祉施設

(中心市街地内)

- ・ふくしサロンしあわせSUN
- ・久慈駅前デイサービスセンター「わが家」
- ・久慈保育園
- ・聖母幼稚園

○移転計画のある公共施設 なし

③大規模集客施設

市内

	店舗名称	店舗面積(㎡)	開店日
中心市街地内	中村家具店	1,021	S47.8.1
	小計	1,021	
旧計画区域内	ユニバース久慈川崎町店	1,873	S52.11.2
	ショッピングロードフジモリ久慈店	1,261	H7.6.10
	久慈市民市場	1,011	H7.3.2
	小計	4,145	
中心市街地外	久慈ショッピングセンター	11,359	H15.6.5
	ショッピングタウンアクロス久慈	6,638	H12.12.1
	ジョイフルタウン久慈	6,357	H5.5.27
	スーパードラッグアサヒ久慈店	1,780	H16.12.23
	ジョイス久慈中の橋店	1,558	H15.11.6
	ホームック久慈店	1,220	S63.3.16
	小計	28,912	
合計		34,078	

- ・ 中心市街地外への新たな出店予定として、株式会社ヤマダ電機より「ヤマダ電機 テックランド久慈店」（面積：2,216 m²、平成 19 年 8 月 16 日出店予定）の出店に係る大規模小売店舗立地法に基づく届出書の提出（平成 18 年 12 月 15 日）があり、現在、届出書の縦覧を行っている。本市としては、コンパクトなまちづくりを目指していることから、県に提出する意見書にその旨盛り込む予定である。

〔４〕 都市機能の集積のための事業等

- ・ 観光交流センター整備事業（風の館）
- ・ 物産館整備事業（土の館）
- ・ 県立久慈病院跡地広場整備事業
- ・ 巽山公園・小鳩公園改修事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

○実践的・試行的な活動の内容・結果等

①「風の館」「土の館」整備のための徹底した検討

・ミニ物産館での実証実験

平成 13 年度に久慈商工会議所が実施主体となり、中心市街地の空き店舗を活用してミニ物産館を開設した。約 4 ヶ月間の期間限定ではあったが、約 80 m²の売り場面積で 270 万円程の売上を上げており、話題性のあるまちの顔として商店街の魅力づくりに貢献したところである。また、長期的な展望に立った取り組みの必要性が挙げられたところであり、現在の物産館等整備事業への取り組みにつながっているものである。

・多様な関係者の参画による徹底した事業の検討

平成 18 年 6 月に久慈市、久慈商工会議所、(株)街の駅・久慈の三者で「久慈・街なか再生推進本部」を、また、久慈商工会議所内に、中心市街地等活性化委員会を設置し、「風の館」「土の館」整備の方向性等について、徹底したニーズ分析を行ってきたところである。

また、中心市街地等活性化委員会に「街なか再生小委員会」「戦略プラン小委員会」「商品開発小委員会」を設置し、ビジネスプランの検討を十分に行い、事業計画を決定している。

②つどいの広場

平成 16 年度から中心市街地の空き店舗を活用して、子育てに関する相談や情報提供などを行う子育ての支援施設「つどいの広場」として運営している事業であり、日頃から子育て中の親子が気軽に立寄れる施設として賑わっている。本事業は、子育て支援の役割とともに中心市街地の賑わいの創出に大きな成果を挙げている。

③ご近所介護ステーションの運営

平成 16 年度から上記「つどいの広場」の隣接地で運営している当該事業は、デイサービスの実施や高齢者のサロンの施設としての運営のほか、一般の来街者向けにトイレの一般開放を行うなど、多くの市民に使用されている。

また、高齢者を対象とする施設と子どもを対象とする施設が隣接することにより、相互の交流が図られ、高い相互効果を生んでいる。

一方で、ボランティア団体「こはくのまち保健室」による出前健康相談事業も同施設で行われており、様々な民間主体による活動への広がりを見せている。

④駅前の空きビルを活用したデイサービスセンターの運営

更なる民間の取り組みとして、市の玄関口である久慈駅前の「駅前ビル」1 階の空き店舗スペースに、NPO 法人ひまわりがデイサービスセンター「わが家」を開設し、地域で支え合う福祉の実現とともに駅前商店街の賑わいづくりも視野に入れた活動が行われている。

〔2〕都市計画との調和等

①基本構想（平成 18 年 12 月）

平成 18 年 12 月に策定した久慈市総合計画基本構想においては、商店街の活性化を図るための物産館等の施設整備、街並み整備、空き店舗の有効活用、街なか居住などを推進する旨を謳っており、生活の場として魅力ある市街地の形成を目指している。

また、土地利用方針の中では、無秩序な都市開発を抑制し、健全な市街地の維持発展を図る観点から、準工業地域における大規模集客施設立地を制限するための特別用途地区の指定を位置付けている。

②都市再生整備計画 久慈街なか再生地区（平成 18 年 3 月）

・目標

大目標：にぎわいと親しみあふれる「まち」の再生を基本コンセプトとした久慈広域圏の「顔」の創造

目標 1：久慈地域の拠点となる情報・交流施設の整備により、地域の魅力と情報を発信し賑わいを創出する。

目標 2：高質空間整備による便利でわかりやすい中心市街地を形成し、交流人口の増加を図る。

目標 3：賑わい空間と一体的に憩いの空間づくりを行い、市民と来街者にやさしいまちづくりを進める。

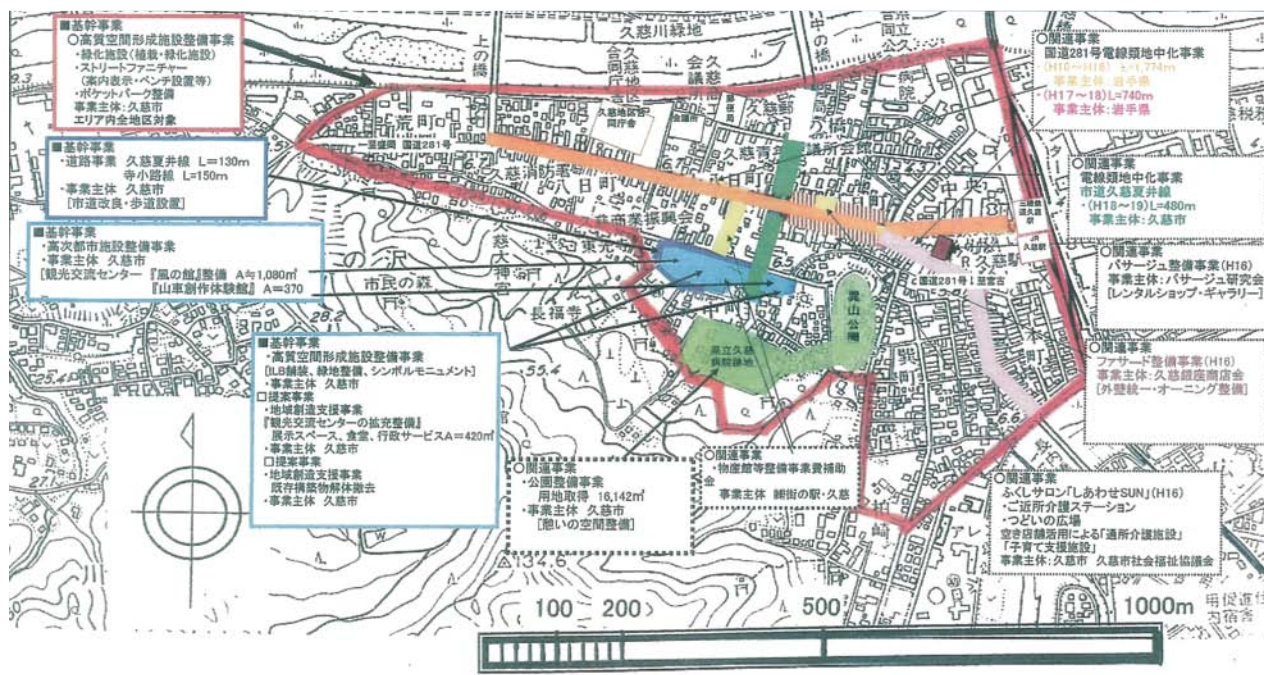
・整備方針

整備方針 1：地域の魅力・情報を中心市街地から発信することによる賑わい創出

整備方針 2：高質空間となる便利でわかりやすい中心市街地の形成による交流人口の増加

整備方針 3：憩いの空間づくりによる市民と来街者にやさしいまちづくり

<整備方針概要図>



〔３〕その他の事項

- ・ユニバーサルロード整備事業や市日通り歩道舗装改良事業により、歩道のバリアフリー化、案内板の設置などを行い、歩行者の安全性の向上と移動の円滑化を図る。
- ・国道 281 号沿いに面する商店街の通りは、本市を代表する特産品である琥珀をイメージした街灯、オーニングなど、景観整備に取り組んでおり、今後も琥珀をテーマとした景観づくりに取り組む。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	・「選択と集中」という考え方に基づき、都市構造自体を再構築(リフォーム)し、コンパクトなまちづくりを目指していることを記載している。【1-(8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 参照】
	認定の手続	・当基本計画の内容については、久慈市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成19年3月13日付けで意見書が提出されている。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	・中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。【2. 中心市街地の位置及び区域 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	・市の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	・今後のまちづくりにおいて、可能な限り中心市街地に公共公益施設の整備を進めていくとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地の制限に取り組むことを明確化している。【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照】

	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	・市総合計画基本構想などの法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照】
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	・掲げる2つの目標を目指し、必要な事業を4. から8. において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	・記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している【3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	・全ての事業において、事業主体は特定しており、相互に調整と連携を図りながら円滑な事業実施を目指す。
	事業の実施スケジュールが明確であること	・全ての事業の実施スケジュールは、平成23年度までに完了及び着手を想定したものである。